

# 会報

第57号

国立大学協会

昭和47年9月

# 会 報

(第 57 号)

## 目 次

- 或る発想……………加藤陸奥雄……………(3)
- UGCとイギリスの大学について……………(7)

### A 事業報告

1. 諸会議議事要録……………(22)
  - (1) 理事会 (47. 6. 9) ……(22)
  - (2) 第50回総会 (第1日) (47. 6. 19) ……(28)
  - (3) 第50回総会 (第2日) (47. 6. 20) ……(37)
  - (4) 第17回事務連絡会議 (47. 6. 22) ……(42)
  - (5) 第1常置委員会 (47. 5. 25) ……(45)
  - (6) 第1常置委員会 (47. 6. 20) ……(48)
  - (7) 第2常置委員会 (47. 6. 8) ……(50)
  - (8) 第2常置委員会 (47. 6. 20) ……(50)
  - (9) 第3常置委員会 (47. 6. 13) ……(52)
  - (10) 第3常置委員会 (47. 6. 20) ……(53)
  - (11) 第4常置委員会 (47. 6. 20) ……(54)
  - (12) 第5常置委員会 (47. 6. 20) ……(55)
  - (13) 第6常置委員会 (47. 5. 16) ……(57)
  - (14) 第6常置委員会 (47. 6. 20) ……(58)
  - (15) 医学教育に関する特別委員会  
(47. 6. 5) ……(60)
  - (16) 図書館特別委員会 (47. 5. 16) ……(62)
  - (17) 研究所特別委員会 (47. 5. 22) ……(63)
  - (18) 研究所特別委員会 (47. 6. 23) ……(64)
  - (19) 入試期特別委員会 (47. 6. 7) ……(65)
  - (20) 入試調査特別委員会 (47. 5. 12) ……(67)
  - (21) 入試調査特別委員会 (47. 6. 7) ……(68)
  - (22) 教員養成制度特別委員会 (47. 5. 20) (69)
  - (22) 教員養成制度特別委員会 (47. 6. 6) (71)
  - (23) 大学運営協議会各研究部会合同会議  
(47. 5. 19) ……(72)
  - (24) 特別会計制度協議会 (47. 5. 17) ……(75)
2. 諸会合……………(77)
3. 第50回総会国立大学協会事業報告書…(78)

### B 要望書

1. 大学保健管理施設の増加, 充実について

2. 国立大学共同利用研修施設設置に関する  
要望書 (47. 6. 20) ……(84)
3. 国立大学教官等の待遇改善に関する要望  
書について (47. 6. 20) ……(85)
4. 国立大学医学部学生定員増について (要  
望) (47. 6. 20) ……(87)

### C 資料

1. 大学運営協議会規程の一部改正について  
(47. 6. 20) ……(89)
2. 理事及び監事総会互選要領中一部改正に  
ついて (47. 6. 20) ……(89)
3. 国立大学の代表者である常置委員会の委  
員の総会選出要領中一部改正について  
(47. 6. 20) ……(89)
4. 大学運営協議会規程中一部改正について  
(47. 6. 20) ……(90)
5. 国立大学協会会館増築建物・工事費 (設  
備費を含む)・資金計画について  
(47. 6. 20) ……(90)
6. 常置委員会の設置及び担当事項について  
(47. 6. 20) ……(90)
7. 第51回総会の日程について (47. 6. 20) (90)

### D その他

1. 学長・役員・委員等の異動について…(91)
2. 寄贈図書……………(91)
3. 窓
  - 国連・人間環境会議に出席して…(83)
  - 人工腎臓の現在と将来……………(92)
  - 沖縄と国際海洋博……………(93)

## 或る発想

加藤 陸 奥 雄

20年以上も以前のことになってしまった。厚生省や県の衛生部あたりがきもいりしたこともあって、「ハエヤカのいない明るい豊かな生活」というスローガンをかゝげて、環境衛生協会や地方ならば環境衛生組合などが推進母体となって、環境衛生についての大規模な全国的市民運動が展開されたことがあった。この運動は近ごろの各種市民運動のなかでは異色のなもので、つい最近まで、というよりは今に至るまでつづいているともいえるような長い年月にわたって持続され、これによって環境衛生についての国民の意識は大きく高揚されてきた。

この市民運動のごく初期のころ、ある研修会に講師として招かれたことがあった。私の講演に先立って、当時厚生省におけるすぐれたリーダーであった須川課長の講演があった。その講演の中で須川氏は、学者グループの研究はそれ自体学術的にはすぐれたものであろうが、日本人の生活の中からハエヤカの発生をなくすということに寄与することには大きな期待はできないし、事実その線にそった啓蒙的指導は必ずしも多くはないように思えるのは残念であるという意味のお話があった。つまり分類学的な研究、形態学的な研究ないしは生理学的な研究が多くて、それにもとづく講演が主となり、それ自体学術的価値は大きい、生態学的研究にねざした話しによる生活指導は少ないのであろうと私には解釈された。

衛生学的に問題となるべき「ハエヤカ」は現代の文化社会にあっては、人間の生活環境の中にその発生源があり、しかも人間の暮しの様式がその発生源をつくり、発生の量を左右していることから考えると、当然のことながら、ハエヤカの生態学的研究にうらづけされた環境衛生学、公衆衛生学あるいは広く衛生学というものがこの市民運動に応えなければならないものであった。しかし、当時はこの分野の研究はあまり活発には行なわれてはいなかったし、従って研究者の数もさほど多くはなかったので、須川氏の感懐はまさに当を得たものであった。

素人の私にはよくわからないことながら、医学の中で衛生学の範ちゅうの中でこの方面の研究と教育は皆目行なわれてはいなかったように思えるし、既設の講座でいえば寄生虫学の中に包括されていたむきがあったように思えた。しかし一方ではこのとき既に医動物学の講座がわずかながらあったし、新しい講座としてこれがいくつかの大学に設置されたばかりのものもあったし、更にはこれから設置されようとする機運にはなっていた。講演の中で「私は理学畑の研究者の1人なのです。それにも拘らず、なぜ私がこのような医学の分野の研修会に講師としてひっぱりだされなければならないのでしょうか……」というような冗談めいた話しをしたりしたのはこのころのことであった。

ともかくも、どちらが鶏か卵かの議論はおくとして、「カとハエのいない」市民運動はますますそ

の輪をひろげていったし、一方医動物学の進展はこの運動に応える研究をつぎつぎと蓄積していった。両相まって市民の環境衛生についての関心はますます高揚されていったといえる。

私はハエやカの生態学的研究をつづけていたためにこの運動にまきこまれてしまったのであったが、このころこれとは別に日本住血吸虫の宿主である宮入貝の生態学的な調査研究をする機会をもったことがあった。わずかな年月の調査研究ではあったが、吸虫とその宿生である宮入貝との関係に、人間の生活様式、とくにも水田における農耕作業形態、農地改良の様相や家畜の飼養形態などがかわりあいをもっていること、このようなことについての生態学的な研究が必要であること、これと共に吸虫のライフヒストリーの動態との関連づけがこの生物の病源性と結びついてはじめてこの虫による病気の根絶へむかっただけの学問がなりたつのだと考えた。ところでまた、統計的に何年かのサイクルで多数患者が発生するという日本脳炎が流行しはじめたりしたので、カの研究をやっていることもあって、この日本脳炎の疫学的研究に参加し、その中でコガタアカイエカの生態学的研究の部分を受けもった。この研究は今でもつづいているともいえるが、ここでもウィルスの行動、コガタアカイエカ個体群の吸血行動の動態、家畜、主としてブタのウィルスのアンプリファイヤーとしての役割これらのものがひとつの系に織りなされていること、そしてこの系を織りなすのに人間の生活形態が関与していること、従ってこれらのことについての生態学的な研究にうらづけられた環境医学ないしは予防医学というものが脚光をあびるようにならなければならないのだと思ったことであった。

このようなふうを考えてみると、いままで述べてきたようなことがらは、医動物学という範ちゅうよりはむしろ、予防医学的な重みを十分にとりいれた環境衛生学として広く衛生学という概念の中で学問としての発展をすることの方が妥当なのではないかと思うようになった。

最近「公害」の名のもとに環境問題が社会的な大きな流れとしてとりあげられている。この問題は明らかに医学的分野、予防医学ないしは環境医学の分野で大きな意味をもつと思うのだけれども、この方面からののろしがあり目につかないのはどういうことなのであろうか。あるいは上にのべたような概念にたつての医学の分野が十分にはうちたてられないでいることに問題があるのかもしれない。

何はともあれ、さきに述べたような「ハエとカのいない明るい生活」運動はハエやカだけに止まらず、食品害虫なども含めてひろく衛生動物全般にわたっての運動にひろがり、今日みられるように一般市民とくに主婦たちの環境衛生への関心がたかまり、生活改善の実があつていった。このような動きに対して大学における医動物学の研究あるいは国公立衛生研究所の研究が直接間接に寄与したことについてははかりしれないものがあつた。そしてそうしたなかで、その研究にたずさわった研究者自身が直接に街頭に進出し啓蒙運動に参加した。私も前にのべたようななかよりあいから、研修会あるいは講習会、講演会にひんぱんにひっぱりだされることになった。数えたわけではなかったが数百回に及んだことと思つている。このような経過の中で、私はいままで述べてきたことと関係はあるが、別の疑問を感じないわけにはいかなかった。それは専門的研究者はいても、それにつづく技術者、わけても直接に市民と接するいわゆる末端技術者のいないことであつた。

この種の分野で直接に市民と接する指導的機関に保健所がある。当然のことながらここにはそれを

担当する係が組織の上からはおかれている。しかし残念なことにこれらの人々はこの分野のことがらに責任をもてるように教育されてきた人ではない。従って失礼ながら市民に対して十分な指導を与えることに欠けるのではないかと思えた。今にいたっても、各地の保健所でこのような分野に適するような学校教育をうけてきた職員が配置されているというのは恐らく稀有のことに属するのではなからうか。

一方、この運動が徹底するにつれて衛生害虫駆除事業も推進されてきたが、各地の薬品会社は率先して薬剤散布のサービス事業をはじめた。ところがこのサービス事業の担当社員にももちろんのことこの道のための専門的教育をうけた人はほとんどいないといってよかった。

このようなことで、保健所の指導にしても例えば乳幼児の健康相談における指導とひきくらべてかなりの問題があるように感じられたし、薬剤散布のサービスにしてもその薬剤の選択、散布の場所と時期、散布のしかたなどについて適切を欠くことも多くみられたり、場合によっては誤ちさえもおかしているように思えることがしばしばであった。それかあらぬか、私自身も体験したことであったが、専門研究者自身がじかに部落にはいり、町内会に出むいて直接的に技術指導をすらせざるを得ないはめにおちいたりした。つまりは専門研究者自身が末端技術者の仕事をも兼ねる必要があった。

私が疑問に思ったのはこのことであった。例えば工学の分野にしる、農学の分野にしる、大学における専門研究者、専門技術者の養成とならんで、末端技術者を養成するためのいわゆる実業高等学校、すなわち工業高等学校もあれば農業高等学校も古い昔から設置されているし、両者の中間的位置づけの指導的技術者の養成機関としての短期大学や専門学校もつくられている。従って、専門的な研究がこれらの技術者を通して市民の生活の中にうまく侵透していくようなしくみがつくられている。しかしいままで問題としてとりあげてきた分野ではどうであろうか。さきに述べられた医動物学の分野だけについてみても、大学における研究と教育は十分ではないにしても行なわれているけれども、これに呼応するかたちでの短期大学や高等学校教育は何も行なわれてはいない。最近になって、この分野での末端技術者ないしは指導的技術者の需要がますますふえてきているのに対応して、全く姑息的ながら講習会などを通して資格を与えるようなことが行なわれているが、今後ともこのまゝで過ごせるものではなさそうに思える。

最近の環境汚染の問題は人の生命を主役としてとりあげるべきものであることはもちろんであって、このことを含めて予防医学の一分野としての環境医学の問題についてはすべてにふれるところがあつたが、これに関連しての環境モニターなどについての技術者の養成も当然のことながら大きなことからなるにちがいないと思われる。

近ごろ、パラメディカル・スクールというようなとらえかたで医療短期大学の設置が各地でかなり積極的にとりあげられているように思われる。現在の治療医学の中でその治療技術の飛躍的な進展にもなって、従来は単純に文字どおりの補助者としてしか扱われていなかった看護婦、放射線技師、衛生検査技師のもつ役割がいちじるしく向上したため、それに対応した教育機関の設置が求められたのは当然といえよう。私はこの医療短期大学の構想にうなづけるものを感じると同時にいままで述べ

てきたような技術者養成のことをこれと思えばいいわけにはいかないのである。

ともあれ、これからの人類の生活、人類の生命をやすらかなものとするように保障していくべき予防医学の中で専門研究者から末端技術者までの段階をふくんでの教育機関にかけている一つの分野が何かあるように思えてならない。

(筆者 東北大学長)

# UGC とイギリスの大学について

## ロバートアイトケン卿との懇談会概要

(昭和 47. 4. 14)

### 加藤会長あいさつ

今夕私どもがお招きしたすぐれたお客様、ロバート・アイトケン卿をご紹介します。すでに皆様をご承知のように、アイトケン卿は1968年からイギリス大学補助金委員会 (University Grants Committee, 略称 UGC) の副会長をしておられます。

この大学補助金委員会は政府と大学間の財政問題の仲介者として日本でもよく知られています。またアイトケン卿は、バーミンガム大学などいくつかの大学の学長 (Vice Chancellor) をなさった経験もおありになります。

この席に参加した私どもは、二つのグループからなっており、一つは国立大学協会の会員校の学長諸氏であり、他は東京大学の教授諸氏であります。私自身はこの両グループに属しているわけです。私どもは、イギリスの高等教育制度に興味をもっており、日本の制度とどう違いか比較してみたいと考えております。最初にアイトケン卿からイギリスにおける大学行政についてお話しをいただき、その後で質問をさせていただきたいと思っております。

### アイトケン卿講話

本日はこの席にお招きにあずかり、さらに大学行政について意見交換の機会を与えていただいたことを深く感謝いたします。いま加藤総長から主としてイギリスの大学の管理・運営について説明してほしいとのことですが、大学内部での管理・運営の問題と、大学と大学補助金委員会 (以下、UGC) の関係とは、全く別問題な

ので、私はまず私の一番関係の深かったバーミンガム大学の機構と管理・運営について説明したいと思います。

### イギリスの諸大学

バーミンガム大学はオックスフォード、ケンブリッジ両大学を除いたイギリスのほとんどの大学と全く同じ機構・機能を有しています。オックスフォード、ケンブリッジの管理機構は、特異であり、非常に複雑です。これらの大学は機構的な面からいえば決してよい見本とは思いませんが、学術的な面ではやはり素晴らしい大学だと思います。ロンドン大学やウェールズ大学は連合組織で、ウェールズは6つの教育機関をもち、それらは中央の管理機関によって運営されており、ロンドン大学でも30~40の教育機関があつて、同じように中央の管理機関によって運営されております。これは複雑な組織なので、今夜お話しするわけにはいきませんが、ロンドン大学の中には、「ユニバシティ・カレッジ・ロンドン」「キングス・カレッジ・ロンドン」「クイーン・メアリー・カレッジ・ロンドン」などのように、規模において地方大学一つに相当するような単独の機関があります。

### 教員の序列

はじめにアカデミック・スタッフ (教員) の等級づけを説明したいと思っておりますが、バーミンガム大学には、「プロフェッサー」、「シニア・レクチャーラー」、「レクチャーラー」があり、ときには「アシスタント・レクチャーラー」もおりますが、これは少なくなってきました。プロフ

エッセイの数は皆様方の大学のプロフェッサー数には遠く及ばないと思います。プロフェッサーとシニア・レクチャーを合わせると全教員の30%強～35%位を占めることとなります。そしてプロフェッサーと同数のシニア・レクチャーがおりますから、プロフェッサー数は全教員の約15%ということになります。

### 学科と学部

我々の大学組織の基本となるのは、学科であります。そして英文学科であれ、物理学科であれ、経済学科であれ、すべて学科は通常学科主任1名と、次期に学科主任になるべく任命された教授1名がおりますが、私たちのパーミンガム大学の現状では、65才～67才位で引退するまで学科主任を続けるというような例もあります。もちろん学科の大きさによって異なりますが、学科主任の下に、スタッフがいます。一番小さい学科にはたった2、3人のレクチャー、シニア・レクチャーしかおりません。私の覚えているところでは、イタリア文学科ではプロフェッサー1人とレクチャー4人より多くはならなかったと思います。一方、大きな学科には40人ものスタッフがいます。物理でも化学でも、多分英文学でもそのくらいになるでしょう。学生は、文学系でも理学系でも、また工学系でも、入学の時からそれぞれの学科に属することになります。ある学生が入学して機械工学を勉強するつもりだとしますと、化学工学や電気工学について何も教わらないことになるというわけではありませんが、その学生の専攻は機械工学であり、はじめから機械工学科に属するわけです。ですから、専門ごとに1つのグループができて、その構成人員はプロフェッサー、シニア・レクチャー、レクチャー、学生ですが学生はほとんどが学部学生で、大学院

生もいくらかおります。面白いのは、このグループが、1つの学科に属し、学科、つまり学科共同体とでもいうべきものに対して、ある種の忠誠心のようなものを感じているのであります。

このように、学部の中には学科に分けられているわけです。皆様ご存じのように、我々はファカルティ（学部）という言葉を使っております。パーミンガム大学には、5つのファカルティがありました。あまり多くはなかったわけです。ファカルティ・オブ・アーツ（文学部）、これには音楽が含まれています。ファカルティ・オブ・サイエンス（理学部）、これは規模が大きく、理論科学ばかりでなく、技術家、工芸家をも含んでいましたが、これは全く異例のことです。これは近いうちに変わると思いますが、多くの利点もありました。社会科学部もありますが、これには、経済系の人々と、社会学系の人々が含まれ、また、関連分野の人々も多数含まれていました。法学部は少しはなれたところにあり、小規模です。これに対して医・歯学部は、大規模です。この学部の学生は、いま私が文学系、理学系で説明したように個々の学科に属するわけではなく学部全体に属しており、複雑な時間割のもとで、すべての科目にわたって教えられております。

### 学部教授会と学部長

これらの学部は、各々専門分野を異にしており、それぞれが独自に学部の運営方針や学部の性格について検討をしたり、規則をつくったりするわけです。その運営機関は、ほとんどの場合が、教授会 (faculty board) と学部長 (dean) です。教授会には、学科主任であろうとなかろうと、とにかく学部内のすべての教授が入って

います。申し遅れましたが、大きな学科になると、学科主任1人と、通常その学科内の異なった分野についての監督をする他の2人～4人位の教授を持つことができます。教授会は、学部を組織する分野別（学科別）のグループ内のすべての教授のほかに、一部のシニア・レクチャーとレクチャーとを含んでおります。教授会に出るシニア・レクチャーとレクチャーの数は教授の数より少なく、同僚すなわち他のシニア・レクチャー、レクチャーによって選出されます。医学部を除くすべての学部の長は、教授会によって選ばれ3年の任期をつとめていました。学部長は再選することができ、法学部のような小さな学部では、同一の学部長を何期にもわたって選出していました。しかし、学部長の職はたいへん厳しく、しかもいやな役目なので、他の学部では誰も3年より長く学部長になりたがりません。そして、学部長の職は喜んで引き受けられるより、義務として引き受けられることが多かったのです。比較的大きな学部では、通常、学部長を補佐する副学部長がおり、理学部では、副学部長を選ぶのが慣例になっていました。そして、副学部長を3年つとめたあと次の3年間は学部長になるというのが慣例になっていました。

### 評議会

学部は、多くの場合に、希望事項を評議会（senate）に具申し、評議会は、これらの申出に承認を与えます。学部にかまかされているいくつかの比較的小さな問題は、学部自身で決定することができます。学部の決定事項は、評議会に送られ承認されなければなりません。

評議会は大学における最高の学問統括機関で、すべての教授、すなわち100～120名位の教

授と、教授でない者3名（レクチャーまたはシニア・レクチャーで、今は少し多くなっています。）、それに、1名か2名の年配の事務職員、これは、図書館員、医療関係の職員などですが、これらによって構成されていました。

### 理事会

次に理事会（council）と呼ばれる機関のことについて説明します。理事会は、形式上、評議会の上位にあり、法的には大学運営上の責任を負う機関です。理事会は36人ほどで構成されており、そのうち学問関係者は8名で、その内訳は学長、学長補佐、学部長（5名）、教授でない教員1名です。残りは、学問関係でない人々ですが、そのうちの約半数はパーミンガムの市議会により任命され、その他はやや複雑な方法で任命されていました。欠員ができた場合は、彼らは、自分たちで後任者を推薦し、それは通常受理されていました。これらのメンバーは弁護士、実業家などで、別の言葉でいえば、多かれ少なかれパーミンガム市において夫々の分野で著名で、大学に関心があり、大学管理に対して時間があり専門的意見を提供する意志のある市民であったわけです。彼らは自発的にその仕事を引受け、報酬は支払われませんでした。

法的には理事会は評議会の上位にあるわけですが、学問的なことは、評議会が決定し、正式の手續上、承認のために理事会に送られますが、理事会がその決定に異議を唱えたことはなく、あったとしても、それらの決定が純粋に学問に関するものであるかどうかをたまたに調査するだけというのが、暗黙の了解による慣例になっており、いわば両頭政権のような形で我々は運営しているわけです。他方で、理事会は大学の経理、建物、庶務関係など、大学管理の中で学問外の側面について主な責任をもっていま

す。理事会のメンバーの専門的意見は、起ってくる法的問題、あるいは建設業者との契約の問題などを扱う上にそれぞれ大いに価値のあるものでした。彼らは建物の建設を計画し、監督する委員会の中で非常に大きな助けとなりました。大学が株の配当を少ししか受けられなかったときなどは、彼らはそれらをどう運用したらよいかについて助言をしてくれました。このような実務の面で、理事会の一般人のメンバーは、大いに価値のあるもので、一つの機能を果たしていました。また別の重要な面として、大学と外部との連絡をすることがあり、そのために我々は孤立して生活したり研究したりすることがありませんでした。しかし先に申しましたように、学問的なことに関する限りでは、評議会が決定し理事会はそれを承認することが、原則になっています。私ばかりでなく皆様もご存じのことですが、学問的な事項についての決定と経理面の決定とを切り離すことは全くできません。もし、経理に何か問題がある場合には、理事会に発言を要求することができます。

次に年間の予算について説明しますが、その前に他の機関、特に評議会内のものにふれておきます。

そのような機関としては Principals and Deans (学長と学部長の会) に呼ばれるものがあって、それは Vice-Chancellor (学長。私の場合 Principal という別名も使っていました) とパートタイムの副学長、それと5名の学部長で構成され、計7名ということになります。そして、事務局長が世話役となります。この会はまず第一に、大学運営上の重要問題を討議するための内閣のような役割を果たし、さらに財政上の重要問題を検討するものです。

#### 予算のきめ方

財政問題については毎年経理部が予算数字を提出してくる2月に会議を開きます。その第1回の会合で、経理部は、本年度の支出はこれこれ位になる予定であるが、来年度は給料の値上げや電力の値上り、郵便料金の値上げなどにより、総額でこれこれの支出増が見込まれるというようなことを報告します。我々は来年度の収入がどの位か、つまりUGCの補助金と授業料収入がどの位かを知っているのので、検討の段階で来年度の収入と支出との残額がたとえば10万ポンド位になるであろうということが推察できるわけです。しかしたまにその積算が不十分であるので、その場合には私が学長の立場からその積算が不十分で来年度の学術拡充の面からみてもっと残りをふやすべきだということを指摘したりします。そしてもう一度部にもちかえって、関係者、建築関係、電気関係の人々などと再検討してみしてほしいと希望したりします。それをした結果、たとえば残額は15万ポンドとの結論に達するわけです。これは、ふつうおよそ500万~600万ポンドの予算総額において生じる残額です。次に、私は学部長たちと、学術振興のために来年度使うことのできるこの特別の金を学部間あるいは図書館にどのように配分したらよいかを諮り、私なりの考えを述べて議論をします。そして来年はこれこれこういう方法でその15万ポンドの残額を分配しようという合意に達するまでその話し合いは続けられます。

その結果を次に、理事会に属する財務委員会に報告します。その際、本会計年度末の収支状況からみて来年度はこのような予算案になるのかいかなものかということをつしあかめます。ふつうは財務委員会と夕食をとともにし、食後予算について検討を行ない、財務担当者や委員の承認を得ます。年間の予算書を作り上げるのは非

常に大へんな作業です。というのはたいへん神経を使い、しかも多岐にわたり、あらゆることを予測して赤字を出させないようにしなければならぬからです。そして時には財務担当者や委員の批判にあたりして、ある程度の変更を余儀なくされることもあります。しかし実際には経理部からの資料により大学関係者が作った次年度の予算第1章案は擁護され、たいていそのまま承認されます。財務委員会はこれを理事会に提出し、理事会がこれを承認すると、このことを我々は評議会に報告します。そして各学部に来年度予算はどのくらいかを知らせます。すると各学部では、教授会が各学科別の配分を検討します。配分される新規の金額はそんなに多額ではありませんが、1学科あるいは2学科で1人位の余分のレクチャーを雇うには十分でしょう。たまには、ある分野でシニア・レクチャーをおいたり、さらに新しい講座を設けたりするぐらいには足りる金額になります。しかし学科内で次年度予算の増額分を得ることは非常にむずかしいことです。また、この予算のいくらを、新しい教員の分に回すべきか、あるいは技術者や女性秘書に回すべきか、あるいはいくら位を材料費（化学などの）に回すべきかを決めなくてはなりません。そして、この決定は、教授会から評議会に報告することが正式な手続きとなっています。そして評議会で承認されると、学部から学科に伝達され、その一番使いやすい方法でその予算が使用できることとなります。経理部は、予算にもとづいて配分された金額以上に支出をしていないかを、常に注視しています。興味深い点は、この予算の決定が評議会から学部へと下へ下っていくことです。つまりこの具体的な決定は学長の下での中央や財務委員会や財務担当者によってなされるものでな

いということです。

#### 教授の任命

話を他のことに変えましょう。1人の教授が辞めたり停年になった場合にその空席をどのようにして埋めるかといいますと、我々はまず評議会に相談します。つまりその学部から選衡委員会を設置することを申し出ます。この選衡委員会は、空席の科目に近接した科目の教授で経験の深い教授6～7人で構成されます。評議会がこの委員会を認めると、我々は他の1学部ないし2学部から2人の委員を委員会に加え、評議会側の監視人としてその委員会が適切にしかも十分にその職責を果たすかどうか確認してもらいます。

委員会ができますと、まずその空席を公募するかどうかを相談します。公募することになると、自主的に応募した人たちだけでなく、応募をすすめられたり、だれか適任であると推せんされたりした人たちも含めて選衡をします。とにかくそのことにはあまり時間をかけませんし、どんな方法をとろうともそれは委員会の自由です。しかし委員会は、他大学の同じ分野の代表的教授の助言を受けるのがふつうです。その場合には、誰に意見を聞いたかを最後に評議会に報告します。委員会は、適任と思う人々に面接し、その地位について説明するために出てきてもらい、その人が適任であるかどうかを見定めて就任してもらうように話をしたりします。委員会が最終決定をするまでに数カ月かかります。そして委員会は決定者にもしあなたが引き受けるならば当委員会はあなたを推せんしたい旨を申し伝えます。その後の手続きとしては、その推せんが自動的に教授会に、教授会から評議会に、そして評議会から理事会にと伝達されます。この三つの機関はそれを承認する

ことになり、異議をとねることはありません。しかし、もし委員会のだれかが、評議会に、委員会は適切な手続きをふんでいない、つまり十分な調査をしていなかったり、外部の助言を受けていなかったりしたと報告した場合には、多少もめたりします。その場合に評議会がきつく叱責することもあります。しかしたいがいはそういうことのないよう十分に注意しています。評議会の監督権は、問題が起きたときにその権限を行使するのではなく、常に監督しているわけです。以上のような方法で空きのポストは補われることとなります。

### 講師の任命

もっと低い地位のポスト、たとえばレクチャー（講師）などについては多少違います。この地位には、かなり若年の人が任命されるわけですから、この場合には当該学科の学科主任は、学部長、副学部長と他の学科の1～2人のスタッフとで小委員会を構成します。この小委員会も教授の場合と同じような手続きをとります。ここでも、ふつうは公募しますが、時にはしないこともあります。しかしそれはごくまれのことです。小委員会からは教授会に推せんしますが、教授会、評議会、理事会と経過するのにたいへん時間がかかります。任命が決定した人には、規則で2カ月間は正式にそのことを伝えないことになっています。ですから決定された人は、2、3ヶ月間は任命通知を受け取ることはありません。そこで我々はこの手続きを短かく簡単にする方法を考案しました。すなわち我々は理事会を説得して、学長と5学部から各1名の代表、それに学科主任を加えた特別任命委員会なるものをつくり、それで講師の正式任命をすることにしました。ですから採用が正式に決定されれば、小委員会はこの特別任命委員

会に、だれそれをどこそこの学科の講師に任命したいと推せんさえすればよいのです。そうすればその採用決定者は一週間以内に任命委員会から採用通知を受けることとなります。私は誰にでも申しておりますが、講師の採用ということは非常に重要なことです。というのは1～2年の見習いの後（3年以上はほとんどない）その任命は永続的なものとなるからです。ですから28才で採用された若者は、2～3年しっかりやりさえすれば、自動的にスタッフの一員となり、67才までアメリカでいう *tenure*（終身在職権）を手に入れるわけです。ですから私は学科主任によく「よい人を採用するように留意なさい」といいます。なぜなら、よい人を採用すれば、その人が一生その職にたずさわらない場合でも、その人が在職する間その人に良い仕事をしてもらえるからです。そしてまた、あまりかんばしくない人を採用した場合には、その人を40年間も雇わねばならないからです。これが採用というものです。だから大学における採用というもののほど重要なものはないのです。

### コースの新設など

何を教えるか、学位取得には何が必要かなどの学務関係については、それぞれの学科で検討された後、学部で討議されます。学部教授会は評議会に学位取得にはこれこれの変更が必要だとか、こういう新しいコースをおきたいということの申出をします。評議会は、何かいいたいことがあっても、これを承認するのがふつうです。特に教授会がかなり冒険的になり、2つの学部にまたがるようなコースをつくったりしたときでさえも、これを受け入れたことがありました。たとえば、評議会でも教授会でもかなり問題となった、有名な「工業と経済」のコースがその例です。費用のかかる新しいコースをつ

くる場合には、その学部割り当てられた予算内でそれをつくらなければなりません。しかし現在の予算配分のもとではそれは非常にむずかしいことなので、新しいコースのために十分な資金が調達できない場合には、その実施はちょっとむり、予算ができるまで1~2年待たなければなりません。

### 要約——2つの原則

今までお話ししたことを要約しますと、2つの重要な原則があると思います。まず第一は、両頭政権ということです。一方では評議会が、規則上あるいは名目上のものではないにしても実際には学問的なことについて決定をする主体となります。他方では理事会が財政を監督し、建物その他のことを取り扱っています。理事会は大学という法人の母体であり、評議会の決定を確認しなければなりません。

第二には決定事項がだんだんと下部へ伝達され、委任され、それが管理機構のピラミッド型をつくっています。こうなることにも理由はあるわけですが、このような型で年間予算の配分方法も、評議会から各学部あるいは図書館へ、学部から各学科へと伝達されていきます。このシステムは、学科レベルですべての人がそれぞれ予算を使う上で責任をもつことになり、やりがいのある仕事だということになります。

もし皆さんがこのシステムについて一体権限は誰れにあり責任の所在がどこにあるのかと疑問をもたれるならば、この答えは、その権限および責任は評議会にあり、100人~120人の教授と評議員全員がその責任を分担しているということになります。

### 評議会の運営

むずかしい問題や対立するような問題が起きた場合に、それを解決するのは評議会であり、

学長自身にはとてもそんな力はありません。学長がこれをこうしなさいと命じてそれがなされるということはめったにないし、そんな事項もほとんどありません。私が何か新しいことをしてもらいたいと希望する場合には、私はまず学部長たちにそれを話し、そのあとでそれを評議会にかけて、はじめて受け入れられるかどうか決定するのです。

評議会の職務を適当な期日にうまく処理するためには、かなり手回しよくする必要があります。私どもは20年前から評議会小委員会というものを設置して、評議会の開かれる前に3回会合を開き評議会事項を綿密に検討し、大学の規則にはずれていないか、他の学部との関係において問題はないかなどをあらかじめ確かめます。この小委員会は12~18人程で構成されており、小回りがききたいへん便利なものです。そしてこの小委員会は、次の評議会が開かれる前の土曜の午前に3時間程最後の会合を開き、提出事項を十分に調査し規則違反や矛盾しているところがないかどうかを再確認します。こうすれば評議会が開かれた際に、提出事項がすでによく調査され、なんら問題がないということ、自信をもっていえるわけです。ですから評議員の検討なしに承認が得られます。しかし中には星印のマークがついている議題があつて、これは評議員が考慮し討論をしてもらうものです。そして必要があれば決定をくだしてもらいます。そうすることにより事務局長や事務局があとほうまく事を運んでくれます。私どもはふつう1学期に2度評議会を開き、1回の評議会は約2~3時間で終了します。ですから年に6~7回の評議会が開かれることになり、会議も非常に迅速に運ばれます。しかし学生問題のような面倒な問題が起これば、会議は非常に長くなる

し、むずかしい会議になります。

短時間に教員たちが学問的なことについて討論したり決定したりする制度を設けることは、非常に重要なことです。教員たちは細かいところまで議論に議論をかさねる傾向がありますが、実際にはどうしようもないのです。事務がきちんと行なわれているか、文書が間違いなく提出されているかなどをチェックするのは、学長や事務局のつとめです。そしてその提出文書を理解し、決済し、ごく短時間に事務処理するように適宜調整して各部署に提出し承認を受けるようにすることも、またかれらのつとめです。

#### 学長の仕事

学長の仕事は（その一部分はすでにお話ししましたが）、評議会の議長であり、理事会の1メンバーであり、そして評議会と理事会との調整役でもあります。私は理事長が評議会から提出した案件について十分理解しているかどうかを理事会の始まる前に常に確認しなければなりません。そうすれば理事長が会議の最中にまずい質問などしなくて済みます。また私は理事会の会議中理事がなるべく理解できるように、いろいろなことを説明しなければなりません。そのほか、理事会と評議会との間で意見のくい違いがおこらないように注意し、たがいに十分説明し合うように努めます。意見のくい違いが懸念される場合には、理事会と評議会からそれぞれ半数ずつの委員を出して特別委員会をつくり、そこでとことんまで議論して結論を導くようにします。さらに学長は、UGC関係のことや広報関係のことを取り扱います。つまり学長としての職務は大学全般の組織に目をくぼり、それが円滑にうまく運営されているかに留意し、2つの権力（理事会と評議会）の調和を維持するようにつとめるといことになるわけで

す。大分長く話しすぎたようですが、皆さん興味をおもちになられたでしょうか。

---

#### 質疑応答

Q 大学の予算総額はどこが決定するのですか。

A もちろんUGCが決定します。

Q 大学の理事会は与えられた予算をどう使うかなど検討する以外に、大学に必要な予算を得るためのもっと積極的役割を果たしていますか。

A その通りです。たとえばパーミンガム大学では1961年には学生寮が非常に少なかったのですが、これをなんとかしなくてはならないと思い、私どもは建設に必要な資金を産業界に求めました。幸いなことに理事会もそれに同調してくれて、その後は理事会自身が積極的に事を運び私に資金集めなどさせませんでした。6カ月のうちに150万ポンドを集めてくれ、その金と政府予算とで1,400人収容のきれいな学生寮を建てることができました。時には理事会はこういうことができるわけです。そして他の大学の理事会もこれと同じことをしています。

Q 大学すなわちその大学の理事会や或は学長と、UGCとの関係は、どのようなものでしょうか。

A ロンドンにUGCがあり、そこに44の大学の学長が属しています。そして学長がロンドンにやってきて、UGCに各自の大学の問題を説明します。UGCは5年単位で計画をきめていますので、各大学に5年間の概算見積りを要求します。UGCから「次の会計年度にはどんなことを計画していますか。その必要資金はどのくらいですか」などと聞きま

すと、もちろんすべての大学の学長は「現在実施中のものをより拡大強化していきたい。その上で他のことにも手をつけたい」と申します。最近ではUGCはまず最初に、5年間に扱わねばならない学生数はどのくらいかということについて、各大学と話し合うことにしています。そして現在ある大学の建物とこの学生数とを対比して考慮することになっています。予算は非常にきつくなっていますが、学生が快適に授業を受けられるに十分な建物を確保することに努力を払っています。個々の大学とUGCとの間で5年計画の中で扱う学生数は何人位が適当か、科学部門の研究施設には何人位収容できるか、また他の部門では何人位がいいかといったことを長く話し合い、その結果にもとづいて大学の必要経費を合計し、5年間の予算全額を決定します。つまり原価計算上の数字や資料を検討し、また、ある分野で新たに研究活動をしてみたいと希望するものの原価計算をした上で、見積書を提出します。そしてUGCが政府から全体の教育予算の金を受けとったときに、各大学に割りふりをします。その場合に各大学に対して、あなたのところはAとBの要求額は十分に応えるうるが、残念ながらCとDについては御期待に副えなかった、というようなことをいうわけです。お金はその使用目的に従って使われるべきです。ただ大学は与えられた金を基礎にしてもっとその分野を重点的に拡大していきたいという希望もあるので、よくUGCは、大学から、我々の大学では次年度にはこれこれのことを実施したいので、その前にあと10万ポンドをもらえるだろうかということをいわれます。そして次の会計年度にそれが与えられるという確約があり次第、

それを実施するということになります。

Q 大学は5年間のその予算を期間中に修正することができますか。

A それはできません。ただインフレの影響による自動的な修正はありえます。(しかし次の二つのことは考慮されます) 大学で支払われる給与はUGCによって定められている給与基準によって支払わなければならないませんが、その給与基準の範囲内で教授と相談の上で或る人には多少多く、また或る人には少し少なく支払うといった増減の査定をすることはできます。また、大学教員組合と政府の代表(UGCではありません)との間でのこまごまとした交渉の結果、給与基準を改訂する結論が出た場合には、政府はその交渉を認めたことから自動的に増額分を補正してくれます。一方、学術的なものでもないし又給与支出でもない電気料金、技術者賃金、秘書賃金、交通費、郵便料金など、インフレの影響によって値上りしたものは6ヵ月毎に経済専門家によって厳密に分析され、その報告書が学長委員会、実際にはUGCに提出されます。UGCは1年間のこれを検討し、インフレによる値上りが大学財政を圧迫しているという判断をくだした場合は、UGCはこれを政府にかけあい、それを補填するよう希望します。現在UGCは年に1回補填要求をしています。しかし政府は、このインフレによっておこる差額の十分な補填はなかなかしてくれませんが、してくれてもわずかなもので、年に総額の50%程度のものでしょう。もっとも、教員たちの給料などには十分な補填をしてくれます。また、大学予算のうちインフレの影響のために50%ないし100%の補填を得られるものもあることはあります。

しかしごくわずかの例外的なこと以外には UGC が大学に実施してもらいたいと希望しないかぎり、5 年間を通して余分の補助金を UGC が出すことはありません。政府から UGC に対してある学術的な活動をいくつかの大学で実施してもらいたいという要請があった場合には、UGC は、予算が伴うなら結構な話であるとして、それにふさわしい大学を探します。そしてその大学に、これこれの金はあるのだが、たとえば産業界のために大学院の中にある特別の学科をおくことができるかとか、日本文学の研究活動をもっと拡充できるかとかいうことを、問い合わせます。そして予算をつけて決定が政府からきたときに、その5年予算の経過中の残りの期間に多少の金は出しますが、実際は翌5年間の会計年度の中に繰り込まれるわけです。

Q UGC と政府との交渉において政府は UGC が要求した金額の何%位を認めてくれますか。

A ある意味では 100% です。しかも UGC が提出する予算額というものは非常に現実的なものですから、政府もそう簡単にこれを削るというわけにまいませんし、大幅な金額を簡単に削減できるような仕組みにもなっておりません。時には 5% 位削られることもありますが、これは査定の方からというより総予算の金額からくるものだと思います。

Q UGC と政府との予算折衝は、ふつうどのくらいの時間をかけて行なわれますか。

A UGC では、我々委員と事務局とでかなりの時間をかけて検討します。そして毎月丸1日を使って一番大きな問題である5ヵ年予算を討議したりする会議を数回開きます。これらを通じて、政府に提出する UGC の予算案

が学生数と費用の原則に従って慎重に作成されます。この作業は非常に大へんな仕事です。これが政府に提出されますと4、5ヵ月間全く政府から連絡がありません。その後初めて政府つまり文部省から国会で承認を得るための次5ヵ年大学補助金の総額はこれこれといったような連絡の書類がきます。大臣はこの5ヵ年予算を国会にはかります。しかしここでは特別の検討はしませんし、もしあったとしてもごくわずかのことです。これが終わると文部省は UGC に連絡して1~2度話し合いをします。こうして32万の学生に対する包括的予算が UGC に与えられるわけです。これを我々は学部、大学院、科学部門、非科学部門といった形で大学に分配するわけです。政府は個々の大学の予算がいくらかは関知しません。この金額は政府が予算額をはっきり決定したのちにきまるものだからです。つまり政府が予算額を UGC に示達した後に政府の干渉なしに UGC 自身の責任において配分金額を決めるのです。アメリカで大学当局と州議会が何ヵ月も細かい打合せをした後、翌年度の予算を得るというやりかたに比べて、これははるかによい制度だと思います。

Q 5年分予算の中では予算額の増額は認められないというお話しですが現5年予算と翌5年予算との増額の割合はどのくらいのものですか。

A ご承知のように、この5年の間にも年々数字は増加しております。学生の数も年々に確実に増えており、補助金もそれに見合うべく増額しております。我々はその増加の最高のところに合せて少しでも増額できるように努力しています。

Q では毎年の予算の増額の比率はどの位です

か。

A 政府が現在の我々の申し出を認めてくれれば、学生数の合計は5年間で30%増です。予算はその間段階的に徐々に増額されました。我々は年間の増額は6%程度と考えています。

Q 1965年の大学に対するUGC補助金は大学全予算の71%だったと聞いています。これはあるいは大学の収入も含まれていたのかもしれませんが、最近のパーセンテージはどのくらいでしょうか。

A 授業料など大学の収入を含めた別の数字もありましょう。ご指摘の数字は何か別のところでの数字だと思いますが1965年の授業料収入はおそらく10%位ですから全体で81%といえるかもしれません。大学は多少別の収入があるわけで、たとえば、地方自治体補助金、大学自身の投資に対する利息、大学病院からの収入などがありますが、そのほかにUGCからではないかなりの金額の研究費などもあります。大学補助金は教育費と大学研究者によって行なわれる通常の研究費に対して支出されるものです。これと別の研究費として、研究財団 (Research Council) から与えられるものがありますが、これは大学や研究部門の特定の目的をもった研究に対して与えられるものです。また、有望な研究や研究者あるいは非常に資質のある有望な若手研究者を奨励するためにも与えられます。そのような特別の研究費は大学にとって非常に重要なものです。というのは、UGCからの研究補助金は大学の内部で競いあって求めるわけですから。ところが特定の研究目的のためには、同じような補助金が民間の財団からももらえるし、金額はそう大きくありませんが委託研究には

産業界から研究費がもらえます。それでこのような研究費を加えた総合計を考慮すれば、おそらく先ほど御指摘のあった71%という数字が出てくるでしょう。

Q 大学の予算を決定する基礎資料にはたとえば学生数などどんなものがありますか、またUGCが大学に対する補助金額を決定する場合にどんな方法をとりますか。

A 一般的には学生数が一番基礎的な資料になります。これは決して良い方法ではありませんが現在採用しているものです。UGCとしては、それぞれの学科における年間の学生1人当りの大学支出の詳細な統計を集めます。この場合に、相対的に増減のある事務局経費とか営繕費は除外します。そうするとある大学では補助金はその個別単価の平均10%と計算されますし、他の大学では10%以下となります。そして政府からきた予算を各大学に分けるときに、我々はその個別単価にもとづいて支払います。もし大学が多少多い目に計算しているなど判断したときには、そこは補助金を少しカットします。またこの大学は特に良い活動をしていると思われる場合には、10%以上でもそのまま補助をします。我々は絶対に思惑的な算術的数字をうのみにはしません。しかしともかく補助金は基本的には学生数との関連において決定されます。もっとも学生数は前もって合意によって決定はされているわけです。

Q 学生一人当りの単価を計算する場合に、そこに教員の給料は含まれておりますか。

A 入っております。50%以上組みこまれています。大体大学の支出の全体の中で教官への支出が50%位ではないでしょうか。最初の計算で、我々は学科の教員の給料を含め、技術

者や事務職員の賃金や給料をいれ、そして学科に必要な材料費を含めます。もっともこの材料費は研究施設のように非常に高くなるところと他の低いところがあります。これが学科の単価です。そして学生総数でこれをわり、学科別の学生単価を計算します。次に大学の中央管理費を計算します。従ってあくまで我々の計算の基礎的資料は学生数ということになります。

Q 科学の種々の分野で起る変化に伴う支出の増加は、どんなふうになっていますか。たとえば社会学者が彼の研究に数字をもっとり入れたいというような場合はどうでしょうか。

A 確かにそのような研究者は自分の机に卓上計算機が欲しいと考えるでしょう。以前には本だけを欲っただけです。

Q その場合単価の平均を予算上増額してもらえますか。

A 我々はそれは認めています。そして毎5年予算ごとに政府にそのような面での増額を要求しております。研究施設と器具のことを申しますと、科学の高度化により学生数と関連して毎年この面の補助を2~3%ずつ引き上げております。我々はこのことについて、UGC内でも、またUGCと文部省の間でも、いろいろ論議しました。つまり科学の高度化にどう対処するかをです。しかしだれも正確に判断を下せる人はいませんでした。しかしこれをなんとかしなくてはならないということは誰でもが認めています。我々は政府がこの面でもっと予算をふやしてくれることを期待しています。

Q 委託研究のことですが、教授は自由にそれができますか、それとも理事会などによって

規制されていますか。

A 関係ある教授たちが議論したり交渉したりしていますが、大学の許可が必要となっています。そして経理関係は大学の事務局が取り扱っています。

Q イギリスにおいて大学への産業界の委託研究の規模と金額はどのくらいですか。日本と違ってイギリスはそういうことは少ないと思いますが。

A その通りでイギリスはあまり活発ではありません。委託研究あるいは共同研究などの研究費は、ほとんど政府資金を支給する研究財団や他の政府機関から支出されます。たとえば海軍が何か研究してもらいたいと思ったときには、大学にその研究をしてくれるように交渉します。そして研究費は海軍自身か或は他の財団が支出します。ですから実際に産業界が支出する分というのは、そんなに大きくありません。私の記憶ではバーミンガム大学で受ける1年間の研究費は年間予算600~700万ポンドのうち100万ポンド位じゃないでしょうか。そのほかに産業界から受ける研究費が10万ポンドから30万ポンド位でしょうか。他に研究財団からのが多少あります。

Q 大学が他から収入を得た場合に、大学補助金からその分を差し引くということがありますか。

A それは非常にずいやり方ですが、そのようなことは大学にわずかの補助金しか与えない地方自治体に特に起こるようです。我々は一つ一つ原価主義で判断しているわけですから、政府関係以外からの余分の金が受けとられていて、その金がむだに使われていると判断したときは、当然その分を補助金から削除しますが、その金がその活動に有効に使用さ

れている場合には、もちろん削除はしません。もっともこのようなことはごくまれな問題です。

Q UGCから大学に与えられた補助金の使用について、大学側は全く自由に使用できるのですか、それともUGCの監査とかコントロールがあるのでしょうか。

A UGCに関するかぎり、大学から毎年非常に詳しい会計報告を提出させます。その報告で大学が補助金でどんな活動をしたかが非常に正確にわかります。大学がUGCが考えていることに違った面で金を使ってもそれは一向さしつかえありません。そしてUGCが予算を配分するときにも、我々の考えを大学にはっきり伝えるわけではありません。なるべく大学に一任してあります。たとえ大学が予算を多少余分に使っていようと或はそれを下回っていようと別に何も申しません。大学がUGCが決定したこととあまりかけはなれた予算の使用をすれば、問題になりますが、実際にはそんなことはありません。

会計検査のことは、これと別のことですが大学には2種類の会計検査があります。一つは公認会計士によってなされる会計検査です。そしてもう一つは5年前国会が突然大学の帳簿とUGCの帳簿を政府の会計検査院に公開すべきだということを決定しました。そこで大学側が大騒ぎをしたことがありました。つまりこれは大学の自治をおかすことであり、政府が財政面から大学活動を規制することになり、非常に憂慮すべきことなので、我々はいろいろ論議し会合も開きました。当時私はパーミンガム大学の学長をしていましたので、他大学の学長たちと一緒に国会に行き陳情しました。そのとき政府側は、自分た

ちは大学の予算がより効率的に運用されるよう指摘するだけで、大学側の意向を妨害するようなことは決してないと確言しました。その後会計検査官がこそこそと大学にやってきて、ちょっと帳簿をみてすぐ帰ってしまうようなことになっています。

Q 授業料のことについてお話しねがえますか。たとえば誰が学生の授業料を定めるか、また大学間でその額が違うかどうか。

A この問題は私の方でも非常に弱っていることです。10年位前からUGCのきもいりで学長会議で（オックスフォードとケンブリッジを除いて）共通授業料水準を採用すべきだと話し合ってきました。その水準は学部・大学院とも年間80ポンド位ということにしました。そしてそれは学生の親が支払うのではなく地方自治体が支払うのです。しかし地方自治体はこれにだんだん意欲を示さなくなり、他方で大学はたとえ金額が小さくならうと収入の道を確保しようとしています。このことはUGCとは関係ないので、大学は工作するのに自由なわけです。それで大学はできればこの授業料を80ポンドから250ポンドに増やそうと工作してきました。それでもしそれが不可能なら、せめて150ポンドにでもと考えるわけです。これに対して地方自治体は、我々はそのことだけに奉仕するためにあるのではないと猛反対しました。この標準額というのは、専門にかかわらず、基礎的な費用を賄うという考え方できています。我々はこの授業料問題を解決するために長い間議論をし、文書を交換し会合を開くなど努力してきました。しかし未だに解決をみておらず、授業料は10年前から上ってはおりません。

Q パーミンガム大学では歯学部は医学部と別

にあるのですか。

A イギリスではいくつかの大学に歯学部が独立して設置されています。他の大学では医学部の付属としておかれています。バーミンガム大学では医科歯科学部となっています。私も医者ですが歯科は医学部に属した方がよいという見解をもっています。

Q 医学部には何人位学生がいますか。また国全体として医学生は何人位でしょうか。

A 総数は記憶しておりません。毎年医学部に入る学生数は、5、6年前は2,500人から2,600人位でした。現在はよくて3,000人ちょっとではないでしょうか。医師の団体は増加を望んでいます。我々は1979年までに4,100人にしたいと考えておりますが、それ以上はふやさなかつもりです。

Q Open University (放送大学) についてどうお考えですか。

A 私の考えでは、非常に将来性のあるものだと思います。それはテレビだけによるものでもないラジオから講義をするいわゆる放送大学といわれるものでもないはずで、授業やガイダンスが手紙や本でなされる通信教育の形がうまくいっており、テレビなどはその補充をすることになります。演習などはテレビやラジオで行ない、また夏に2、3週間地方のセンターで適当なクラスに分かれて講師と面接するカウンセリングが行なわれています。とにかく放送に頼りすぎるとはよい効果が得られないし、非常に消極的なものになってしまうと思います。いずれにしても将来おいに活用できるものになってほしいと願っておりますが、我々がそれをよく理解できるようになるまでには、まだ多少の時間がかかると思います。しかしUGCはこの放送大学に

対して、政府からの直接の援助とは別に、23年の期間の財政援助の労は喜んでとるつもりです。

Q 教員の定員増、特に技術関係の定員増について、UGCは多少なりともこれに協力しておられますか。

A よいご質問です。UGCの会長にこの質問をいたしますと、会長は、「我々の役目は大学に人材を補助するのではなくて、資金を補助するものであるから、大学自身与えられた予算の中で教授を何人やとい技術者を何人やどうかを決定すべきである」と答えるでしょう。しかし大学としては、それでは十分な教授や技術者を採用するにたる予算を与えてもらえないではないか、ぜひ次期にはそれに足りる予算がほしい、という意見があります。そこで我々は、最近も科学関係の分野であったことですが、その申出が当然だと考えられる場合には、次期5ヵ年予算に補助できるように政府に全体の予算額を多少なりとも増額してもらおうべく交渉するように努めております。しかし、当初予算で見積った範囲内で教員とその他の職員との数の割り振りや学生1人当たりの費用を決定するのは大学自身で行なうべきです。

Q 勤労学生やその他の特殊な学生に対して夜学などパート・タイムの教育をする大学はありますか。

A 全体として英国ではパート・タイムの教育をする大学は非常に少ないし、あってもそれは非常に小規模です。ロンドンでは長い間パート・タイムの教育をする機関が一つありましたが、それはおおむね夜間教育です。名前はパークベック・カレッジです。学生はパート・タイムの学生として扱われています。現

在はUGCもその学生数を確認しておりますが、2、3年前までは確認しておりませんでした。パート・タイムの教育の財政はすべてにおいてきついものですので、我々はその学生数をよく確認し、前にお話した学生数32万人の補助金の計算の中にその学生数を算入すべきだと思います。実際には313,000人が通

常の学生数で、それにパート・タイムの学生数7,000人がプラスされているわけです。もちろんこのパート・タイムの学生は学位を得ることができます。その数は非常に少ないのですが、将来は数が増えることを期待しております。

(注) 当日港区六本木 International House 特別室において開催されたこの懇談会には、国立大学協会よりは加藤会長、和達副会長、宮島第1常置委員会委員長、加藤(六)第6常置委員会委員長、清水医学教育に関する特別委員会委員長が参加された。

# A 事業報告

## 1. 諸会議議事要録

### (1) 理事会議事要録

日時 昭和47年6月9日(金)午後1時~午後5時30分

場所 学生会分館8号室

出席者 加藤会長

和達, 前田各副会長

丹羽, 白淵, 加藤(陸), 石原, 宮島,

加藤(六), 都留, 芦田, 釜洞, 井上,

谷口, 北村, 池田各理事

谷田(第2), 後藤(第5)各常置委員

会委員長

清水医学教育に関する特別委員会委員長

加藤会長主宰のもとに開会。

会長より、開会の挨拶があったのち、学長の交替によって新たに理事になられた一橋大学都留学長の紹介があった。ついで事務局から配布資料の説明があり、前回(3月30日)理事会の議事要録を朗読(協議事項の箇所のみ)し、一部字句の修正があって、承認され、議事に入った。

#### I 会務報告

会長より、前回理事会(3.30)以後の主なる事項について、つぎのとおり報告があった。

##### 1. 琉球大学の国立大学協会加入について

琉球大学の国立大学協会加入については、前回の理事会決定の趣旨にそって入会の内

諾、地区の所属(九州地区)等のことを同大学に伝えた。

##### 2. 大学改革に関する第3次調査研究について

初めに会長より、去る3月30日理事会と大学運営協議会との合同会議において決定された方針ならびに日程に従って、その後研究会合同会議を2回開催し、また、その間各研究部会を開催し、逐次検討をすすめているが、総会にこれを報告して了承を得たいと考えている旨報告があった。ついで事務局長から別紙資料4「第3次調査研究審議予定表」によって同予定表の一部を変更した点について説明があり、了承された。

##### 3. 特別会計制度協議会について

5月17日第16回特別会計制度協議会の定例会議を開いて、昭和48年度予算の概算編成方針について文部省側の説明をきき、これを中心として、国立大学協会側の要望を伝えて協議をした。

##### 4. UGCとの懇談会について

去る4月14日英国のUGCとの懇談会が行なわれ、国立大学協会側から会長、和達副会長、加藤第6常置委員長、宮島第1常置委員長、清水医学教育に関する特別委員会委員長が出席した。その詳細については会報に登載する予定である。

#### II 協議事項

##### 1. 医学教育に関する特別委員会より提案の要望書について

清水委員長より、医学部学生の定員増につ

いては、昨年も要望書を提出したが、本年も引続いて別紙配布資料16「国立大学医学部学生定員増について（要望）（案）」のとおり提出したいと趣旨、内容について説明があり、一部字句の修正があつて了承され、総会の承認を得れば、ただちに関係省庁に持参説明の上提出することとした。

## 2. 理事及び監事総会互選要領および大学運営協議会規程等の一部改正について

会長より、昭和47年5月15日付をもって琉球大学が当協会に加入したため、「理事及び監事総会互選要領」、「国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領」および「大学運営協議会規程」の一部を改正する必要があるので審議を願いたいと述べられ、事務局長から別紙資料5、6、7によって改正点とその理由等について説明があり、原案どうり了承されて、総会に提案することとした。

なお、国立大学協会の規程に関連して、都留理事から各常置委員会の担当事項については本協会の規則集を見ただけでは不明であるので、任務規程を適当なところへとり入れてほしいとの意見があり、協議の結果、規程の中にとり入れるよう考慮することとした。

## 3. 昭和46年度国立大学協会歳入、歳出決算（案）について

事務局長より別紙資料8「昭和46年度国立大学協会歳入歳出決算」によって説明があり、了承され、総会の承認を得ることとした。なお、本日は両監事が欠席されたが、この決算報告については監事より監査の結果、適正である旨を得てある旨戸田監事および藤岡監事の「監査報告書」を読みあげて報告があり、了承された。

## 4. 国立大学協会の増築とこれに関連する昭

### 和47年度の臨時会費の徴収について

会長より、当協会会館の増築とこれに関連する昭和47年度の臨時会費の徴収については、昨年11月の総会および去る3月30日の理事会において予めご了承を得たところであるが、その後加藤東工大学長のご努力により寄附金等200万円を得て臨時会費の額が350万円に内定した旨報告があり、続いて、これらに関連する事業（資料9、10、11、12）と琉球大学加入に伴う会費等について審議を願いたいと述べられ、事務局長からつぎのとおり説明があつて、了承された。

#### ① 国立大学協会会館増築建物・工事費（設備費を含む）・資金計画について

事務局長から、別紙資料9によって説明があつて、了承され、総会に諮ることとした。

#### ② 昭和47年度臨時会費に関する「会費の基準」の特例について

事務局長より、別紙資料10によって説明があつて、了承され、総会に諮ることとした。

#### ③ 昭和47年度国立大学協会臨時会費調について

事務局長より、別紙資料11によって説明があり、了承され、総会に諮ることとした。

なお、その際琉球大学の昭和47年度の会費額について、同大学は5月加入し1ヶ月分の減額を考慮したが、臨時会費を徴収しないこととして1ヶ年分の会費を徴収したい旨の説明があり、了承された。

#### ④ 昭和47年度国立大学協会歳入歳出追加予算（案）について

事務局長より、別紙資料12によってこの

追加予算を必要とする理由はつぎのとおりであると説明があつて、了承され、総会に諮ることとした。

- 1) 当協会会議室、事務室が狭隘となり、増築の必要があるのとこれに伴う設備のため、予算を追加したい。
- 2) 5月15日琉球大学が当協会に加入したため、同大学の会費に関する予算を追加したい。

以上の説明があつたのち、さらに事務局長より、増築問題に関連してこの増築建物ができ上がった場合、前例によって東京大学に寄附し、借用することになるので了承されたいと説明があり、続いて質疑に移つたが、歳入歳出決算報告の様式に関して都留理事より、つぎの二点について意見があり、事務的に今後検討することとした。

- a) 国立大学協会の現在の歳入歳出決算書の様式では、経常、臨時の区分がなく、一見して判断しにくい記入の仕方となっているので、この点ははっきりするような様式に改めてはどうか。
- b) 歳入歳出決算の差引増減の表示をする場合、減の方には△印をつけてはどうか。

## 5. 第50回総会日程について

事務局長より、来たる6月19日、20日開催の第50回総会の日程を別紙資料13のとおり予定してはどうかと諮られ、原案のとおり、了承された。

## 6. 各委員会の委員長報告と協議

各委員長より、つぎのとおり報告があつた。

### ① 第2常置委員会(谷田委員長報告)

第2常置委員会は、前総会以後、主として

入学試験の際高校側から提出される調査書(内申書)の問題を中心として検討してきたが、各大学の具体的な調査書利用の実態を知る必要があるので、アンケート案をつくり、理事会の了承があれば近日各大学へ実態調査をお願いする積りであると調査の趣旨と内容の概略について説明があつて、了承された。

このほか第2常置委員会では、身体障害者の入学問題については、資料を集めて実態を調査し、検討を進めたい旨報告があつた。

### ② 第3常置委員会(広根委員長欠席につき鶴田事務局長報告)

第3常置委員会では、前総会以後主として教官と学生とのコミュニケーションに関する問題について検討しており、各大学ではどのような方法で実施しているのかその実態を知りたいので、近くアンケートによって各大学へお願いしたいと考えている旨報告があつて、了承された。

### ③ 第4常置委員会(池田委員長)

委員長より、つぎの事項について要望書を提出したいと要望書(案)(資料14, 15)の説明があり、別紙のとおり一部字句の修正があつて、了承され、総会に諮ることとした。

- 1) 大学保健管理施設の増加、充実に關する要望書
- 2) 国立大学共同利用研修施設設置に關する要望書

ついで委員長から、予てから検討中である「学生災害補償の問題」については、その後引き続いて検討をしているが具体的実施方法がきまる段階には未だ至っていない

と審議の経過について報告があった。

#### ④ 第5常置委員会（後藤委員長報告）

委員長より、当委員会で検討を重ねて文部省に対して要望をしていた、①大学間の履修単位の互換制の問題と ②わが国の学生と外国大学の学生との交流問題はその後文部省において検討の結果幅広く認められ実施の段階となっており、昭和47年3月18日「大学設置基準」の一部を改正する省令が公布され、4月1日から施行されることになり、また、これと合わせて「学校教育法施行規則」の一部を改正する省令も公布、施行されることになったと報告があった。

ついで、委員長より、①の制度の具体的実施、運用上には色々な問題が出て来ると思われるので、実施方法については、今後委員会で検討する予定である。②の問題は予算の成立がおくれたが、本日大学へ文書を送付することになるとのことである。原則としては相互交流の趣旨を生かすことになるが、本年は片方でもいたし方ないようである。と述べられ、続いて、つぎのような問題点をとりあげられて質疑や意見の交換があった。

- 文部省より具体的通達が未だないので詳細についてはわからない。
- 本年度は、期日に余裕がないので留学手続が間に合わない心配があり、とくに外国からの受入学生は殆んど見込みがないようだ。
- 現に外国大学との間に交渉のある大学は、北大、帯広畜産大、岩手大、東京工大、東京芸大、一橋大、奈良教育大、三重大、広島大、名古屋大、九大、東大、などであるが、具体的に細

かい点までは、何れの大学でもきまっていない。

- 交流の時期は、低学年では問題もあるので、高学年がよいと思う。
- 単位認定も高学年でなければ混乱する心配もある。
- 今後は、翌年度派遣者を前年度にきめておく必要があると思う。

11カ月分の予算であり、年度をまたがることもやむを得ない。相当幅をもたせているようである。

#### ⑤ 第6常置委員会（加藤委員長報告）

加藤委員長より、近藤前委員長退職に伴って、その後任委員長に選出された旨挨拶があり、続いて前理事会以後の状況について、つぎのとおり報告があった。

- 1月22日の理事会と第6常置委員会との合同会議では、教官定員の削減問題、授業料増額問題等について、2月29日には、定員削減、臨時職員、沖縄学生の学資金（円交換の場合の措置について）隅谷委員の後任（東大）の問題、中林委員を臨時委員とすること等について協議を行ない了承された。
- 4月18日の委員会では授業料徴収の法制上の問題、教職員の待遇改善等の問題について協議した結果、授業料値上げについては適法に行なわれていることが判明した。また教員の待遇改善については要望書を出すことに決定した。
- 5月16日の委員会では、来年度予算の概算編成方針について文部省関係官の出席を願って、方針をきき意見の交換をした。

以上のとおり、前総会以後の委員会の検討状況の説明があり、ついで、本日開催した第6常置委員会の小委員会で、教官等の待遇改善に関する要望書について検討した結果、大体昨年提出した要望書を基にして同じような内容で字句を修正する程度で目下作業中であり、理事会の了承を得ればこれを総会に諮って関係省庁へ提出したいと説明報告があつて了承された。

なお、要望書(案)ができ次第これを総会前に予め理事および第6常置の各委員に送付して意見をきき、その意見に基づいて案文を整理した上総会に提出することとした。

#### ⑥ 第1常置委員会(宮島委員長報告)

第1常置委員会では、前総会以後、中教審答申第2編に対する各大学の意見のとりまとめを行なった。また、「情報処理教育の振興について」(第2次中間報告)に対する意見について文部省技術教育課長より照会があつたが、このことについては、去る3月24日付で各大学へ意見を照会した。出された意見は手を加えず、そのままのものを文部省へ出すこととした。

現在は、主としてつぎのような問題について検討を続けている。

- a) 大学院の問題(文部省関係官から、大学院の基準分科会の審議状況を聞いた)については、制度、学位制度、審査、地域大学院、連合大学院の問題等について検討を進め同時に放送大学、技術大学院等について構想をきき意見の交換を行ない、それらの進み方を見ながら検討した。) )
- b) 新講座制の問題については、具体的

に つめていきたい。そのため現状を調査し実情に即して考えることとしている。

以上の報告に対して、教育系大学から文部省では教育系大学についても、従来とは違った大学院をつくりたいとの考えがあるようだが、現職教員の再教育の問題もあり、一般大学の基準とは別に教育系大学についても考えるべきだとの意見があり、本問題は社会的要請に応じる教員の養成が考えられているものと思うが、免許制ともからんでおり、教大協の考えとの関係もあろう。

#### ⑦ 図書館特別委員会(加藤委員長報告)

前総会以後引続いて、大学図書館予算および図書館学拡充強化に関するアンケート回答の集計を行ない、その報告のとりまとめについて4月16日および5月16日委員会を開いて検討の結果、集計報告ができあがったので、予算期に間にあうように各大学長に送って参考に供したが、この集計報告は各大学から申込を受けて印刷する予定であるとの報告があつた。

ついで、委員長、委員、専門委員の後任および追加についてつぎのとおり報告があつて、了承された。

- a) 加藤委員長の辞任に伴い、後任委員長として谷口委員(岡山大)が選出された。(ただし、6月の総会後に交替)
- b) 松田委員の後任として今井(東京大学図書館長)教授が選出された。
- c) 専門委員として石井(東京大学経済学部)助教授を追加した。
- d) 広橋委員(和歌山大)の後任として、地区で相談の上香山同大学学長が

選出された。

なお、最後に、委員長より、上記の集計報告を全国国立大学図書館長協議会から、同会の機関紙に登載を認めてほしいとの要望があったがどうかと諮られ、差支えないものとして了承された。

⑧ 入試期特別委員会（和達委員長報告）

前回総会以後、引続いてⅠ期・Ⅱ期の入試期組み替えの問題について検討しており、目下は入試期組み替えに関するアンケートの回答のとりまとめと入試期日繰り上げアンケート問題について検討している旨報告し、組み替え方針の回答状況は原案の考えに賛成の大学が過半数(48%)を占めているが、このような問題は、単に数の上だけできめるべきものでないので、今後は反対の理由を掘り下げて検討をする予定であると検討状況について説明があった。

また、Ⅰ期・Ⅱ期の入試繰り上げの問題については難しい大学もあるが、Ⅰ期を3月1日～3月17日、Ⅱ期を3月20日～4月7日にそれぞれ繰り上げることにについて、アンケートによって意見を調査することにしてはとの意見があるが、ご了承を得られれば総会にも提案したい旨説明があり了承された。

⑨ 教員養成制度特別委員会（飯島委員長の代理として谷口委員報告）

当委員会では前総会以後、引き続き「教員養成制度の現状と問題点」について検討し、各大学からのアンケート回答の内容を調査、整理した結果、一応別紙のような内容（目次）の「教員養成制度に関する調査報告」（案）が近日できることになった。目下、各大学へ目次を添えて希望部数

を照会中であると報告され、了承された。

なお、この報告書は、各大学の意見を聞いた上、修正すべき点は修正して最終的のとりまとめは秋の総会までにする考えであって、また、その後はこの報告書を基にして再検討し適当な時期に文部省へ要望書を出すことを考えていると述べられ、了承された。

⑩ 教養課程に関する特別委員会（今西委員長に代って事務局長報告）

この委員会では、目下一般教育の問題、外国語教育の問題、保健体育の問題について各大学にアンケートをとって検討しており、近くそのとりまとめができる段階に至っているが、今総会には間に合わなかったが秋の総会には報告する筈である旨その検討状況について報告があった。

⑪ 入試調査特別委員会（前田委員長報告）

3月10日以後15回（委員会、小委員会）の会合を開いて全国共通第1次試験の問題について検討してきたが、未だ結論を得るまでには至っていないが、今までの検討結果をとりまとめた旨その大要について説明があり、続いてこの段階において各大学に意見をアンケートによって照会することについて諮られ、了承された。（アンケートの様式は、目下検討中）

ついで、実施の判断にはまだ相当の期間が必要であり、具体的方策については今後引き続き検討したい。今総会にはその旨を報告することにしたと述べられ、了承された。

⑫ 研究所特別委員会（加藤委員長報告）

当委員会では、先ず、研究所の認識をはっきり持つことが必要と考え、文部省から

関係官の出席を願い研究所のあり方や組織等の点について説明を聞いた。今後の方針としては、先ず検討すべき問題を取り出し、そのうちから重点的に順を追って問題点を絞って検討をすすめる予定であると報告。

#### 7. 特別委員会委員および教員委員の補充について

このことについては、事務局長より、学長その他の異動によって、別紙配布資料17「特別委員会および教員委員の補充について」のとおり補充を願いたいと説明があり、原案のとおり了承された。

#### 8. その他

##### ① 在籍者の指導管理の厳正について（依命通知）

（とくに、長期欠席者、休学者、単位修得の遅れている者）

会長より、学生の指導管理の問題について、この度文部次官より別紙「在籍者の指導管理の厳正について」のとおり依命通知があったが、このことは国大協として意見を発表するものどうか、放任しておくこともできない点もあるが、文部省主催の学長会議（6月20日）の時に口頭で議論することではどうかと個人的には考えているが、どんな態度で臨むべきか話し合っしてほしいと述べられ、意見の交換を行なった結果、この問題は全面的に否定することはできない問題であるとしても、とくに差当たり積極的に議題として持ち出さないこととし、6月20日の学長会議の問題とすることとした。

##### ② 高等教育推進会議について

会長より、先般同会議から国立大学会長

に対し、委員として参加してほしいと相談があったが、その際、内部で検討したところ、この会議が決定機関的のものであれば適当ではなく、懇談会的なもので、また、中教審答申にとらわれないという考え方でよいならば差支えなからうという意見であったと懇談会の構成、目的について説明があり、理事会としてどう考えるかについて諮られ、ついで、意見の交換を行なったが、

○ 決定機関でなければ参加差支えない。

○ 懇談会といっても、上記推進会議の下部機構的の作業班のような性格では問題である。（この点は会長より、もう一度文部省に確かめることとした。）

○ 単なる懇談会ならば、むしろ積極的に参加すべきである。

○ 国立大学協会の代表の意味でなく、国立大学協会でも関心があるという意味でならば賛成。

○ 懇談会で、単にフリートウキングするだけでは意味は薄いだが検討材料を提供するという事ならばよいと思う。

以上のような意見があり、なお、総会においてさらに説明し、意見を聞いた上で考えて見ることとされた。

なお、大学における人間教育の欠如とこれが反省の必要が話題となった。

（以上で理事会を閉じた。）

## （2） 第50回総会議事要録（第1日）

日 時 昭和47年6月19日（月）午前10時～午後5時

場 所 国立教育会館大会議室

出席者 各国立大学長

加藤会長から、開会の挨拶があったのち、本日は福島大学からは遠藤学生部長が、東京農工大学からは本田工学部長がそれぞれ代理出席された旨の紹介があった。

### (1) 琉球大学の本協会加入について

会長から、議事進行の關係上、琉球大学の本協会への加入についてお諮りしたい。琉球大学はさる5月15日の沖縄の本土復帰の日をもって国立大学に移管されることになったので、本協会に加入したい旨の申し越しがあった。ついでこのことを3月30日の理事会に諮ったところ、総会の追認を条件として全会一致をもって琉球大学の本協会加入が決議されたので、追認願いたい旨諮られ、満場一致をもって琉球大学の本協会加入が追認された。

ついで会長から、琉球大学の高良学長の紹介があり、高良琉球大学長の挨拶があった。

### (2) 会議資料および日程について

事務局から、本総会の会議資料について説明があった。

### (3) 日程について

会長から、本総会の日程については、去る6月9日の理事会で協議した結果、別紙(資料3)の日程により進めることになった旨の説明があり、了承された。

## I 会務報告

### 1. 前総会以後における学長の交代について

会長から、前回総会以後における学長の交代について、次のとおり紹介があった。

大学名	前学長	新学長
弘前大学	柳川 昇	臼淵 勇
群馬大学	町田 周郎 (事務取扱)	石原 恵三
東京農工大学	近藤 頼巳	諸星静次郎 (事務取扱)

東京商船大学	横田 利雄	小山 正一
一橋大学	馬場啓之助 (事務取扱)	都留 重人
静岡大学	小野 勝次	桜場 周吉
京都工芸繊維大学	藤本 武助	増尾富士雄
大阪外国語大学	牧 祥三 (事務取扱)	牧 祥三
和歌山大学	広橋 次郎	香山 時彦
福岡教育大学	藤吉 利男	山本 伝

### 2. 委員長の選任について

会長から、第4常置委員会委員長には池田九州大学長が、第6常置委員会委員長には加藤東京工業大学長が互選された。なお、図書館特別委員会においては、本総会以後谷口岡山大学長が加藤東京工業大学長に代って委員長に互選された旨報告があった。

### 3. 前総会以後の主な事項の報告と追認について

会長から、それぞれ次のとおり報告があり、いずれも異議なく追認された。

#### (1) 授業料増額の問題について

国立大学の授業料増額の問題に関しては、前回総会以後、①12月7日、自由民主党文教制度調査会の要請により同調査会の小委員会に出席して説明を行ない善処方を要望した。②12月15日には、在京の理事、委員長とともに文部省に出向いてこの問題のためにとくに意見交換を行ない、③12月18日には、改めて「国立大学の授業料増額について」の要望書を関係方面に提出した。なお、④本協会として引続き機会あるごとに授業料増額の中止方について関係方面にでき得る限りの努力をした。一方、文部省でもこの大学側の意向をうけて予算案の閣議決定の直前まで大蔵省等との折衝に努力されたが、結局、予期に反する形で3倍案が内定の結果となったことは、まことに遺憾である。また、⑥これについては

さる1月22日に、理事会と第6常置委員会との合同会議を開いて文部省関係官から、昭和47年度予算案、とくに国立大学の授業料増額についてその間の経緯ならびに関連する予算措置について説明をきき、今後の問題について協議した結果、会長名をもって「国立大学授業料増額について」の意見表明を行なうことになり、同日記者会見をしてこれを公表した。

以上のことについては、そのつど書面をもって各大学に連絡したとおりであるが、改めて追認願いたい。なお、本年度の授業料徴収方法等の法令上の適否については、その後第6常置委員会で検討されたので、後刻委員長から報告があると思う。

以上報告後授業料増額に関する要望書および意見書は異議なく追認された。

#### (2) 教官定員の削減と特別会計制度協議会について

第二次定員削減における教官定員の扱いについては、かねてより文部省に対し「あらかじめ本協会の意見を十分聴取されたい」旨を要望してきたが、1月22日の理事会と第6常置委員会の合同会議の機会ならびに2月7日の予算案決定後の特別会計制度協議会の第15回定例会議の際、昭和47年度予算案のほか、とくに文部省側から教官定員調整の実施方法についての方針をきき当協会との間に意見の交換が行なわれた。その内容については、各大学のご参考までに特別会計制度協議会における意見交換の要旨をすでに各大学に報告したとおりである。

なお、特別会計制度協議会については、さる5月17日第16回の予算概算編成前の定例会議を開催して昭和48年度予算概算編成方針(案)について文部省側の説明をきくとともに

に、第6常置委員会その他の各委員会からの要望事項について意見交換と協議を行なった。その結果、文部省から各大学に昭和48年度予算概算編成方針案が示されたことは既にこれまでのとおりである。

#### (3) 大学改革の諸問題について

##### (a) 入試改善に関する懇談会について

さる12月4日、文部省の入試改善会議が最終答申を決定するにあたり、文部省、入試改善会議、大学基準協会、高校長協会との懇談会が開催された。本協会からは会長、両副会長、第2常置委員会委員長および事務局長が出席して意見の交換を行なった。その答申の指向する方向は、従来の調査書重視から、調査書、統一テスト、各大学の試験の三本建てになっている。

##### (b) 教育改革連絡協議会について

文部省の教育改革推進本部から、教育改革連絡協議会を開催して今後の高等教育の改革を実施していくうえでの問題点について、本協会の意見を聴取したい旨の申入れがあったので、理事会にも協議のうえ、さる2月9日、会長、両副会長、宮島第1常置委員会委員長が出席した。なお当日の意見は、本協会の代表としての立場でなく、各学長それぞれの立場における個人的な意見であることをとくに明らかにして意見を述べた。

##### (c) 大学問題に関する第3次調査研究について

大学問題に関する各大学の改革実施検討の進捗と中央教育審議会答申に基づく文部省の教育改革実施の検討着手の情勢にかんがみ、さる3月30日、大学運営協議会と理事会の合同会議を開催した結果、「大学問

題に関する第3次調査研究」を実施することになった。大学運営協議会においては、各研究部会の委員および調査研究の審議予定表を定め、現在、各研究部会においてそれぞれとりあげるべき問題点を協議し、その具体的実施事項について検討を進めている。目標としては、来年6月の総会までに報告書の成案を得たいと思っている。

なお、第3次調査研究の実施については、総会にお諮りして決定すべき事項であるが、学年切換えのためご多忙の時期でもあり、とりあえず文書おもって連絡したが、この際改めて追認願いたい旨を述べられ異議なく追認された。

#### (4) UGC(英国の大学補助金委員会)との懇談会について

さる4月14日、来日中のUGC(University Grants Committee)のDeputy Chairman Sir Robert Aitkenを囲んで懇談会が行なわれ、本協会からは会長、和達副会長、宮島第1常置委員会委員長、加藤第6常置委員会委員長および清水医学教育特別委員会委員長が出席した。その詳細については、会報に登載する予定である。

#### (5) 高等教育懇談会について

文部省から、本協会の会長として高等教育懇談会に参加してほしい旨の依頼があったので、私としては高等教育推進会議として中央教育審議会答申実施の決定権をもつことは困るので、方針を決定するのではなく、懇談会として高等教育全般について自由討議の場とすることならば差支えなかりと申し入れていたが、この懇談会より申入れの趣旨にそのような性格のものであるから参加されたい旨改めて連絡があったので、6月9日の理事会

に非公式に相談して了承を得た。そこで出席することにしたいが、必ずしも本協会を代表して意見を述べるというものではないと了解している。何れその都度報告するつもりであるが了承願いたい。なお、この懇談会の構成は、本協会のほか、公立大学協会、私立大学三団体、大学基準協会、高校長協会、短期大学団体その他ということである。

以上のとおり説明があつて了承された。

#### (6) 前回総会以後の事業報告について

事務局から、前回総会以後の事業については、「第50回総会国立大学協会事業報告書」により、諸会合102回、要望書その他の諸活動10件、各国立大学への意見照会5件、資料・連絡強化等12件、会報発行2回であつた旨の報告があつた。

## II 議 事

### 1. 大学運営協議会規程の一部改正について

会長から、国立大学の元教員を大学運営協議会の臨時委員・専門委員にする必要があるため、この改正を行ないたい旨、改正理由の説明があり、異議なく承認された。

### 2. 琉球大学加入に伴う諸規程の改正について

会長から、琉球大学の本協会加入に伴い次の諸規程を改正する必要があるのご審議願いたい旨、改正理由の説明があり、異議なく承認された。

(1) 理事及び監事総会互選要領中一部改正について

(2) 国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領中一部改正について

(3) 大学運営協議会規程中一部改正について

### 3. 昭和46年度国立大学協会歳入歳出追加予

## 算案について

事務局長から、昭和46年度国立大学協会歳入歳出追加予算案（会報56号76頁）について説明があり、異議なく承認された。

## 4. 昭和46年度国立大学協会歳入歳出決算（案）について

事務局長から、昭和46年度国立大学協会歳入歳出決算（案）（会報56号77頁）および財産目録について説明があったのち、戸田監事から、適正に決算されていた旨監査の経過について報告があり、承認された。

## 5. 昭和47年度国立大学協会歳入歳出予算（案）について

事務局長から、昭和47年度国立大学協会歳入歳出予算（案）（会報56号75頁）について説明があり、異議なく、承認された。

## 6. 国立大学協会会館の増築とこれに関連する昭和47年度の臨時会費の徴収について

事務局長から、このことについては、昨年11月の総会において、あらかじめ了承を得たところであるが、その後寄付金等200万円の見込みが付き、その結果、臨時会費の額は350万円に内定したので、これに関連する下記の事案についてご審議願いたい旨の発言があったのち、それぞれの事案について詳細な説明があり、いずれも異議なく承認された。

(1) 国立大学協会会館増築建物・工事費・資金計画について

(2) 昭和47年度臨時会費に関する「会費の基準」の特例について（案）

(3) 昭和47年度国立大学協会歳入歳出追加予算（案）

なお、会長から、このたびの増築建物は、前例により東京大学に寄付して借用することになるので、この点ご了承を願いた

い旨が述べられ異議なく承認された。なお会長より今回の国大協の建築に際しては、東京工業大学の加藤学長に多大のご尽力にあずかったことに対し特に感謝の意を表された。

## 7. 常置委員会の設置及び担当事項について

会長から、会則第22条の常置委員会の任務については、何等定められたものがなく従来から、外部からはわかりにくいという意見があったので、今後、常置委員会の担当事項を規定し、規則集のなかに明記したい旨諮られ、異議なく下記のとおり承認された。

### 記

常置委員会の設置及び担当事項について会則第22条の規定により、国立大学協会に次の常置委員会を置き、それぞれ掲記の事項を担当する。

- |          |               |
|----------|---------------|
| 第1 常置委員会 | 大学の組織・制度      |
| 第2       | // 学科課程・入学試験等 |
| 第3       | // 学生の補導      |
| 第4       | // 学生の厚生      |
| 第5       | // 大学間の協力     |
| 第6       | // 大学財政       |

（正午から午後1時まで休憩）

午後1時から総会再開

## 8. 各委員会報告と協議について

各委員会委員長から、大略次のとおり報告があり、協議が行なわれた。

(1) 第1常置委員会（宮島委員長）

本常置委員会は、中央教育審議会の答申について、各大学に意見を求め、そのとりまとめを行なった。特に、答申の第2編については、各大学に再度意見を求め、その結果をとりまとめて4月の理事会に報告し、了承を得た。

なお、この報告書は、各大学に自由な意見を求めた趣旨から、必ずしも多数意見をとったものでなく、今後、各大学が大学改革を考えていく上で、参考になるような方向でとりまとめたので、関係方面で十分活用してほしい。なお、中教審答申の第2編に関する報告については、公表することを避け研究部会等協会内部における今後改革問題を検討する際の内部資料とすることに理事会で決定した。その内容は主として、大学改革にあたっては、大学間・専門学部と教養部間・学部間等の格差是正、各大学の特殊性を十分生かすこと等、研究教育条件の整備・充実について述べている。

なお、今後の問題については、大学運営協議会でも研究部会を設けて検討しているので、当委員会としては、これと重複しないよう大学の当面する改革問題をとり上げていきたい。具体的には、大学における講座制と学科目制との間の校費の格差解消について検討したい。

その趣旨は、学部学生段階では、大学院の有無にかかわらず格差があるべきではないし、また、修士課程は、全国立大学に設置する方向で検討するとともに、研究施設費の増額もあわせて考えていきたい。そのほかに、技術系職員の数と待遇の問題、大学院問題（連合大学院又は地域大学院その他）、単位の互換性の問題、併設短期大学と二部（夜間）の問題、教養部のあり方、水産、芸術等特定の目的をもった目的指向形の大学の問題等について検討していきたい。

#### (2) 第2常置委員会（谷田委員長）

本常置委員会は、前総会以後主として、入

学試験の際高校側から提出する調査書（いわゆる内申書）の問題を検討してきた。

今回各大学に対し、入学試験に関する調査資料を依頼したところ、多数の回答を得たが、調査書の扱いについては、推薦入学制度を採用している大学、調査書を点数に換算して使用している大学、全然利用していない大学等、非常に幅があるが、これらの実態を知ることも意義があると思われるので、調査書の利用状況についてさらに各大学にアンケートしたいのでご協力願いたいと報告説明があつて了承された。続いて委員長より当委員会ではこのほか身体障害者の大学入学の問題について検討を始めているが、現在のところ東京大学における検討の資料と教育課程審議会の資料等によって検討を始めた段階である旨報告があつた。

#### (3) 第3常置委員会（広根委員長）

本常置委員会は、学生の補導問題を中心として検討することになっているが、目下教官と学生とのコミュニケーションの問題について検討をしている。各大学でも適当な方法で進められていると思われるが、とりあえず、その実態を把握してその結果を各大学に情報交換の意味でお知らせしたいと思うのでこの調査に対しご協力を願いたい。なお、明日午前10時から12時までその具体案を検討し午後の総会に説明したい。と述べられ了承された。

#### (4) 第4常置委員会（池田委員長）

第4常置委員会は、現在次のことについて検討を進めている。

① 教育・研究の場で起り得る学生の災害補償について検討しているが、具体案

としては、④保険会社と契約する保険制度の活用、⑤学校安全会のような国庫から補助を受けて法人組織で進める方法等が考えられるが、治療だけに限定するか、後遺症まで含めるかは問題として残っている。なお、この問題については、現在文部省でも検討している。

② 例年のことであるが、保健管理センターの充実と増強について関係各方面へ要望したい。については別紙のとおり要望書(案)ができたので審議を願いたいと説明があり、承認された。

③ 昨年から要望している200名程度収容の「国立大学共同利用研修施設」を各地区に設置することについては、文部省でも正式にとり上げ、本年度は、東北、中部、中国四国、九州の各地区の予算が内定したが、今後さらにその充実と設置のため関係各方面へ要望をしたい。については、別紙のとおり要望書(案)をつかったので審議願いたいとその案について説明があり、承認された。

#### (5) 第5常置委員会(後藤委員長)

本常置委員会では、大学間の協力の問題として予てから留学生、特に国費留学生の問題および、単位の互換制、非常勤講師の問題等を検討してきた。その結果、国費留学生の待遇については、昨年度からかなり改善が行なわれたが、留学生を派遣する場合の旅費の問題、単位の互換制の問題等については今後の受入れ問題、地域的な問題、学内規則の整備の問題などまだ残された問題がかなりあるので今後続いて検討する予定である。本年度は新しく学生国際交流の制度ができて国立大学から25名、その他

から15名の留学生が派遣されることになったが未だ具体的な細部の点が決まっていない。

単位の互換制の問題についても、本年度からできるようになったが、実行上問題が多いのでなお検討をしたいと考えている。

なお、さきに発足した中央教育審議会は、海外との文化の交流の促進について検討するという中でその中には留学生の問題等も含まれているので注視していきたい。

今後とり上げるべき問題としては、他の常置委員会とも関係が深いので、十分協議して進めていきたい。

#### (6) 第6常置委員会(加藤委員長)

本常置委員会は、臨時職員、学生部関係部(次)課長の特別調整額の問題について検討してきたが、4月になって授業料値上げの問題が出てきたので、本委員会として、今回の授業料値上げ措置が適法か否かを中心に検討した。具体的には昭和47年度予算案審議中に値上げしたこと、国会審議中に省令改正が行なわれたこと、授業料は年額で定められているにもかかわらず、後期分から改訂されたことについて専門委員会を中心に検討したが、いずれも違法でないとの結論に達した。

さらに、従来教員の待遇改善のための調査会の設置を要望してきたが、本年度教員の待遇改善に関する研究調査、教員の生計調査、外国人教員の待遇改善に関する調査については、それぞれ調査費が予算化され調査会設置が決定したので、今後は、人事院、大蔵省等の納得するデータを作りたい。

また、昭和48年度概算要求に関連して文部省から編成方針案をきいたが、そのとき、保健管理センターの設置・充実、大学図書館の整備充実、定員削減に伴う事務の合理化、医学教育の拡充整備、一般教育制度の改善等の予算について要望した。

最後に、例年のことであるが「国立大学の教員等の待遇改善に関する要望書」を提出したいので、ご審議願いたいと同要望書(案)の説明があり、審議の結果、原案のとおり承認され、提出することとした。

#### (7) 医学教育特別委員会(清水委員長)

本特別委員会では「国立大学医学部学生定員増について」の要望書を出したい。これは、社会的要請が強いこともあって、学生定員の増加を要望していたが、学生定員は増えても教官定員は増えないので、この解消をねらっている。本来講座は学問の進展によって変化すべきであるので、学生定員の増加のための講座増は不合理である。この場合は学生定員に見合う教官数そのものを増加させたいという趣旨である。

さらに単位の互換制、大学院問題も検討しているが、今後は問題点の整理のための小委員会を設けて検討していきたい。

#### (8) 図書館特別委員会 加藤委員長

本特別委員会では、大学図書館予算および図書館学拡充強化に関するアンケート調査を行なったところ、全大学から回答がよせられた。その結果は、すでに各大学に送付したが、内容は大学図書館予算に関するもの、図書館学に関するもの、今後、大学図書館が変貌していく上で必要と思われる問題点およびデータから成っている。具体的には、図書館予算については、維持費

は、大学予算の25%程度を必要とするにもかかわらず15%程度の子算配当しかないこと。図書館学の拡充強化については75大学中70大学が必要性を認めている。

#### (9) 入試期特別委員会(和達委員長)

本特別委員会では、次の3点について検討してきた。

① 琉球大学をI期校にすること。この問題は、琉球大学の希望と地域的にI期校が適当であるとの結論に達したが、現在I・II期校の組み替え案を考えているので、その成案を得たときには、改めて琉球大学も含めて考え直したいので、総会のご了解を得たい。

② I・II期校の組み替え案については各大学の意見を伺ったところ賛成(修正条件を含めて)が過半数であったが、今後反対校の意見もその内容を十分検討して本案の取扱いを検討したい。

③ 現在の入試実施時期は、II期校にとって不利な点が多く、これを3日繰り上げてI期校は3月1日から18日まで、II期校は3月20日から4月7日までとしたいということで、49年度実施を目途に各大学の意見を伺いたい。

#### (10) 入試調査特別委員会(前田委員長)

本特別委員会は、全国立大学共通第一次入試の問題を扱っているが、この基本構想、利用方法、利点、今後の方策等検討しなければならぬ問題もあるが、数量の関係から電子計算機の使用を余儀なくされるため、客観テスト的なものにならざるをえない。このため、従来の客観テストの欠点を克服するための研究が必要であるととも、それに伴う予算措置および実施機関が

必要となるので簡単に発足するわけにはいかない。今回国立大学共通第一次入試に対する一応の基本的な考え方がまとまったので、各大学の意見を伺うためのアンケート作業の作業を開始しているので、アンケートについて何分のご協力願いたい。

(11) 教員養成制度特別委員会(飯島委員長)

本特別委員会は、発足以来、基本的な問題点を検討してきた。その結果、国立大学を中心に教員養成制度を総合的にとりまとめることが必要であるとの結論に達し、調査研究報告書作業の作業を進めてきた。この調査研究報告は、第7常置委員会時代に各大学へお願いしたアンケートを整理し、まとめた教員養成制度に関する中間報告案をふまえて、再び各大学の意見を伺ってとりまとめたものである。その結果、教員養成制度に関する調査研究報告(案)として現状を明らかにするとともに、部分的には改革、将来にわたる展望までを含ませた13編の膨大なものになった。(本日は印刷の関係上配付が間に合わなかったので目次のみを配付)

なお、この報告は、各大学の意見をきく予定であるので、各大学の検討所要部数を至急申し出て貰いたい。各大学の意見は9月中旬までにまとめ次回総会までに最終決定をしたい。

また、文部省では、中央教育審議会の答申をうけ教員養成審議会が近く何らかの方針を出すことが予想されるので、国大協としての考え方を明らかにし、これを出発点としてさらに第二次報告の作業等を進めていきたい。

(12) 教養課程に関する特別委員会(今西委

員長)

本特別委員会は、一般教育、外国語教育、保健体育のそれぞれについて各大学に実態調査をお願いし、その回答をもとに報告書のとりまとめを行なっているが、本総会には提出できなかった。しかし、秋頃までには報告書作成の作業を終わりたいので、次回の総会には提出できると思う。

(13) 研究所特別委員会(加藤委員長)

本特別委員会は、附置研究所、共同利用研究所、附属研究施設、大学に基礎を置かない研究所などについて検討してきた。今後は研究所と大学院の関係についても検討していきたいが、いずれにしても問題点を明らかにすることから始める必要があるので漸次問題点を絞って具体的に検討する予定である。

(14) 教職員の厚生等に関する特別委員会  
(相磯委員長)

本特別委員会は、昨年、保育所の問題について要望書を出したが、文部省で検討した結果、この方針での実施は困難であるとの結論に至った。一方、労働省では、今国会に「勤労婦人福祉法案」を提出している。その結果をまって国立大学に保育所を設置できるか否か検討したい。その他に公務員宿舎等の問題もあるが、当面は保育所問題を中心に検討を進めたい。

(15) 科学技術行政特別委員会および新設大学拡充特別委員会は、開催されていない。

以上の各報告に対して授業料問題の要望書に対する文部省の態度、大学院学生の身分の問題、一般職員の待遇の問題、入試実施時期繰り上げに伴う技術的な問題、教員

養成課程における教官の充実の問題、大学院学生の研究旅費の問題、教官の短期在外研究員の問題、外国人講師の待遇・身分の問題、海外大学との留学生交換の問題等について活発な意見の交換、質疑応答があったのち、第4常置委員会提案の「大学保健管理施設の増加、充実について」および「国立大学共同利用研修施設設置に関する要望書」、第6常置委員会提案の「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」、医学教育特別委員会提案の「国立大学医学部学生定員増について」の各要望書等については、いずれも原案どおり関係各方面に提出することが承認された。

#### 9. 第51回総会の日程について

会長から、次回の第51回総会は、次のように開催したい旨提案があり、異議なく了承された。

1. 日 時 昭和47年11月28日(火) 総会  
第1日  
29日(水) 総会第2日(午前)  
学長懇談会(午後)  
30日(木) 事務連絡会議
2. 場 所 学士会館(神田)

#### 10. その他

会長から、日教組からの要望書および全国大学院生協議会からの申入れ書について披露があった。

### (3) 第50回総会議事要録(第2日)

日 時 昭和47年6月20日(火) 午後1時~午後4時15分  
場 所 国立教育会館大会議室  
出席者 各国立大学長

加藤会長主宰のもとに開会。

会長から本日の議事については、つぎの次第で各事項につき行ないたい旨が述べられた。

- ① 要望書提出について
- ② 各常置委員会報告
- ③ 第3次調査研究部会報告と協議
- ④ 自由討議

#### 1. 要望書提出について

会長から、昨日の総会で採択された要望書

- 大学保健管理施設の増加、充実について
  - 共同利用研修施設設置に関する要望書
  - 教官等の待遇改善に関する要望書
  - 医学部学生定員増についての要望書
- をつぎのとおり関係省庁に要望した旨の報告があった。

文部省には、事務次官、大学学術局長、高等教育計画課長等と会い、要望書を手交したが、その際とくに「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」に関連して、職員及び大学院生の待遇についても検討されるよう口頭をもって内容を説明の上要望した。また、行政管理庁には、「国立大学医学部学生定員増に関する要望書」に基づき教官の定員増を、人事院には、教官等の待遇改善等について要望し、大蔵省には、関係者不在のため要望書のみを4部共提出した。

#### 2. 各常置委員会報告(本日午前開催された委員会)

##### (1) 第1常置委員会(宮島委員長)

- 大学の格差是正については、大学運営協議会の動きをみながら、校費、学生の教育条件、教官の身分等についての格差是正小委員会を設けて検討することとし、また、教育系大学のもっている格差については教員養成制度特別委員会と、

教養課程の問題については教養課程に関する特別委員会と連絡をとって進めたい。

- 大学院及び学位制度については、本年3月、大学設置審議会大学基準分科会の報告書を資料として、今後議論されようが、これに対して見解を出したいと考えているので各大学においても検討願いたい。なお、分科会では本年末には結論を出すとのことであるのでできればその前に公表することにしたい。また、大学院生の身分及び研究旅費等の問題については他の常置委員会と一緒に検討したい。
- 技術系、教務系職員の待遇改善については、個々の大学において事情は異なるが、「研究職」等への移行が考えられないか検討したい。
- 国立短期大学及び第2部の問題については、各大学ごとの特殊な問題があり、一般的に論ずることは困難であり、それぞれの大学から具体的な要求があれば検討したい。
- 芸大、外国語大、芸術工科大学等の特殊な大学の組織、制度については、関連の深い大学で先ず検討した後で、本委員会として取り組みたい。

本常置委員会としては、以上の問題を検討していく予定であるが、根本的に改革につながる問題については大学運営協議会にまっとうして、現実的に実施できそうな問題から検討をすすめていきたいと考えている。

#### (2) 第2常置委員会(谷田委員長)

- 内申書の問題については、アンケートを9月末頃までにとって検討したい。
- 身体障害者の大学受け入れについて

は、高等学校までは、特殊学校があるので、それを一般の大学に入学させるのがよいのか、または、特別な大学を設置するのがよいのか、基本的に大学教育の在り方自体に問題がある。しかし、このことについては一般の大学に受け入れる方向で検討することとし、入試及び入試以後の問題に分けて、私大に実例が多いのでこれらを参考に、大学側がどの程度の準備と配慮があれば可能か技術的に解決策を考えたい。

#### (3) 第3常置委員会(広根委員長)

教官および学生のコミュニケーションの問題については、各大学のコミュニケーションの組織、制度及び施設等の実情を調査するためアンケートの内容を検討しており、7月初旬アンケートの依頼を発送して7月末に回答が得られるよう予定している。

#### (4) 第4常置委員会(池田委員長)

学生の災害補償の問題については、その実態を調査してみると発生率はそう高くはないが、現実には災害が発生した大学では、その処理に困難を感じている。そこで、本委員会としては、国家補償ができればよいが、これを制度化することは困難であるので、例えば責任加入(強制加入は実際問題として不可能)の学校安全会のような制度、保険会社へ依託する制度その他いくつかの案を検討して、早急の実施案を固めていきたい。

なお、加藤(六)委員から、昨日、大学院生の待遇問題に関連して、文部省では保険料の徴収問題、また、研究災害か、スポーツ災害なのかの判定等技術的に問題があるとの意見が出されたが、大学としては早急に実現を望んでいるので文部省でも至急対策を考えて

ほしいと要望しておいた旨補足説明があった。

(5) 第5常置委員会（後藤委員長）

- 単位の互換制度については、暫らく推移をみて、実績がでてきた時点で検討したい。
- 留学生及び学生の国際交流については、派遣する場合だけでなく、外国からの学生を受け入れる場合も、わが国で費用を出す必要があると思われるので引き続き検討していきたい。
- 外国人教師については、給与も低く、住居も確保されておらず、また教授会に出席できるかどうか等の身分上の問題もあり、今後とり上げることとし、これと合わせて客員教授についても検討したいと思うので、各大学の協力を願いたい。

(6) 第6常置委員会（加藤(六)委員長）

- 教官等の待遇改善については、昨日関係省庁に要望したところであるが、さらに検討を進めたい。
- 非常勤職員問題は、定員削減とからんで定員化することは甚だ困難であり、また待遇も改善されない。しかし、講座、施設等が新增設される場合、教官定員についても職員がつかず止むを得ず非常勤職員を雇わざるを得ないのが実情だと思うので、他の常置委員会とも連絡をとって検討していきたい。
- 今次の定員削減は、大学の運営にとって重大である。琉球大学等の整備のために他大学の定員が押えられる結果にならないよう今後要望することとしたい。

以上の各常置委員長報告の後、各委員から次のような意見が述べられた。

- 学生の海外留学派遣が認められた場合、大学間の協定が必要となると聞いているが、この場合の手続きを簡略して自由に大学を選べるような方策を考えてほしい。
- 国大協では毎年要望書を作り、関係方面に要望するが、実現の見込みがうすい。重点目標をしぼって努力することも必要と思う。
- 単位互換制度については、実績のでてきた段階で検討するということであるが、中教審、文部省、大学の三者の意見の一致した制度として実現したものであって、この実施については、大学側にとり当事者として責任を持つものと思う。この制度をどのように運用し、また活かし得るのか、来年4月には円滑に実施できるよう学則の改正等早急に検討を願いたい。
- 併設短期大学の抱えている問題については第1常置委員会に出席し説明したが、各大学とも共通した悩みとして、短期大学が独立して運営できる学部にしようとする一致した意見がある。一般大学に比して教員が不足している等悪条件にあるのも、夜間教育に対する認識が浅いためと云わざるを得ない。国大協として協力してほしい。

これに対して、官島第1常置委員長から現在夜間の併設短期大学及び第2部の大学が勤労者のための教育機関としての役割りを十分果たしているのか、否か、また、各大学によって事情が異なること及び運営についても様々であって統一的に結論を出すことができないように考えら

れるので、関係の深い大学側で先ず問題点を検討した後に本委員会としてとりくみたいと述べられた。

- 第3常置委員会では、学寮問題は暫らくの間検討を中止し、何か問題があれば、その時点で改めて検討をするということであるが、早急に検討してほしい。また、昭和39年に通達のあった「学寮における経費の負担区分(2.18通達)」の廃止を打ち出してほしい。

これに対し、第3常置委員長から「学寮に関する調査研究報告書(案)」では、各大学のアンケートによる回答意見に基づいて寮のあるべき未来像をえがいたものであるが、寮の本質について基本的に異なる考え方があり、これを究めないとな解決しない。調査研究報告のとりまとめの方法としては一応の成果を得たものと考えているが、いずれ改めて検討したい旨述べられた。

### 3. 第3次調査研究に関する各研究部会報告

#### (1) 第1研究部会(今西部会長)

本部会では、大学の管理運営の問題について、中教審答申の“法人化”と“理事会”設置の問題等にも関連してその利害得失を検討し、さらにその具体性についても検討を加えたい。この場合さきの「大学問題に関する調査研究報告書」では、本部会では現行法制の枠を考慮して検討したが、第2研究部会では枠にこだわらず自由に検討した結果両者の間に根本的に差があったと思われるので、今回は合同会議を開いてそういった点も調整していきたい。

#### (2) 第2研究部会(宮島部会長)

改革の実施を意識した改革案を考えている

が各大学での積極的に取組む姿勢がないと作文に終わってしまうおそれがある。また、どの程度の成果が得られるかわからないが、各大学での動きを参考に進めていくつもりであり、夏の間の問題点を整理して、各大学の意見を伺うことを予定しているので協力を願いたい。

実現可能性のあるものを検討するとともに改善の方策も必要と考えるが、いずれにしても、社会の中での大学の役割りを考え、大学間の格差、研究教育上の諸条件、研究所の問題及び教官の任用制度等について検討をしたい。

#### (3) 第3研究部会(谷田部会長)

本部会での検討事項は第1及び第2の研究部会と重なる部分が多いので両部会と連絡をとりながら検討を進めていきたい。

問題点としては、大学の多様化、社会の中での大学財政のあり方、入学者選抜方法、教育条件の地域的配分、大学教育の開放、教育の国際交流、及び大学をめぐる環境等が考えられる。これらの問題については7月末を目途に整理して、大学側の意見だけでなく、選抜制度等については大学外の意見も聞いて検討していきたい。

#### (4) 合同研究部会(広根部会長)

本部会は、第2次報告書と同様、学生に関する諸問題については、前記三つの研究部会に関係しているので他の研究部会の主査及び委員をまじえて構成されたものと了解している。第2次報告書には philosophy の問題が多くとりあげられているが、今回はできるだけどういふ点を最も力を入れて検討しなければならないか具体的に問題点を整理し、中教審などの考え方を考慮して検討していきたい。

また、学生と環境などの新しい問題、又、育英、学生団体、渉外活動等の諸問題の中から重点的に拾い上げ、一応のとりまとめをしたい。

——午後2時40分～3時まで休憩——

#### 4. 自由討議情報交換等

会長から、自由討議の問題点として①大学改革についての考え方、各大学の実情、②6月2日付の次官通達「在籍者の指導管理の厳正」について、また③高等教育懇談会の問題になると思われる大学の規模、国公立大学の役割、学生増、教育予算等について自由に議論願いたい旨述べられた。

なお、①および②については明日の文部省主催の学長会議で文部省と討議することとし、その前に本日意見を交換しておくこととしたい。また、③については、大学財政を考える上で重要な問題であり、私大との関係もあるので意見があれば伺いたい旨補足説明があった。

引き続き各学長から次のような意見の交換があった。

- 2月に赤軍に関係し逮捕された学生に対し、文部省から処分するようとの意向が示された。これに対し裁判中なので処分することは適当でないとの意見もあったが、社会常識からいって本人が自白し、事実が確認されれば、処分も止むなしとの理由で退学処分にした。休学は本人の申出により認めてきたが、この学生の場合も休学中であった。
- 大学の責任が学生を取締ることだとすれば、すでに大学の名に値しない。大学に入学した学生を管理することは事実上困難であって、大学としては取締り以外の方法で責任を果たすべきである。しかし、現行の

教育体制を基本的に考え直さないと大学のあり方だけを切り離して考えても解決しない面もある。

- 大学の責任といっても様々の相があり、大学として引き受けられない責任もあると思う。また、大学として学生に対し関与すべきでない面もある、どこまで指導管理できるか実際問題として種々問題がある。
- 現在の学生活動が世界的に過激となっており、そのスローガンも世界の政治経済問題を執り上げるなど1大学だけでは処理しきれない。
- 第2研究部会長から大学改革に対し熱意をもって欲しいとの要望があったが、大学紛争の沈静に伴って改革への意欲低下が散見されるようである。赤軍の一連の事件も大学の今までのあり方に問題があるように思うし、個人的にも大学紛争を通じて人間教育の重要性を認識するようになった。大学における研究教育は何のために行なうのか、大学と社会との関係において、また大学の管理運営を考える上で十分検討してほしい。
- 会長が中教審の委員就任を辞退した理由について質問があり、これに対して会長から、国大協を代表する者として、学長として、又個人的な立場として色々な立場があるが、種々熟慮のうえ、当面先ず大学改革の解決に努力すべきだと思い辞退した旨説明があった。
- 第2常置委員会で検討している身体障害者の大学入学について高等教育懇談会でも取り上げてほしい旨の要望があった。
- その他、大学紛争を通じての大学改革のあり方、教育のあるべき姿等について意

見、感想が述べられた。  
以上で第50回総会を閉じた。

## (4) 第17回事務連絡会議議事要 録

日 時 昭和47年6月22日(木)午前10時～午  
後3時40分

場 所 国立教育会館6階大会議室

出席者 各国立大学事務局長

午後3時より事務連絡のため文部省から望月人事課長、佐野高等教育計画課長、手塚研究助成課長出席

鶴田事務局長司会のもとに開会。

初めに鶴田事務局長より、開会の挨拶があり、続いて、加藤会長より、今回の総会においては①琉球大学が5月15日をもって国立大学に移管され、今総会で当協会加入が正式に認められた、②大学改革に関する問題については、第3次調査研究をすることとし、目下検討をすすめている、③要望書(授業料問題、保健管理施設、共同利用研修施設、教官等の待遇改善、医学部学生定員増の問題)の提出、④大学改革問題、⑤文部省の高等教育懇談会、⑥学生の管理についての文部次官依命通知等の事項について審議や意見の交換を行なった旨総会の概況について報告かたがた挨拶があった。

ついで、事務局から会議資料と本日の事務連絡会議日程の説明があり、続いて、事務局長および次長から第50回総会の会務報告と協議事項についてつぎのとおり報告があった。

### I 会務報告

1. 前総会以後における学長の交替について  
前総会以後学長の交替について報告があった。

### 2. 委員長の選任について

前総会以後、つぎのとおり委員長の交替があった。

第4常置委員長	池田学長(九大)
第6常置委員長	加藤学長(東工大)
図書館特別委員会委員長	谷口学長(岡山大)

### 3. 前総会以後の主な事項の報告と追認について

#### a) 授業料増額の問題について

この問題については、会長より、前総会以後、①自民党文教制度調査会の小委員会に出席して善処方を要望、②在京理事、委員長が文部省に出向いて意見を交換、③12月18日文部省その他関係省庁に対し善処方を要望、④機会ある毎に関係方面に増額中止の努力、⑤1月22日理事会と第6常置委員会の合同会議を開いて文部省関係官より、昭和47年度予算案とくに授業料増額について説明をきき、協議の結果、会長名をもって意見表明を行なった。なお、同日記者会見をしてこれを公表したが最終的には、予期に反する予算案の内定となったことは誠に遺憾であると報告があり、追認された旨報告。

#### b) 教官定員の削減と特別会計制度協議会について

第2次定員削減における教官の取扱いについては、予てより文部省に対し、当協会から「予め当協会の意見を十分に聴取されたい」旨を要望してきたが、1月22日開催の理事会および第6常置の合同会議ならびに2月7日開催の特別会計制度協議会の定例会議の際、文部省から教官定員調整の実施方法についての方針の説明をきき、意見の交換を行なった(その内容については、す

でに各大学に参考として送付済み)。

なお、特別会計制度協議会については、5月17日定例会議を開いて昭和48年度予算概算編成方針(案)について文部省側の説明をきくとともに第6常置委員会その他各委員会等よりの要望事項について意見交換と協議を行なった。

c) 大学改革の諸問題について

イ) 入試改善に関する懇談会について

12月4日文部省の入試改善会議が、入試改善に関し、最終答申を決定するに当たり、文部省、改善会議、基準協会、高校長協会との懇談会が開かれ、当協会より、会長、両副会長、第2常置委員長および事務局長が出席して意見の交換を行なった。

ロ) 教育改革連絡協議会出席について

文部省の教育改革推進本部において、教育改革連絡協議会を開催し、今後の高等教育の改革を実施して行く上での問題点について、当協会からの意見をききたい旨の申入れがあつて、理事会に協議の上、2月9日会長、両副会長、宮島第1常置委員長が出席して、協会代表としての立場でなく、学長それぞれの立場における個人的意見として意見を述べられた。

ハ) 大学問題に関する第3次調査研究について

去る3月30日大学運営協議会と理事会の合同会議で協議の結果、大学問題に関する第3次調査研究を行なうことになり、大学運営協議会において各研究部会の委員および調査研究の審議予定表を定め、現在各研究部会においては、それぞれとりあげるべき問題点を協議し、その

具体的実施事項について検討をすすめ、来年6月の総会までに報告書をまとめる予定である。なお、この調査の実施については、総会に諮った上決定すべき事項であるが、学年末多忙の時でもあり、ムリあえず文書をもって連絡したが、改めて了解を願いたいと述べられ、了承された。

ニ) UGC(英国の大学補助金委員会)との懇談会について

4月18日来日中のUGCの副会長 Sir Robert Aitken を囲んで懇談会が行なわれ、国大協側から会長、和達副会長、加藤第6常置委員長、宮島第1常置委員長、清水医学教育特別委員会委員長が出席した。その詳細については後日会報に登載の予定。

ホ) 高等教育懇談会への参加について

文部省内の同会より国大協会長に対し、委員として参加してほしいと申越しがあつたので、理事会および総会に諮つたところ名目上は国大協の代表者であっても実質的には個人の立場で参加するならば差支えないことで了承された。

d) 国立大学協会事業報告書

丁子次長より、資料10によって前総会より今総会前までの当協会事業(諸会合、要望書その他諸活動、会報発行等)について報告説明があつた。

## II 議事事項報告

1. 大学運営協議会規程の一部改正について  
国立大学の元教員を本協議会の臨時委員・専門委員にする必要があるので、規程の一部改正について総会において「大学運営協議会規程の一部改正について(案)」によって説明

があり、審議の上承認された。

## 2. 琉球大学加入に伴う諸規程改正について

総会において「理事及び監事総会互選要領中一部改正について(案)」,「国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領中一部改正について(案)」,「大学運営協議会規程中一部改正について(案)」によってそれぞれ説明があり、審議の上、いずれも原案のとおり承認された。

## 3. 昭和46年度国立大学協会歳入歳出追加予算(案)について

事務局長より説明があり、異議なく、承認された。

## 4. 昭和46年度国立大学協会歳入歳出決算(案)について

事務局長より説明があり、異議なく、承認された。

## 5. 昭和47年度国立大学協会歳入歳出予算(案)について

事務局長より説明があり、異議なく、承認された。

## 6. 国立大学協会会館の増築とこれに関連する昭和47年度の臨時会費の徴収について

このことについては、先般地区幹事の事務局長を介し、予め了承を得たところであるが、その後寄付金等200万円の申込があり、その結果、臨時会費の額が350万円に内定したので、これに関連する事案について審議したと「国立大学協会会館増築建物・工事費(設備費を含む)・資金計画について」,「昭和47年度臨時会費に関する「会費の基準」の特例について(案)」,「昭和47年度国立大学協会歳入歳出追加予算(案)」によって、説明報告があり、異議なく、承認された。

## 7. 常置委員会の設置及び担当事項について

各常置委員会の設置とその担当事項については今日まで規定がなかったので、今回従来どりの形で規定したいとの説明があり、原案のとおり承認された。

## 8. 各委員会の委員長報告と協議

### (1) 各常置委員会(第1～第6)委員長の報告と協議について

丁子次長より、各常置委員会の報告事項について概略説明があり、(総会記録参照)続いて、各要望書の提出については、審議の結果、つぎのとおり採択された旨報告があった。

#### (第4常置委員会関係)

- 大学保健管理施設の増加、充実に  
ついて(資料21)
- 国立大学共同利用研修施設設置に  
関する要望書(資料22)

#### (第6常置委員会関係)

- 国立大学教官等の待遇改善に  
関する要望書について(資料23)

### (2) 各特別委員会(医学教育、図書館、入試期、教員養成制度、教養課程、研究所、入試調査、その他)委員長の報告と協議について

丁子次長より、各特別委員会の報告事項について概略説明があった(総会記録参照)。

要望書の提出については、つぎのことについて審議され、採択があった。

#### (医学教育に関する特別委員会関係)

- 国立大学医学部学生定員増について  
(要望書)(資料24)

上記の採択された4要望書は、6月20日会長、両副会長、加藤第6常置委員長、清水医学教育に関する特別委員長が同道し

て、関係省庁へ持参、説明の上提出した。

#### 9. 第51回総会日程について

つぎのとおり決定した。

日時 昭和47年11月28日（火）第1日総会

29日（水）第2日総会

30日（木）事務連絡会議

事務局長より以上で、第1日目の総会は終わり、第2日目は午前10時より正午まで各常置委員会（第1～第6）を開いて、午後の総会において各委員会より次のような報告があり今後の各委員会の検討方針について協議し、午後1時より総会を再開した旨の報告があった。

##### 1. 各常置委員会報告

午前中各委員会毎に協議した事項について各委員長よりそれぞれ報告があった（総会記録参照）

##### 2. 大学改革について

大学運営協議会各研究部会、その他各大学の大学改革、6月2日付文部省事務次官依命通知および高等教育懇談会等について自由討議、意見の交換をした。（総会記録参照）

以上で総会関係の報告が終わり、最後に鶴田事務局長より昨21日午後文部省主催で行なわれた学長会議では主として大学改革の問題を中心にして意見の交換があった旨報告があって、本日の事務連絡会議を閉じた。

#### ○ 文部省事務連絡 午後3時～午後3時40分

1. 望月人事課長より、つぎのとおり要望があった。

① 人事行政を行なう場合、できるだけ人材の活用ということを念頭において、なるべく個々の人と折衝して人事を処理していきたいと考えている。ついては各大学の事務局長は、極力職員各人の事情をよくつかんでおいていただきたい。

② 組合活動のことについても、十分実状をつかんでおいてほしい。

2. 佐野高等教育計画課長より、別紙配付資料「高等教育懇談会について」によって、わが国高等教育の改革を推進するにあたり、高等教育の将来のあり方について各界関係者の意見を徴し、施策の指針とその支持を得るため「高等教育懇談会」を設けることとした旨説明があった。

3. 手塚研究助成課長より、配付資料「昭和47年度科学研究費補助金について」によって、取り扱いの注意事項等について説明があった。

以上で連絡会議を閉じた。

### （5） 第1常置委員会議事要録

日時 昭和47年5月25日（木）午後1時～午後5時

場所 国立大学協会会議室

出席者 宮島委員長

加藤、奥野、藤岡、山田、谷口、倉田、小池、外山各委員

渡部、高田、福田各専門委員

宮島委員長主宰のもとに開会。

委員長より、開会の挨拶があったのち、前回（4月25日）議事要録を朗読、承認され、続いて事務局にて会議資料の説明があって議事に入った。

#### 1. 中教審「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策」第2編に対する各大学の意見のとり扱いについて

委員長より、過日当委員会できりまとめた上記の各大学の意見のとりまとめは、当協会内部の参考資料としてとりまとめたものであるが、

このとりまとめを今後どのようにとり扱ったらよいかと諮られ、協議の結果、差当たりは第1常委員会内の資料とするにとどめ、大学運営協議会には配布するにしても、理事会には口頭で報告するだけとし、各大学への送付も見合わせることにした。

## 2. 大学院について

初めに委員長より、本日この問題について柿内専門委員から意見を聞く予定であったが欠席されたので、十分な審議はできないが、今後当委員会としてはどのような方法で検討をすすめていったらよいかと諮られ、つぎのような意見の交換があった。

- 本問題は第2研究部会でも議論があったが、その取りあげ方が大学間の格差の問題にからんで検討したらとのことである。問題の扱いは違いが関連のある問題であり、第1でもとりあげ、大学院のとくに困っている点をピックアップし、それをどう改善していくかを検討したらどうか。
- 文部省の大学院設置審議会大学基準分科会の大学院および学位制度に関する専門委員会から発表された「大学院および学位制度に関する専門委員会における審議の概況について」の内容を中心として検討し、今後の扱いについて意見の交換をしたらどうか。
- 上記の報告は、現行制度の枠内からはみ出ないような方向で論ぜられているが、本委員会としてはどのような考えですすめるか（必ずしも枠内と限定しないである程度の幅をもたせてもよい）。
- 大学院の基準が設定されることを意識して、積極的な意見を定義して、それについて各大学の意見を聞くことにするか。現在

の不備な点を改める一方、大学院の無い大学の問題をまず考える必要がある。

- 文部省では、当分 Dr. course は医学系を除いてはつくらない方針とのことであるが、そうだとすれば現在大学院の困っている問題をどう改善するのか文部省としての考えを示してほしい。
- 文部省では、単独の大学に大学院 (Dr. course) を新規に認めない方針とのことであるが、複数大学で連合大学院のようなものをつくるなら見込みがあるような気がする。
- 現に Dr. course のない大学では、どのような点が Dr. course を置く基準に足りないのかその点をはっきり知らせてもらいたい。
- Master course までは、全大学に置くのが当然のような時代になってきているので、この方針を強く押しすすめる必要がある。
- Master course と Dr. course では教官研究費においても格差がある。
- 学位審査は Dr. course のある大学でなければ権限がなく、このことは後継者育成の問題にもつながり、また、博士の学位も大学によって容易なところとそうでない大学があるので、これらの点も検討を要する問題である。
- 大学間の格差は、現実にはかなり多くの面に存在しており、その是正は極めて困難である。
- 文部省では、大学問題を前記の「大学院および学位制度に関する専門委員会における審議の概況について」報告によって今後のあり方を考えていると思われるので、後

日文部省から当協会に対して意見を求めてくるかも知れないから、予め当委員会としての意見をまとめておいたらどうか。

○ ブロック大学院について

このことについては、各地区より、つぎのとおり状況報告があった。

a) 中・四国ブロック

中・四国地区には、旧設総合大学がなく、また大型研究施設（大型計算機）もないので、共同体制をとらざるを得ないので、目下中・四国の国立大学間で共同利用施設検討委員会を設けて検討をしている。現在は、農・工系の学部が積極的に実現できるよう推進をしているが、ただ大学院を置くといった考えではなく、研究を進めることによって必然的に大学院が必要となってくるようにといった点がねらいである。

b) 九州地区

九州地区では、ブロック大学院の設置の動きはあるが、目下のところあまりまとまった具体案はない。

c) 関東・甲信越地区

農学系に設置希望の動きがあるが、目下のところ具体案はきまっていない。

以上の報告があり、各地区から設置関係の資料があれば当委員会へ参考として送付してもらうこととした。

大略上記のような意見があり、最後に委員長より、今後この問題に関する検討をどのようにすすめていくかについて諮られ、①アンケートによって意見をきく方法もあるが、その回答が必ずしも卒直な真の意見かどうかかわからない。②当委員会としての見解をまずつくって、それを各大学へ知らせて意見をきくことはどうか。

③文部省の前記の報告を素材として検討する方法とこの報告にこだわらず本委員会で今まで討議をしてきた意見を取りまとめる方法とがあるが、前者の方がよいような気がする等の意見があったが、討議の結果、この問題は、文部省の上記報告案をよく読んでもらって今後さらに検討することとした。

### 3. 大学における職員構成の検討

このことについては、加藤委員より別紙配付資料「大学における職員構成の検討」によって、①現在大学の技官は、行政職の中に一括して研究補助者として組み入れられているため、昇進（現在は4等級までで頭打ちとなる）の途がとざされていて、人材を得るのに困難であり、また、学問研究の上で支障をきたしている。②大学の職員構成を教育職・研究職・行政職の3区分にする必要がある等の意見を述べられ、技官優遇の必要性について説明があったが、この問題は第6常置委員会で検討している待遇改善に関連が深いので、第6常委員会へその旨を伝え検討してもらおうこととした。

なお、具体的には、技官を行政職からはずして昇進の途があるような専門職的な職種を考慮することであり、実現可能の見込みある具体策をさらに加藤委員に検討していただくこととした。

### 4. 今後の委員会のすすめ方について

委員長より、来たる6月19日、20日の両日開催の総会に委員会としてどのように報告をすべきかと諮られ、つぎのとおり措置することとした。

当委員会では目下大学院問題と新講座制の問題を主として検討中である旨を報告することとし、6月10日(土)午前10時より小委員会（委員長、藤岡、加藤、奥野、桑原、山田各委員、柿

内、下沢、渡部、福与、浅野、福田、稲野各専門委員)を開いて、今後検討する素案のようなものをつくることとした。

## (6) 第1常置委員会議事要録

日時 昭和47年6月20日(火)午前10時～午後0時40分

場所 国立教育会館第2特別会議室

出席者 宮島委員長

船山、加藤、奥野、桑原、藤岡、山田、岸田、戸田、谷口、倉田、小池、外山、高良各委員  
渡部専門委員

宮島委員長主宰のもとに開会。

委員長から、新委員になられた高良琉球大学長の紹介があったのち、議事に入った。

1. 委員長から、6月10日在京大学の委員とその他若干の委員および専門委員が集り、本日検討すべき問題について議論したが、その際次のようなことが話し合われた旨報告があった。

① 学部教育について、講座制と学科目制の格差の無いことが大切であることが確認され、その格差是正の方法として、全国立大学に修士課程を置いて格差を無くすという考え方が議論された。そして学部教育に対して大学院の存在が与える意味を詰め、校費使用の現状を把握してその適正化をはかり、大学院に要する経費、人員、設備を学部と切り離して明確に算出したうえで学部および大学院それぞれの充実をはかるべきであるとの主張が出された。

② 学科目制の大学すべてに修士講座並みの積算校費を支出する試算をしたところ約23

億円位であった。校費のほか、設備、人員のこともあるが、この程度の金額なら理由がはっきり出しうれば実現しうらと思う。

③ 優秀な技術職員を確保するため、昇進の道を考えたい。そのためには、技術職員の実態を調べ、教育職及び行政職以外の職種を考えていくことが必要である。

④ その他大学院生の身分、旅費の問題、地域大学院の問題、併設短大、第2部の問題等をどう進めるか検討したい。

2. 以上の報告ののち、各項目について審議し、各委員から次のような意見があり、またその取り扱いについてもそれぞれ次のように了承された。

(1) 格差是正の問題について

① 学科目制と講座制、新設大学と旧設大学との格差の存在が問題の根本でその格差を無くす努力を皆で行ないたい。学部教育について格差があってはならず、現状の学部と大学院を一つにしての大福帳的な予算配分は改め、大学院経費を独立して計上すべきであろう。

② 旧設大学では、学部と大学院をはっきり分けるのを教官が賛成しない面もあり、そこまで詰めると却って予算獲得の面で不利益になる場合も考えられるが、学科目制のところの積算校費を増額して人材が集まるようにし、研究に刺激を与え打開をはかるしかない。そのための資料作りが必要である。

③ 大学間のみでなく同じ大学内の学部間でも格差がある。格差是正の方法は種々あると思うが、地方大学全体に修士課程を設けるという方法で地方大学のレベルアップをはかり、格差を是正していくの

がよい。文部省も条件がととのえば地方大学に順次修士課程をおく考えのようであるが、ただし、教育系大学は専任教官の組織が不十分のところが多いとあり、すべてに修士課程を設けるのは現実には困難な点が多い。そこから教育系大学には地区ごとに大学院を置くとの考えもあるようだが、すべての大学に修士課程を設ける方向で努力すべきだろう。

- ④ 教育系大学は、学科目制、課程制のもとで格差をつけられているが修士課程をおくためには、まず各教科に対応した専攻課程の教官組織を揃えることが先決で、その努力を国大協および各大学でしたい。この点教員養成特別委員会と連絡をとっていききたい。また、格差是正を全国立大学が新講座制をとることによって実現することも考えられるが、新講座制は大学改革の大きな問題なので格差是正は一応それとは切り離して検討していった方がよい。

以上のうち、学部教育の格差是正について、藤岡委員を委員長とし加藤(陸)、奥野、桑原各委員、下沢、柿内、渡部、福与、安盛、稲野各専門委員を委員として格差是正小委員会を設け、校費問題を中心として今日までの資料を整理し、実情を把握して問題点を洗い出すこと、また、問題の審議順序、処理方法等を詰め具体的資料提示の作業を進めることになった。

## (2) 大学院の問題について

昨日の総会で大学院生の身分や研究旅費の問題を本委員会で検討するよう頼まれたが、第6常置委員会と連絡をとり検討したい。また、さきに大学設置審議会大学基準分科会

「大学院および学位制度に関する専門委員会の審議の概況について報告」が出されたが、これにどう対応すべきか意見があり、本年末にその答申が出されるとのことで時間的制約もあることから、本委員会の委員が前記報告に対する各自の大学内の意見を9月末頃までに持ち寄り検討することになった。

## (3) 併設短大および第2部の問題について

前総会で検討を依頼された標記の件については渡部専門委員に調査してもらった。併設短大をどういう理念で取り扱うのか国大協として議論してほしいとのことと思うが、併設短大を独立運営のできる組織にしたいとの主張については、各短大、各地域ごとに事情が異なり、複雑なので、国立短期大学協議会の方から、とくに国大協で検討すべき問題を具体的に提示されたら検討することとして、それまでは本委員会も個有の問題で手一杯なので手を触れないことにしたい。

(4) 新講座制の問題は、格差是正問題とも関連するが、まだ詰めるところまでいっていない。主に大学運営協議会第2研究部会に審議をお願いすることにしたい。

(5) 技術系職員の問題については、加藤委員に実情把握をお願いした。よい職員を確保するため、昇進優遇の道を開くことが必要だが、行政職の中では頭打ちになって昇進が難しく、教育職の範囲にいれると教官人事や教授会の構成とも関連が出てくるので難しい。結局他省庁の研究職との関連も考え別の職種ができるかどうか等検討していきたい。

なお、そのため、加藤、山田各委員、柿内、浅野、稲野各専門委員に検討をお願いする。

(6) 「目的志向型」大学のあり方については、関係大学で会合を持ち話し合うことにな

った。

## (7) 第2常置委員会議事要録

日 時 昭和47年6月8日(木)午前10時～午後1時

場 所 国立大学協会会議室

出席者 谷田委員長

松永、石原、長崎、続各委員

小西専門委員

谷田委員長主宰のもとに開会。

委員長より、開会の挨拶があったのち、前回(4月14日)委員会の議事要録を朗読し、一部字句を修正し承認され、議事に入った。

### 1. 内申書の取り扱いに関するアンケートの 作案について

初めに委員長より、予て小西専門委員にお願いしてあった内申書の取り扱いについてのアンケート案が別紙「調査書についてのアンケート」のとおりできたので、先ず、作案者から説明をきき、その上で質疑や意見をきくことにしたいと述べられ、審議に入った。

ついで、作案者の小西専門委員においてアンケート(案)の全文を各設問順に読み上げ、それぞれの項について設問の趣意、記入方法などについて説明があり、続いて質疑応答や意見の交換があって検討の結果、同案は別紙のとおり修正することとして、了承された。

なお、討議の過程で、このアンケートの回答内容(とくに第4問のような点)が外部に洩れると困まる面もあるのではないかとの質問があったが、小西専門委員より、大学からの回答としては書きにくい点もあると思われるが、当委員会としてはこの程度のことは資料としては是非知りたいところであるとの意見を述べられた。

2. 今後の検討のすすめ方と総会報告について  
協議の結果、今回の総会には、委員長から、前回総会以後主として入試に関する調査書の取扱いの問題について検討してきたが各大学における現在の調査書の取扱いの実態について調査の必要があり、アンケートによって各大学へ照会することになったと、その趣旨を説明し、総会の了承を得れば、できるだけ早く各大学へアンケートを出すこととしたいと報告することとした。各大学へアンケートする場合の依頼状は、事務局の原案について協議の結果、別紙「入学者選抜実施の際の調査書の取扱いについて照会」のとおり一部修正の上決定した。

### 3. 身体障害者の大学入学について

本日の議題として予定していたが、会議時間の都合上次回以後の委員会で検討することとした。

#### ○ 次回委員会

日 時 6月20日 午前10時より(総会2日目の午前)

場 所 国立教育会館

## (8) 第2常置委員会議事要録

日 時 昭和47年6月20日(火)午前10時～午前12時15分

場 所 国立教育会館第6研修室(7階)

出席者 谷田委員長

実方、黒沢、石原、小山、長崎、森島、釜洞、高橋、山岡、黒田、中村各委員

谷田委員長主宰のもとに開会して次の事項について協議した。

1. 内申書の問題(アンケート案等)について  
谷田委員長から、このことについては前々回

の委員会においてアンケート調査を行なうことに決定し、小委員会で原案を作成し、前回の委員会で修正を加え、最終案を決定した。その後、6月8日の理事会で了承を得てアンケートを送付する階段に至ったことの経過報告および送付の際の依頼文書について原案が朗読されこれを了承した。

ついで委員長から、配布資料「調査書についてのアンケート」について各項目別に調査の目的および記入上の注意事項について説明があり一部訂正のうえこれを了承した。

最後に委員長から今後のスケジュールとして総会終了後すみやかに本アンケートを発送し、9月末日までに各大学の回答を提出してもらう予定である旨述べられた。

## 2. 身体障害者および盲人の大学受入れについて

このことについて、主として盲人に関して討論の基礎とすべき前提、特別の機関の設置の可否、各大学の受入状況について次のような意見が述べられた。

(ア) 身体障害者および盲人の高等教育について、現在の制度を前提とするか、あるいは根本的にとらえるかによって問題の把握が異なる。

(イ) 身体障害者に対する現在の制度まで検討の範囲を大きくすると他の委員会との関連性が強く本委員外のことになるのではないか。

(ウ) 盲人のための他の高等教育機関を考えるなら別の問題である。高等学校以下においても現行の制度を検討すべき事項がある。

(エ) 身体障害者には同一の機関で勉学したいという心情的な側面も存在するのではないか。視覚に頼らない盲人にふさわしい機関

をつくるのが望ましい。現在そのような施設がないので大学に入学を希望するという形式がでてくる。

(オ) 盲人は普通の学科では一応同一の授業を受けてきている。別の教育機関を設置せよという意見は盲人の要求していることと異なっている。

(カ) 身体障害者からは大学への進学が開放されていないという意見がでてきている。

(キ) 盲人のための大学を別途設置すべきであると一概にいきれるかどうかという点もある。

(ク) 盲人、身体障害者の能力の測定が困難である。盲人の場合、晴眼者と異なる方法で測定しないと結果はでてこない。

(ケ) 盲人側は別な評価がなされるべきであると主張している。

(コ) 入学試験について、私立大学の場合ほとんどが入試科目3科目であるのに対し、国立大学は5科目にしている自体が受入の拒否になっているのではないかとの見方もあり、盲人が私立大学に多いのも前述のことが影響している。

(ク) 入学試験の段階での拒否をなくせというのが身体障害者の要求であり、受入可能と思われる文科系学部学科であってもその際拒否することがあるので問題が発生する。

(シ) 高等学校まではほぼ同一の水準の学力を与えてきた。国立大学で受入を決定することになれば志願者は一層増大すると思う。

(ス) 文学、法律、経済の各学部学科においては受入可能ではないか。

(セ) 熊本大学では色盲、色弱に関して募集要

項で明記している。

- (ウ) 岩手大学では色盲は差別廃止の方向にある。
- (ク) 鹿児島大学でもでき得るだけ受入の傾向にある。
- (ケ) 身体障害者の受入をしている私立大学の事例を調査してみることが必要ではないか。

以上論議の結果、大学における身体障害者の受入の実態を参考にするため、各私立大学（とくに同志社大学）の受入状況、大学側の負担、身体障害者に対する便宜供与等について、調査を行なうこととした。

### (9) 第3常置委員会議事要録

日時 昭和47年6月13日（火）午後1時～午後3時30分

場所 国立大学協会会議室

出席者 広根委員長

松本、福井、池田、後藤、砂崎、山田、平、確井、葛西、永松各委員  
倉石、三島、鋤柄各専門委員

広根委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、本日はアンケート案の審議に入る前に、さきに国立大学協会より文部省に対し要望した体育系と文化系の各サークル部室の新営に関することについて、その後の文部省側の検討状況を説明してもらう予定であったが、先方の都合で後日に延期した旨報告があり、前回（5月9日）小委員会の議事要録の朗読は省略して議事に入った。

#### 1. 委員の異動と専門委員の補充について

下記のとおり報告があった。

- (1) 合同研究部会の委員増強のため、当常置

委員会より山田、永松両委員を同部会に委員として参加願うこととした。（第3常置の委員は現在どおり）

- (2) 専門委員 栗冠東北大学学生部長（総山専門委員の後任として）  
同 鋤柄山形大学学生部次長（増員）

#### 2. アンケート案の作成について

初めに委員長より、このアンケート案は数回小委員会を開いて検討の結果、一応別紙のとおり原案がまとまったので、本日はこの原案について審議を願いたいと挨拶があり、続いて事務局長から配付資料の説明があつて審議に入った。

- (1) アンケートの依頼状について

小委員会で検討の結果できあがった別紙配付資料「教官と学生とのコミュニケーションに関するアンケート調査について（ご依頼）」（案）について審議をした結果、別紙のとおり一部字句の修正を行なつて了承された。

- (2) 教官と学生とのコミュニケーションに関するアンケート調査実施要領（案）について

小委員会で検討の結果とりまとめた別紙原案によって審議の結果、別紙のとおり一部字句の修正を行なつて了承された。

- (3) アンケート調査票の作成について

初めに倉石専門委員より、同氏が作成した別紙「教官と学生とのコミュニケーションに関するアンケート調査票（案）」は、昨日の小委員会で検討の結果、修正を加えた別紙調査票の全体にわたつて設問番号順に説明があり、その修正箇所について説明があつた。

ついで、質疑や意見の交換が行なわれたがつぎのような点はその主なるものであつた。

- 長期欠席（休学を含めて）の場合の取り扱いを、アンケートの項目に入れてはどうか。
- 大学としての意見がまとまらない場合は、学部ごとの意見でも止むを得ないこととする。
- 各大学へアンケートの依頼をする場合、その依頼文中に学部によって意見が異なる場合は、学部ごとでも止むを得ない旨を書き添えたらどうか。（依頼状に書き添えることとした）
- このアンケート案は、あまり調査事項が多いので、もっと問題点をしぼってできるだけ簡単にしてほしい。できれば重点的にしぼって原案の半分程度以下にしてほしい。
- 学生相談室関係の調査項目が、とくに多すぎる感がある。（このところは、他の関係項目とのバランスを見て少なくすることとした。）
- 自由記述のところはできるだけ少なくしてほしい。
- 長期欠席の問題は、今回の調査からははずしたい。その理由は、①この調査は、一般学生を対象としたアンケートである、②現在問題となっている過激派学生の対策的措置ではないかと誤解されるおそれもある。

以上のような意見があり、討議の結果、調査票の原案は委員長と専門委員に本日の委員会で話し合った点を考慮に入れて修正を一任することとして、本日当会議終了後引続いて修正についての協議を行なうこととした。

ついで委員長より、来たる6月19、20日開催の総会に本委員会としてどのように報告すべき

かを諮られ、協議の結果、当委員会では、目下教官と学生とのコミュニケーションに関する問題について検討をしており、アンケートによって各大学の実態調査をしようとしてアンケート案を作成中である。総会の了承を得れば、各大学へ依頼する予定である旨報告することとした。

なお、アンケート用紙の送付部数は各大学3部づつとし、各大学の回答をとりまとめた後のアンケートは改めてとらないこととした。

以上で本日の委員会を閉じ、引続いて専門委員会を開いてアンケートの修正について協議することとした。

## (10) 第3常置委員会議事要録

日 時 昭和47年6月20日（火）午前10時～12時

場 所 国立教育会館大会議室

出席者 広根委員長

松本、福井、宮島、富山、池田、後藤、砂崎、平、碓井、飯島、山本、葛西、永松各委員

### ○ 教官および学生のコミュニケーションの問題に関する実情調査について

広根委員長主宰のもとに開会し、委員長より次のとおり説明と経過報告があった。

大学における教官と学生とのコミュニケーションについて各大学においてそれぞれの対策を講じている、しかし他方これについての各大学間の情報交換については十分でない。そこで情報交換をする意味で小委員会を開き具体的施策に資する調査内容をとりあげてみた。これによって案を作成したが設問が79ありプラスアルファをも加えると膨大になりすぎる。それゆえこれを整理して30～40問位にしたい。又各大学の

学部状況が違っているのでどう対処したらよいが、これらの問題を考えてスタイルを変えることおよび設問の問題点をとりあげたい。

これに対し各委員から次のような意見があった。

#### I) 全般的問題について

- 客観的意見を入れるようにしたい。
- 単科大学の場合はひとつの大学の意見として回答を出すことができるが大きな大学の場合は学部間の意見の違いを無視して1大学の意見としてまとめるのは問題である。
- A学部とB学部それぞれの異なる意見を入れる方がよい。
- 学長あてに送りそれぞれの学部で一つの意見をいってもらおう。
- 実情調査する場合は学部によって違うので学部の実情を入れるようにすべきである。
- 教養課程と専門課程と違うので実情の内容がわからない。
- 回答については大学で答え事実の調整については学部の実情を記入させる。
- 記入上の注意として設問についても各学部名を明記する。そうすれば集計の場合にもはっきりするのでよい。
- 問題点がある学部については何度も何度も追跡調査をすれば意味ある実情調査となる。

以上のような意見があり、全般的問題についての回答方法は全体の調査の回答については大学の意見として答える。但し実情の調査に対する回答については学部間によって事実上事情が違うので各々の学部の実情を記入させるようにすることに意見が一致した。

#### II) 組織制度について

例として教養課程におけるクラス担任制、指導教官制など、専門課程におけるゼミ制などについて調査する。

#### III) 施設について

例として学生相談室、合宿所、サークル部室、学生会館などについて調査する。

#### IV) 行事について

例として全学行事、広報、オリエンテーション、合宿ゼミなどを調査する。

以上の要領で実情調査してもらおうよう結論が出て本日の会議を終了した。なおこの資料の原稿を7月上旬に国大協事務局に提出し回答の期限を7月31日までにするということで了解した。

## (11) 第4常置委員会議事要録

日時 昭和47年6月20日(火)午前10時~11時45分

場所 国立教育会館大会議室

出席者 池田委員長

村尾、金森、白淵、安田、相磯、清水、鐘ヶ江、鈴木、清水(英)、岩本、宮田、増尾、曾沢、力武各委員  
井上臨時委員

説明者 文部省遠藤学生課長、他1名

池田委員長主宰のもとに開会。

委員長より、開会の挨拶があったのち、前回(4月19日)の委員会議事要録を朗読し、議事要録中2ページの「九大(島原)」を「長大(島原)」に訂正し、また、金沢大(辰口)の設置については、現在のところ土地の登記の問題がすんでいないので設置予定である、との補足説明があり、承認された。

つづいて委員長から、本日配布の資料「国立大学共同利用研修施設設置に関する要望書」の要望書を時間的な関係で、本委員会に附議しない前に関係方面に提出したのでご了解願いたい旨述べ、了承され、ついで議事に入った。

### 1. 学生災害補償の問題について

初めに委員長より、学生の災害補償の方法としては前回まとめたⅠ国家補償、Ⅱ傷害保険会社の利用、Ⅲ共済事業のいずれかの方法で解決することができるか、あるいは、Ⅱ・Ⅲの併用では考えられないか、ほかに何か具体的な案があれば意見を交換したい。また、本日は文部省の学生課長も出席しているので、文部省側の考えを伺いながらディスカッションの形で進めていきたい旨述べられた。ついで、文部省遠藤学生課長より、この問題は、初め庶務課で検討していたようであるが、学生課に関係があるので、学生課が担当することになったが、いまのところ文部省としては具体的な考え方はもっていない旨説明があった。続いて、宮田委員より、学生の治療状況について過去5年間のデータを調査した結果、2週間以上治療を要する者が約280名程度おり、死亡者も2名でている。また、昭和46年度の1年間のデータについては、2週間以上治療を要する者約250名で学生1万人に対して約9.5人に当たるものであり、死亡者も1名を含んでいるとの説明があった。

井上臨時委員より、学生の講義や実験中（正課）の事故の数こそ少ないが、社会的のみならず研究・教育の方面においても重大な問題である。学生自身、また指導教官にも心理的に影響を与えることになるので、国家補償を建前として保険会社とは別に全く新しい団体（例えば育英会）のようなものを作り、国立大学のみでスタートし、公私立大学については、加入を自

由にさせる等の実施案について説明があったのち、質疑や意見の交換が行われたが、その主なものはつぎのとおりである。

- 井上案を実施する場合、国家予算で保険会社と会計法上契約できるか、また、公私立大学を除いて国立大学のみでやるのはどうか。
- 法人的な保険会社を作るか、そうだとすれば文部省も参加する必要はないか。
- 補償の範囲は、後遺症、死亡だけをカバーするのか、それとも2週間以上の治療を要する者までもカバーするかどうか。
- 国家予算でやるならよいが、学生に保険料を負担させることはできないと思う。
- 学校安全協会に加入することはどうか。

以上のような意見の交換があったのち、最後に委員長より、この問題は、数こそ少ないが、災害が起っている大学においてはその取扱いに苦慮している状況であると思われるので、その補償については制度的に確立しなければならない旨述べられ、つぎの点について文部省側に検討方を依頼し、当委員会としてもさらに検討することとした。

- (1) 学生に制度的に国家補償することが可能かどうか。
- (2) 学校安全協会に加入は可能か。

## (12) 第5常置委員会議事要録

日 時 昭和47年6月20日（火）午前10時～午後1時  
場 所 国立教育会館第7研修室  
出席者 後藤委員長  
大原、林、関、博田、石川、越村、桜場、芦田（淳）、牧、小島、芦田（謙）、

## 日高各委員

後藤委員長より、別紙配布の前回(2月26日)議事要録の朗読を省略の上、当常置委員会としては、従来、留学生問題にウェットをおいて話し合ったが、その結果として留学生の待遇は大分改善されたし、また、単位の互換制度についても実施の段階まで煮詰まったので、この二点については当委員会としては責務を果たしたと思うので、本日委員会は別に新しい問題もないので、今後どのような問題を討議するか、当面の検討すべき問題点について話し合いたいと述べられ議事に入った。

主なる質疑は次のとおりである。

- 大学間の国際交流について聞いた話であるが、カリフォルニア大学から東北大学に20名位の学生を学部学生として受入れてほしいという話しがあったが、東北大では受入れ施設の問題と英語による特別講義の必要なことから受入れられなかったということがあったが、このような問題はどうか。
- 多数の受入れは施設の問題からむずかしいが、英語の特別講義というのは、その大学でしなくとも留学当初日本語学校で日本語を勉強させれば特別講義はしなくともすむ。
- 新しい中教審の問題と大学間の国際交流の問題等については考えなければならない。
- 派遣留学生の文部省への申請は7月までということであるが、話がまだまとまっていない時はどうか。
- 大学間で話が進められているのなら、その時点で文部省に申出ると認められる。
- 国立大学で現在(文部省資料)北海道大学とポートランド州立大(アメリカ)で3ヶ月間の相互交流の話しがあり、その他、帯広大とセントラルブソン大(フィリピン)、岩手大とオハイオ大、名古屋大とニューヨーク州立大、名古屋大とナイロビ大(ケニヤ)、三重大とミシガン大等で話が進んでいる。また、私立大でも多数ある。
- この留学制度は先方の大学に送り出す留学生のみの予算しかなく、先方の受入れる予算がないのはどうか。
- 単位の互換制度の問題で、事情により一年間の休学をしなければならないような場合、それはどうしたらよいか。
- 学則を変えなければできないので、その大学の学則をオープンにしなければならない。
- 国内での互換制度ですすんでいるところはどこか。
- 東大と東工大があるということである。
- 一つの大学が多数の大学との交流は可能なのか。
- 大学の相互間といっても、具体的には学部と学部との相互間ということになるが、その時の協議は学部間協定でもよいのか。
- 互換制度については制度化されたばかりであるので、一年間位は様子を見たい。
- 大学間の国際交流ということから、外人教師の問題で、待遇面で非常に窮屈であると聞いているがどうか。
- 外人教師には、研究費がないが出させるように考えるべきである。
- 外人教師の待遇面で、学内における身分の位置づけを考えねばならない。
- 住宅問題についても、生活様式が違うので外人教師の住宅を特に考慮すべきであるので、文部省にその枠をもうけるよう要望すべきである。
- 日本における外人教師は教授会にも出られないし、研究費もなく、旅費も満足に出ない

し、また、給与も低いのでアルバイトをしているのが実状である。

- 国際交流の問題から、外人教師の待遇の枠をもうけることについて次回委員会で討議することとしたい。
- 各大学における外人教師の待遇上の問題点その他についてアンケート形式で実情を調査してはどうか、実態を知る資料にもなる。
- 当面の検討すべき一つの問題として、外人教師の待遇について、その実態を早急に調べて次回から討議したい。
- 次回は7月中旬に1回開き、この新しい問題について討議したい。

### (13) 第6常置委員会議事要録

日 時 昭和47年5月16日(火)午後1時～3時

場 所 国立大学協会会議室

出席者 加藤委員長

丹羽、中林、渡辺、諸星、都留、井手、香山、田中、中塚各委員  
高梨、福田、稲野、手塚各専門委員

説明者 文部省 安養寺 審議官、三角 会計課長、佐野高等教育計画課長、大崎大学課長、笠木学術課長、大門高等教育計画課長補佐外2名

加藤委員長主宰のもとに開会。

初めに、新委員として参加された都留(一橋大)、香山(和歌山大)両学長の紹介があり、続いて来年度の国立学校特別会計予算の概算要求について説明のため来席の文部省関係官の紹介があって、直ちに概算編成方針について説明をきくこととした。

#### 1. 昭和48年度国立学校特別会計予算の概算要

#### 求について

まず、別紙概算要求について(案)の全文を朗読の後、大崎大学課長より、本案はいわゆる新規要求を頭において立案したもので、要求全部を挙げたものではないと前おきして、初めに要求の基本的な考え方を述べ続いて次の項目にわたり逐次説明があった。

#### I 国立学校

1. 大学院の拡充整備
2. 学部、学科の新設、改組等
3. 附属研究施設、実習施設、センター等の新設整備
4. 医学教育の拡充整備
5. 教員養成の改善充実
6. 情報科学・情報処理教育の推進
7. 短期大学の整備充実
8. 高等専門学校の整備充実等
9. 厚生補導の充実
10. 留学生教育の整備充実
11. 大学附属図書館の整備充実

#### II 大学附属病院

1. 管理運営の適正、関連教育病院の活用、教育・研究・診療体制の整備充実
2. 看護体制の適正、看護要員・医療技術職員の充実と養成施設の整備充実

#### III 大学附置研究所

1. 研究所の新設、改組
2. 既設研究所の整備

#### IV 重要基礎研究の推進

#### V 施設の整備

1. 国立学校の施設整備
2. 新設、移転に伴う大規模施設の整備
3. 事業の効率化と実施の合理化

#### VI 事務組織の整備等

次いで、以上の説明に対し、およそ次の

ような点について質疑応答ならびに意見の開陳があった。

1) 前文にある「従来の形態にとらわれない新しい試み……」とは、具体的にはどんなことか。

従来の予算慣行に添わないものであっても有意義なものについては、とりあげることであって、例えば学部基礎を置かない大学院を置くことなども含むものである。

2) 人材の需要とは、医者や教員など実学分野のものに限られるのか。開発、医者、情報技術者等事柄としては必ずしも限定していない。

3) 学術研究上の要請と社会的需要を同等に考えると、大学は没落することになる。学術研究上の要請に応じておればそれはイコール社会的需要に応ずることになる。

4) 助手の不足を大学院（博士課程）学生が代行して補っているのが実情である。野外実習の指導の場合、旅費等について考えられないか。野外実習費、教官指導費も含めて検討してほしい。

5) 大学院を学部教育と連けいして組織的に系統付ける必要がある。そのための施策を検討してほしい。

6) 教員養成の改善充実について、養成する教官の陣容の充実の面が全然考えられていない。是非とりあげてほしい。

7) 保健管理センターが年々設置されることは結構なことだが、設置後のセンターを維持するための費用特に整備、管理に要する費用が極度に不足している。またセンターの所長が助教授の定員では人を

得ることが難しいので、教授にふりかえてほしい。保健センターの役割が非常に大きくなって来た今日是非考えてほしい。

8) 大学図書館予算の実態を調査した結果、各大学で図書館の運営につき込む費用が非常に多いことが明らかになった。図書館学の振興と合わせて、これが充実について考えてほしい。

9) 事務組織の整備は緊急を要する大きな課題である。定員の削減でオーバーワークになっている実情を調査して、対策を打ち出す必要がある。合理化、簡素化を強力に推進してほしい。

10) 医学教育の拡充整備について、入学定員の増加に関連して、教官定員の不足ならびに実験設備の実情を考慮してほしい。

11) 情報科学・情報処理教育については、大学が行なうべき範囲を逸脱しないように推進してほしい。

12) 教養課程の充実整備については、各大学の改革を促進するためにも思いきった予算を計上してほしい。

## 2. その他

明17日に、特別会計制度協議会が開かれ、そこでもう一度本日の概算要求について説明を聞き協議することになっているので、その際特に強調すべき点については、重ねて意見を述べることにした。

## (14) 第6常置委員会議事要録

日時 昭和47年6月20日（火）午前10時15分  
～12時45分

場 所 国立教育会館第 8 研修室

出席者 加藤委員長

丹羽, 渡辺, 鎌田, 諸星, 井手, 今西, 井上, 香山, 北村, 田中, 中塚各委員

田中委員より開会の挨拶があり, 後刻, 加藤委員長出席。

### 1. 教職員の待遇改善の問題について

まず, 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書を朗読し, 次のような質疑応答があった。

- (1) 要望書の文中に, 「研究上教育上とくに著しい功績をあげた教官についても, その処遇は不十分である。」とあるが, 研究上教育上の功績をどのような方法で評価するのか。
- (2) 人事院勧告によるベースアップにより, 指定職と非指定職との格差がせばまってきている感じがするので, 指定職乙についても, ベースアップの勧告をしてほしい。
- (3) 国立大学以外の閣議人事決定者には, 国鉄のフリーパスの恩恵があるので, 国立大学長への適用方を国鉄に陳情してほしい。
- (4) 要望書文中に「これら職員の待遇改善ははなはだ低く」とあるが, 「改善」の文言はミスプリにつき削除する。

### 2. 非常勤職員の問題

このことについては委員長からつぎのとおり考え方を述べられた。

各大学における非常勤職員の比率が年々高まりつつある。また正規の職員と非常勤職員との待遇上の格差がでている。仕事の実態からみると正規の職員と同じ仕事をしているので定員化すべきである。それができなければ, 待遇面を同じにすべきだという話しがでている。本委員会においても基本的には, この線でいきたい。

ついて各委員から次のような発言があった。非常勤職員問題の根源には, (1)最近の科研費の膨大化に伴い, 研究機械の維持定員がついてこないので非常勤職員を雇わざるをえない。研究費をもらう人は, それに見合う定員をもらうよう努力すべきである。(2)定員削減もこれを助長している場合がある。(3)事務系職員の定員に対する基準がないので, 職員の負担過重を避けるために, 非常勤職員を雇う場合がある。(4)とりあえず, 非常勤職員の実態調査を試みる必要があるのではないか, この場合, 文部省の調査会とも関連があるので, どのような方法でやるか検討を要するので, 実施に際しては, 文部省とのコミュニケーションが必要となる。(5)東大紛争の原因は, 非常勤職員の待遇改善にあったので, 全国的問題として伝播する恐れがあるので, 本格的に取り組む姿勢を示す必要がある。また, 文部省においても積極的に検討してもらいたい。(6)定員に関する根本問題は, 第 1 常置委員会とも関連するので, 教育・研究系のその他の職員については, 第 1 常置委員会と関連して調査してみたい。

### 3. その他

次のような意見が述べられた。

- (1) 秋田大学医学部新設に際しては, 他大学の定員を喰ったケースがあるので, 総定員法は, 医学部新設に対してどのように影響するのかを国大協全体の問題として議論してほしい。これに対しては, 総定員問題は文部行政に関する問題であるから, 国大協は深入りすることを避けた方がよい, ということで諒承された。
- (2) 授業料問題について, 国会の予算審議中に, 文部省が法令を出したことについて, 文部省の反省を求めるため, 国大協とし

て、何らかの声明を出したらどうか。

- (3) 本委員会の出席委員の大学を対象にして、次の項目により、調査することを申し合わせた。なお調査時は予算配当の時点とし、調査回答の締切は、8月31日とする。
- 学生数(学部別、ただし研究所・病院を除外する。)
  - 教官数(助手以上)(同上)
  - 事務系職員数(同上)
  - 臨時職員数(職種別、学部別員数、同上)
  - 臨時職員に対しての年末手当等の支給率の実状、その他待遇状況
  - 臨時職員関係経費調
- (4) 次回委員会は9月26日(火)午後1時30分～3時30分に開催することにした。

## (15) 医学教育に関する特別委員会 会議事要録

日時 昭和47年6月5日(月)午後1時～午後4時30分

場所 国立大学協会会議室

出席者 清水委員長

白淵、加藤(代、諏訪)、相磯、長崎、飯島、北村、中塚各委員

松本、吉利、堀口各専門委員

清水委員長主宰のもとに開会。

委員長より、開会の挨拶があつてのち、前回(10月27日)の議事要録の朗読は省略して、ただちに議事に入った。

### 1. 医学部学生定員増に関する要望について

委員長より、医学部学生の定員増に関する要望書は、昨年度は、概算が終った頃に関係省庁

へ提出した関係もあつてその要望は満たされなかったもので、本年も引続いて要望書を提出し、その実現をはかりたいと考える。ついてはもし出すとすれば、明年度の概算要求前に出した方がよいと考え、また、国立大学医学部長会議からの希望もあつたので、昨年度の要望書を参考に、別紙「国立大学医学部学生定員増について(要望)案」をつくった。本日はまず要望書を出すか出さないかについて討議を願い、その上で提出するとすれば、この案でよいかどうかを検討してほしいと提案があつた。

ついで、討議の結果、本年も引続いて要望をすることとし、要望(案)の全文を朗読し、意見の交換を行ない検討の結果、別紙のとおり一部字句の修正を行なつた。(理由書の修正は委員長と事務局長に一任した。)

修正された作案は理事会および総会に諮り、承認を得れば直ちに関係省庁へ提出することとした。

### 2. 本委員会の今後の方針について

初めに、委員長より、医学教育の改革については予てから各大学で検討しているが、未だ具体的に案のまとまったところはないようだ。本委員会としては今後この改革問題に関する意見をどのような形で、いつ頃までにとりまとめるかについて諮られ、つぎのような意見があつた。

初めに、松本専門委員より、このことに関しては、全国医学部長・病院長会議の「医学部における研究のあり方委員会」で、別紙の「中間答申(案)」と「第5次報告」を、国立大学病院長会議では「大学病院のあり方」と「昭和46年度病院のあり方委員会報告」をとりまとめたので、その報告書をご覧願ひ、このような考え方でよいかどうか、この委員会としての意見や批

判を求められ、委員長より、大体この報告の線が基本になるかと思われるので検討して目標をたてたいと意見を求められ、ついで、飯島委員よりも、大学改革に関する問題については、第3次の調査研究をまとめることになって、目下検討中であり、この最終的のとりまとめは明年6月の総会を目途としているが、前回の調査報告には医学教育に関してあまりふれていなかったため、今回の調査報告にはある程度とり入れるつもりで検討をすすめることとなったので、本特別委員会でもこれに歩調を合わせて、来年6月の総会までには委員会としてのコメントを出さなければならない旨報告があり、よって、今後この方針に基づいて計画をたて作業を進めることとし、今回の総会には今までの検討状況を報告し、今後の討議予定を報告することとした。

なお、今後の進め方としては、討議のため必要があれば小委員会をつくって前記の資料に基づいて問題点を拾い出し、検討することも了承された。

### 3. 医学教育改革の問題点について

#### a) 他大学との単位交換の問題

このことについては、つぎのような意見があった。

医学部の履修方法は、単位制度でなくほとんど全科目が必修となっており学年制をとっているため、他大学との単位交換は実施上とくに学部段階において困難が予想される。しかし、大学院においてはそれ程この制度をとり入れることは困難でないように考えられる。また、外国留学の新制度はよい制度だと思うが、悪用されるおそれもあるので、その点十分検討する必要がある。

医学関係においては、単位交換にしても留

学生の新しい制度にしても、もう少し検討することが必要で、実施するとしてもまず大学院から始めたい。

#### b) 大学院について

このことについては、つぎのような意見があった。

○ 現在大学院には、臨床方面は不用であるとする意見がかなりあるので、まずこの問題を検討しなければ大学院の問題は検討できない。

○ 国立大学医学部長・病院長会議では、医学部における大学院廃止の問題にとりあげられたことがない。

○ 医学部の大学院問題は、簡単に結論を出すことは困難で、慎重に検討する必要がある。

#### c) 6年一貫制と他大学（含学士入学）からの転入学の問題

この6年一貫制に対する意見は、大学によって是とするところと非とするところがあり、かなりまちまちになっているが、近年一貫制の方がよいとする意見が強くなっているようだ。また、他学部（含学士入学）から医学部への転入学は、大学によって認めているところと認めていない大学があるが、転入学を認める大学においても医学課程進学に課せられている必要単位は必ず要求され、その要求単位修得者でなければ選考しないことにしているとのことであり、最近この種の希望者が出て来る傾向があるが、慎重を要するとの意見があった。

以上で、本日の会議を閉じ、次回の委員会は総会終了後適当な日をきめて開催することとした。

## (16) 図書館特別委員会議事要録

日 時 昭和47年5月16日(火)午前10時~午後0時30分

場 所 国立大学協会会議室

出席者 加藤委員長

実方, 広根(代, 白石), 谷田, 谷口,  
田中各委員

松田臨時委員

深川, 佐藤, 高木各専門委員

加藤委員長主宰のもとに開会。

委員長より, 開会の挨拶があつてのち, 前回(4月17日)委員会の議事要録を朗読し, 一部字句の修正があつて承認され, 議事に入った。

### 1. 大学図書館の予算および図書館学の拡充強化に関するアンケートの集計報告について

初めに委員長より, 前回の委員会でアンケートの集計報告(案)の検討をして一応とりまとめができたが, その後松田臨時委員と高木, 深川両専門委員のもとで再検討をし, 一部様式や字句の修正をしたので, 本日修正点の説明をし了承を得たいと挨拶があり, ついで深川, 高木両専門委員からそれぞれ修正箇所についてつぎのように説明があつた。

○「B 図書館学拡充強化に関するアンケート」の修正箇所について

事務局にて同案の全文を各項目ごとに順次朗読したのち, 深川専門委員から, この項は高木専門委員がとりまとめた案Aの様式と揃うように形を全体的に改めたと各項目について修正箇所の説明があつた。

○「まえがき」について

高木専門委員より, この部分は, 前回委員会で協議した文案を基にして, 松田臨時委員

と共に一部字句を修正をしたものであると修正点について説明があつた。

○「A 大学図書館予算に関するアンケート」の修正箇所について

この項については, 高木専門委員から, 前回委員会の際の(案)では報告の主たる項目の建て方を2本建とした形をとったが, 今回は3本建の形に改めたと報告があり, 一部様式や字句を松田臨時委員と協議の上修正をしたと修正箇所について説明があつた。

上記のとおり各作案担当者から修正点の説明があり, ついで松田臨時委員より, 今回のアンケート調査によって得られたこれらの報告は必ずしもすべてが大学として一本にまとめられた報告や意見であるとは断言できないが, 少なくとも大学名をもって回答されたものは公式回答と認めるべきであるので, 今後図書館に関する問題を検討する場合は, この集計報告をよりどころとしてほしいとの要望があつた。

以上修正点の報告説明があり, 続いて, 委員会としてこの報告(案)を検討した結果, 別紙のとおり一部字句の修正があつて承認された。

### 2. 今後検討すべき問題点について

このことについては, 近く委員長が交替することになるので, 新しい委員長がきまってから相談することとした。

### 3. 新委員長の選出について

加藤委員長より, 新しく第6常置委員長に選ばれたので, 図書館特別委員会委員長の方を辞任したい旨申出があり, 了承され, 後任委員長を話し合いによって選ぶこととし, 出席者全員一致で谷口委員(岡山大学長)を選出した。(ただし, 6月の総会までは現委員長とする。)

### 4. 委員追加について

松田臨時委員が渡独されるので, その後任と

して東京大学附属図書館長今井功教授を委員として加えたいとの提案があり、了承された。

#### 5. 専門委員追加について

高木専門委員の補佐役として東京大学経済学部の石井助教授を専門委員として追加したいとの提案があり、了承された。

#### 6. 広橋委員（和歌山大学長）退官による後任委員選定について

広橋委員退官により、その後任委員の選出について協議した結果、当委員会の委員は地区を考慮してきめてあるので、来たる6月9日の理事会までに予め地区の意見をきいておき、理事会の了承を得ることとした。

#### 7. 集計報告の他機関紙掲載について

深川専門委員から、今回の集計報告を全国国立大学図書館長協議会の機関紙である「大学図書館研究」に連載したいとの希望があり、協議の結果来たる6月の総会報告以後ならば差支えないこととした。

なお、このことは6月9日の理事会にも報告し、了承を得ることとした。

### (17) 研究所特別委員会議事要録

日 時 昭和47年5月22日（月）午後1時～4時30分

場 所 国立大学協会会議室

出席者 加藤委員長  
丹羽，戸田各委員  
柿内専門委員

説明者 文部省大崎大学課長

加藤委員長主宰のもとに開会。

初めに、前回（47. 4. 25）の議事要録を朗読し、一部字句の修正があつて本日の審議に入った。

審議に入る前に、研究施設に対する文部省の考え方などについて、来席の大崎大学課長より説明を聞くこととし、同課長より、研究体制全般の問題としては、学術審議会において検討中であるが、研究施設については一般的にいて色々な性格のものが混在し、定員問題とのからみ合いもあつて、講座増設よりも研究施設の増設をとの考えもあり、年々要望の数も多くなつて来ている。学部が付属する観点から基本的な問題として性格を明確にする必要がある。47年度は、研究施設の設置は慎重に厳選の上3施設に限られたが、48年度もこの考えで行くことにならう。その中で例えば大規模な施設については、将来どういった視野に立つて考えるか、将来の研究体制の計画の上で適切なものがあれば考えられよう。在り方の問題として消極面でも考えられることは、職員組織が固定化してしまうことであり、成果をおさめ一応使命を遂げたものの形だけが残る弊害がある。これはむしろ講座に切り替えるとかして職員組織の固定化をふせぐことも考えられよう。筑波新大学では、プロジェクト研究中心で固定したものは造らないで、共同研究の場を設定する考えが出ている。適切な意見を提示して欲しい。との発言があり、続いて、次のような点について質疑ならびに意見の交換があつた。

- 研究所を置きたいが、6部門の規模には達しないから、研究施設を置き、施設が充実して来れば研究所とするケースがあるが、研究所や講座に発展しないような施設だと萎縮してしまう心配がある。
- 研究施設が必要なために共同研究施設を置くことや講座増が難しいので、そのねらいとして研究施設をつくる例が多いが、研究施設として発展させたいものもある。文

部省では、人本位に考えてプロジェクト研究施設を置く傾向がある。

- プロジェクト研究に固定しないとしても、研究が終わった場合、親元へ帰えられるようだとよいが、それができないようだと人事管理上の問題が生れる。(以上で大学課長退席)
- 大学に附置されている共同利用研究所の運営については色々な問題があり、例えば教官人事においてはその選考の方法(公募、推薦)や選考機関(教授会、協議会)、助手の任期制等の問題、その他学生の教育特に大学院学生の指導等についての問題がある。
- 共同利用研究所の利点と現実とは矛盾があること、物件の利用上ではよく運営されているが、問題は暇があれば使わせるということと、ぎせいにしても他に使わせるとすることそれ自体にも問題があり、共通の研究のためにはどうあればよいか、物件利用に割り切るか真の共同利用研究に徹するか真の究明が必要であり、このことは大学附置の共同利用研究所か、一般の附置研究所がよいか、あるいはプロジェクト研究の方がよいかにかかってくる問題であろう。専任職員は所長とテクニシャンのみとし、他は全部併任とする考え方もある。
- 共同利用研究所か附置研究所かの方向付けが必要であり、それには大学の中でなくてはやれないのか、中でなくてもやれることをやっているのか、それがよいのか悪いのか、大学のファンクションからコントロールできる範囲内であるべきか、その点が説得できるだけ根拠をはっきりさせる必要がある。社会科学では、実地調査をして学

問付けることとやっている。

以上、色々な問題が話題となったが、これらの問題点を柿内専門委員(鈴木専門委員とも連絡の上)にとまとめを願い、なお次回において更に検討することとし、次回は、6月23日(金)午前10時より午後3時まで、国立大学協会会議室において開催することを申し合わせた。

## (18) 研究所特別委員会議事要録

日 時 昭和47年6月23日(金)午前10時~12時

場 所 国立大学協会会議室

出席者加藤委員長

丹羽、戸田各委員

柿内、鈴木、山田各専門委員

加藤委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、本日は大学における研究所の在り方の一つの問題として、先ず鈴木専門委員より研究所における大学院の問題についてお話しをうかがうこととしたい旨挨拶があった、鈴木専門委員より話題提供の意味でと前提して別紙「研究所に於ける大学院について」により ①研究所における大学院の現状について ②研究所は大学院の教育に関与すべきかどうか ③大学院の構成(系・課程)はどのようなべきか ④研究所と大学院の問題について。を研究所の立場から説明があり、これを中心に種々意見の交換があり、その主な点はおよそ次のとおりである。

1. 研究所における大学院の現状はきわめて多様であり、東大の例を見ても、一つの研究所が6つの系に関係しているもの、あらゆる分野にわたり総合研究を行なっている研究所では、多数の課程に関係しているもの、専門を

限定し問題を限定して1課程だけに関係しているもの、学部の当該学科よりも、研究所の当該専門分野の方が大きいため大学院の課程の主体をなし、大学院学生の数も学部よりは多い研究所もあり、したがって研究所における大学院の在り方については画一的に結論付けることなく、学問の種類と研究所の組織原理に応じて多様な形を考えるべきである。

2. 研究所は大学院に関与すべきかどうかの問題については、研究所は最先端の研究を目標として組織され、活動しているので、学部学生の教育には不相当であるが、大学院特に博士課程の教育は適当であるとする意見がある。しかし、修士課程の教育については適当とする意見と、タッチすべきではないとの意見もある。また他面研究科では研究活動の後継者を得るためにも、研究点動を活発化するためにも大学院は必要であり、学部に欠けている専門分野の研究領域をもっているので、積極的に関与すべきであるとする意見や研究所の目的に適合し研究を一層発展させるとする意見もあるが、研究所の機能を阻害するので分離せよとの意見もある。

本質的には、学部は学生が主であり、教育を主とした養成を行なう場であるに対して、研究所では研究を主とした養成である。大学院学生は学生であり、学生であれば教育することが基本的な考え方である。この考え方を明確にする必要がある。修士課程の学生の教育は否定的である点はどうか。しかし現に工学系では修士課程の学生の教育を行なっている研究所もあり、自然科学系、人文科学・社会学系により必ずしも一様ではない。自然科学・人文科学・社会科学の各面を合わせて検討する必要がある。

3. 大学院の構成は学部や学科に対応したものに限定すべきではない。学科は学部段階の教育の目的にしたがい組織されているが、大学院における研究と教育には境界領域における研究と教育も必要がある。また学問の交流を実現するためにも学部特に学科にしばられないことが望ましい。最近学部根をもたない大学院専門課程が設けられ、それが今後増加すると思われるが、学部構座を新設する形で発足することは問題がある。

以上で、委員長より、今日まで4回にわたりフリートークを行なつて来たが、この辺で専門委員をわずらわして問題点を整理し、それに基づいて検討することとしたい。研究部会でも検討することになるが、こちらでのパターンを研究部会へも提供することとしたい。

今回は、7月25日(火)午後1時より5時まで国立大学協会会議室において専門委員会を開催することとして散会した。

## (19) 入試期特別委員会議事要録

日 時 昭和47年6月7日(水)午前10時~12時

場 所 国立大学協会会議室

出席者 和達委員長

松永、加藤(陸)、小山、谷田、長崎、  
力武各委員

和達委員長主宰のもとに開会。

委員長より、開会の挨拶があつてのち、前回(3月15日)の委員会議事要録朗読は省略し、5月12日開催の小委員会議事要録を朗読し、議事に入った。

1. 国立大学の入学試験期日の組み替え方針(案)について

初めに委員長より、過日行なった「入学試験期日組み替え方針(案)」に関するアンケート回答の整理結果について、別紙配布資料のとおり加藤(陸)、松永、続各委員(委員長からも提出)から提出があった旨報告があり、各委員より、そのとりまとめの結果について説明があった。

アンケート回答を整理した結果、この方針(案)の賛否については下記のとおりであった。

入試期日組み替えに関するアンケートの整理結果

区分	大学数	内 訳		備 考
		I 期校	II 期校	
賛 成	36	8	28	
修 正	7	2	5	
反 対	22	15	7	
そ の 他	10	4	6	
計	75	29	46	

以上の説明報告があったのち、委員長より、この調査結果によれば、国立立大学全体として賛成が過半数であるので、多数意見を尊重してその方向で進むようにすればよいことになるけれども、この問題は、大学の規模の大小に関係なしに、単に数だけを基にして判断することは避けねばならない事柄であり、反対の点を重視して反対の理由をよく検討する必要があるとの意見が述べられた。

ついで、アンケート回答の内容について意見の交換を行なったが、大略つぎのような意見があった。

- この調査を、全国一斉試験の資料とすることは、今の段階では十分でないようだ。
- 全国一斉一回の試験を理想とするが、今

回のアンケートの入試期日組み替え方針(案)のねらいは、現在行なわれている方法よりも多少改善になるものと思われる程度である。

- この調査は、試験をI期とII期と2回行なうことを前提とした場合の調査であって、全国一斉を考えないことで発足している。
- 賛成が考えたよりも多いことは、前進していく観点からすればワンステップだが、この数字で実施できるかは疑問だ。ここでワンステップがプラスとなるのか、固定させてしまうことにならぬか。この方針によってI期・II期がきまっても長年の間固定されては困まる。期限を定めて入れ替えが必要。
- アンケートの回答では、修正賛成と無条件賛成を明確に区別することができない。
- 入試期日を組み替える場合は、入試事務の混乱の点や大学間の格差の増大のおそれ等の点も十分考えて具体的な姿につめた上でなければ、はっきりした賛否は決められない。
- 回答の中には、原則的には賛成であるが実際的には別だとする大学もある。
- 原則的には賛成だが、具体案を示して貰わなければはっきりした意見は出せないというところもある。
- 現在の組み分けを替えるには、かなりの危険があると思われるが、それを犠牲にしてまでも改める必要があるかどうかの議論も一部にある。
- 国立大学協会としては、全国一斉実施をあきらめて今回のようなII期に分けることにしたのか。(第2常置委員会ではII期に

別けることを前提として出発している経過を知らないために、納得できない点が出て来たので、管理者も変って来た今日ではもう一度その点をはっきりさせる必要がある)。

- 一斉論は駄目となったのでそれを捨てて、Ⅱ期論について考えることを前提として出発したものであり、Ⅱ期論で具体案が不能だとの結論に達すれば、返上するほかない。
- 必ずしも全国一斉を断念したという意味でなく、アンケートの結果からは賛成もあるので、現在よりも多少なりとも改善することができればという考え方で検討している。
- 個々に面接して意見を聞き賛否を聞くとかなり正確な結果が出ると思うが、今後、場合によっては、第2回のアンケートも考えられる。

しかし、その場合のアンケートの仕方はとくに設問を十分検討する必要がある。

大略上記のような意見の交換があり、この組み替え問題は、今回の回答によってただちに結論を出すことはできないので引続いてもう少しつめていくようさらに検討することとした。

なお、今回の総会には、委員長より、今までの審議経過を説明し、アンケートの集計結果の概要のみを報告することとした。

## 2. 国立大学の入学者選抜期日および合格者の発表日を早めることについて

初めに、委員長より、つぎのとおり説明があり、どうとり扱うべきかについて諮られた。この問題は従来からしばしば問題となって論議されていたことであり、とくにⅡ期校側からは入試から合格発表までの実質の日数が足りないと

いう理由で入試期日の繰り上げをしてほしいとの要求があったので、当委員会でも予てから重要な問題としてとりあげ、検討してきた。その結果、Ⅰ期校・Ⅱ期校とも2、3日程度の繰り上げならば大多数の大学では可能であろうとの意見があるので、この際、文部省案のとおり

Ⅰ期校……(開始日) 3月1日～(発表日)

3月18日

Ⅱ期校……(開始日) 3月20日～(発表日)

4月7日

にすることはどうかと今までの経緯を説明し、繰り上げの可否について諮られた。

討議の結果、この問題は未だⅠ期校にもⅡ期校にも若干反対があるものと予想され、また、高校側とも協議(試験場借用、高校の授業関係等の問題)をしなければならない問題もあり、早急に決めることはできないので、アンケートによって各大学の意見をきくこととした。

アンケート(案)は、委員長と事務局長の間で作案し、その案を各委員に送付して意見をきくこととした。

## (20) 入試調査特別委員会議事要録

日 時 昭和47年5月12日(金)午後2時～午後5時

場 所 国立大学協会会議室

出席者 前田委員長

松永、谷田、和達、川村、統、岩本、藤本、釜洞、菅、倉田、長瀬各委員

前田委員長、主宰のもとに開会。

初めに委員長より、当委員会は「共通第1次試験」に関する検討を、昨年3月以来10数回の委員会・小委員会を開いて討議を重ねた結果、一応別紙「全国共通第1次試験に関する総括1

～3」のとおり今までの討議の結果をとりまとめ、なお、前々回の小委員会で「4」について検討し別紙のとおりまとめたので、本日は、先ず以上のまとめについて再検討し、その後来る6月に開催する理事会・総会にどのような形で報告をするかそんな点について協議願いたいと挨拶があって議事に入った。

#### 1. 共通第1次入試について（検討のまとめと方策について）

初めに事務局において、別紙配付資料「全国共通第1次試験に関する総括(案)」の全文を朗読したのち、

- ① 全国共通第1次試験の基本構想
- ② 共通第1次試験結果の利用方法
- ③ 共通第1次試験を用いる方法の利点
- ④ 国立大学協会としての方策（ただし、この項については次回委員会で別紙案によって説明討議をすることとした。）

の各項について概括的説明があった。

続いて、審議に入り、各項目について質疑や意見の交換を行なった結果、別紙のとおり字句や表現等について修正補筆の上了承された。

#### 2. 検討の結果のとおりまとめについて

この問題についての本日までの検討結果のとおりまとめは、協議の結果、本日の話し合った意見を考慮に入れて委員長のもとで(案)を修正し、その修正案をさらに理事会の前に委員会を開いて検討をし、総会報告案を作成することとした。

##### ○ 次回委員会

日 時 昭和47年6月7日(水)午後1時～午後5時

場 所 国立大学協会会議室

## (21) 入試調査特別委員会議事要録

日 時 昭和47年6月7日(水)午後1時～午後4時30分

場 所 国立大学協会会議室

出席者 前田委員長

松永、加藤(陸)、谷田、和達、川村、

小山、倉田、長瀬各委員

前田委員長主宰のもとに開会。

委員長より、開会の挨拶があつてのち、前回(5月12日)委員会議事要録を朗読し、承認され、議事に入った。

#### ○ 共通第1次入試について（検討のまとめと方策について）

初めに委員長より、本日は先ず、前回の委員会で一応修正して別紙配付資料「全国共通第1次試験に関する総括(案)」について、修正点の確認を行ない、そのあと前回委員会で審議未了となっていた同総括(案)の「4. 今後の方策」の部分が別紙のとおり概括的構想ができたので、この箇所について意見の交換を行ない、今後の方策をどうするか検討してもらいたいと挨拶があつて審議に入った。

まず、前回委員会で修正した同総括(案)を一応朗読の上、各項ごとに改めて検討し、別紙のとおり修正した。続いて、資料「4. 今後の方策」の案の全文を各項目ごとに朗読し、それぞれの項について意見の交換を行ないながら討議検討の結果、この案文は別紙のとおり字句や表現等に修正を加え、今後このような考え方で検討をすすめることとして承認された。

以上が、一応今まで討議してきた全国共通第1次試験に関するとりまとめであるが、本委員会としては、この考え方に基いてアンケートの

案をつくり、その成案を得れば、このアンケートによって各大学に対し、上記のとりまとめに対する意見をきくこととした。

アンケートの案の作成は、協議の結果、松永、川村、永瀬各委員にお願いすることとし、8月20日までに事務局まで案を送付（松永委員は委員会当日部数を揃えて持参）してもらったこととした。

なお、本日審議した「全国共通第1次試験に関するまとめ」の資料は本日付の日付として修正点を整理の上、各委員に送付し、アンケートの作成に関する意見があれば8月20日までに事務局まで申出て貰うこととした。

アンケートの案については、次回の委員会で検討することとした。

以上で、このとりまとめに関する本日の審議を終わり、来たる6月9日の理事会および6月19日、20日開催の総会には、中間報告の形で、委員長から口頭をもって今までの検討状況を説明し、各大学に対してアンケートによって近くこのとりまとめに対する意見を聞く段階になっている旨を報告、了承を得ることとした。

#### ○ 次回委員会

8月28日（月）午前10時30分～午後5時

## (22) 教員養成制度特別委員会議事要録

日時 昭和47年5月20日（土）午前10時～午後4時30分

場所 国立大学協会会議室

出席者 飯島委員長

船山、岩下、太田、鎌田、和達、芦田、井上、池田(進)、岸田、谷口、池田(数)、小野各委員

#### 末吉臨時委員

飯島委員長主宰のもとに開会。

委員長より、開会の挨拶があつてのち、前回（4月21日）委員会の議事要録を朗読し、承認されて議事に入った。

#### 1. 「教員養成に関するアンケート」に対する各大学の意見のとりまとめについて

初めに委員長より、本日は、前回の委員会で説明しなかった問題点のとりまとめのVIからIXまでを朗読説明し、その後で前回説明した部分（III, IV, V）についての質疑を行ない、本日朗読説明する部分については次回委員会で検討し、なお、未整理の

#### II 教員養成の理念

#### X 現職教育と卒業研修

#### XI 教員の待遇

の項については、次回委員会（6月6日）において説明、検討することにしたと挨拶があつた。

ついで、委員長より、別紙意見のとりまとめ原案の全文を下記の各項別に朗読し、それぞれについて説明があつた。

#### VI 幼児教育教員・保母の養成

#### VII 産業教育教員養成の問題

#### VIII 教員免許制度について

#### IX 附属学校と教育実習

以上で、一応本日予定の作業者の説明が終わり、質疑に移ったが、つぎのような質疑や意見があつた。

① 委員長「まとめ案」の9項の5頁に、「附属学校教官を学部教官と同一の資格にするように措置することが望ましい」と書いてあるが、教授とするのか、給与の面を教授なみにするのか、また、教授に準ずる扱いをする意味なのかそのような点が不明であ

る。(この点については委員長より今後さらに検討する予定であるとのことであった。)

- ② 職業教育の教員養成についても、もう少し触れておくべきだと思う。
- ③ 「附属学校のあり方」や「協力学校の問題」についても問題点としてとりあげたい。

(午後1時再開)

初めに委員長より、前回委員会で説明した部分(Ⅲ, Ⅳ, Ⅴ)の「とりまとめ(案)」について意見なり質問なりを伺いたいと述べられ、つぎのような意見や質疑応答があった。

- 岩下委員からの追加意見。

同委員より、前回委員会に提出されて説明があった問題点の「Ⅳ 一般大学・学部における教員養成の現状と問題点」の項に関する意見として、別紙配布資料のとおり2つの問題点を加えたいと説明があった。

- 「とりまとめ報告」の形式として、文中の「充分」は「十分」、「〇〇名」は「〇〇人」に改め、その他文中の文字の訂正などは後で行なうこととした。
- 「Ⅲ 教育系大学・学部の現状と問題点」の項の中から問題点をとり出し、それについて意見を述べたらどうか。
- 教育学部の施設は、他の学部より一般に低いので、その基準の引上げが必要なので、この点にふれてほしい。
- 教育系大学の研究体制(とくに教官定員の増強)の確立を問題点としてとりあげたい。
- 免許取得者で教員にならない者が多いので、この点を問題としてとり上げたい。
- 文中「目的大学」の用語はなるべく引用

の場合の外は用いたくない。

- 免許基準の性格やあり方については再検討をする必要がある。
- 教育実習のあり方・方法等も問題としてとり上げたい。
- 〇〇養成課程という用語も大学へ持ち込むことは問題である。課程制の得失についてもさらに検討の要がある。
- 教育系大学・学部の定員不足はとくに甚だしいので問題点としてとり上げたい。
- 現在の教員養成大学を、研究体制の中の養成大学の線にまで引き上げる必要があるので、この点も問題点としたい。
- 教員養成は、極めて重要なことであるから国として教員志望が多くなるように施策を施すべきである。

大略上記のような意見の交換があり、前回委員会ですでに説明のあった問題点のⅢ, Ⅳ, Ⅴの部分については委員長のもとで本日問題点としてとり上げられた ①学生経費予算の増額の問題 ②研究体制の問題 ③研究施設関係問題 ④現在の教員養成大学を研究体制の中の養成大学に引き上げる問題 ⑤一般大学の教員養成と単位認定、免許取得者と就職者との問題 ⑥教育実習の問題等教育の理念を配慮の上、全体のバランスの上で前案を再検討し、次回(6月6日)委員会までに修正案を用意し、改めて検討することとした。

なお、次回には、本日説明した部分に対する質疑や意見の交換をし、また、本日までに未整理の部分についても委員長から原案を示して、それを基にして検討をすることとした。

## 2. 今後の措置について

この「とりまとめ報告」の今後の措置については、協議の結果、つぎのように取り扱うこと

とした。

6月6日開催の委員会で原案の再検討をし、修正すべき点があれば修正し、総会には報告の小見出しまでのものを提出し口頭をもって、内容の目次、分量程度を説明し、了解があれば、総会終了後印刷して7月10日頃各大学へ送付し、これに対する意見をきくこととした。

なお、各大学へ意見を聞く場合には、大学としての意見は困難と思われるところもあるので、大学または学部としての意見として依頼することとした。

各大学からの意見のめ切は、9月15日～20日頃とし、その回答を小委員会で整理とりまとめを行ない、9月下旬ないし10月初旬頃特別委員会を開いて最終的に審議し、11月の総会に第1次の基本的調査として提出することとした。

○ 次回特別委員会

6月6日(火) 午前10時～午後5時

(総会報告の都合上、6日に目次と分量を決めることとした。)

## (22) 教員養成制度特別委員会議 事要録

日時 昭和47年6月6日(火) 午前10時～午後4時30分

場所 国立大学協会会議室

出席者 飯島委員長

船山、岩下、大田、鎌田、野村、井上、池田、戸田、岸田、山本、小野各委員

末吉臨時委員

飯島委員長主宰のもと開会。

委員長より開会の挨拶があったのち、ただちに議事に入った。

### 1. 「教員養成制度の現状と問題点(案)」のとりまとめについて

初めに委員長より、前々回(4月21日)の委員会で説明したとりまとめ原案のⅢよりⅤまでの部分については、その後委員長のもとで委員会の意見をとり入れ一部修正をした箇所についての説明があり、続いて2、3の質疑応答があって一部字句の修正をし、了承された。

ついで、前回(5月20日)委員会で委員長より説明があった同まとめ案のⅥよりⅨまでの部分についての質疑応答や意見の交換があったが、その主なるものはつぎのとおりであった。

① 原案の15頁あたりへ幼児教育の重要性についてふれておく性要があり、また、幼稚園の保母志願者の少ない理由等をもり込んでおきたい。

② Ⅵの次に身体障害者の問題をⅦとして1章とり入れることはどうか(原案のⅦをⅧとし以下順次繰り下げることとなる)。

(この問題については、討議の結果、Ⅵの次に原稿用紙400字詰で、10枚程度の分量をⅦとしてとり入れることとし、その作案資料として京都大学の池田教授と東京大学の池田委員にお願いして適当なメモを来たる6月17日までに飯島委員長まで送付して、委員長にその原案をつくってもらうこととした。)

③ Ⅸについては、別紙のとおり一部(原案9-5、9-6の箇所)字句修正を行なった。

以上で、前回までに委員長より説明のあった部分についての質疑や意見の交換が終り、続いて前回委員会までに説明の残った部分のⅩ、Ⅺの原案の全文を委員長が朗読の上、各章について各項別に説明があり、そのあと項目ご

とに質疑や意見の交換があった。

その主なものはつぎのとおりである。

- ① IIの最後（原案の7頁以下）の部分の表現のしかたを修正したい。例えば、ヨーロッパでは……、西ドイツでは……、フランスでは……、等と国ごとに並べてとりあげて説明してある部分の形と文章を改めた。

（この箇所は、委員長のもとで後日修正することとした。）

- ② XIの最後の部分（原案8頁のc）の表現と字句の修正をしたい。（協議の結果、別紙のとおり原案の一部を修正した。）

以上で、一応委員長のとりまとめ原案の全文についての説明と意見の交換が終り、ついで「はしがき」、「むすび」および「目次」の書き方について協議の結果、つぎのとおりすることとした。

- ① 「はしがき」および「むすび」の文案は委員長のもとで作成してもらうこと。
- ② VIIには特殊教育教員の問題をとり入れることになったので、「目次」の該当箇所に「特殊教育教員の問題」を追加挿入する。
- ③ 執筆の責任については、それぞれの分担を明示することをやめて、委員氏名を列記することとする。

## 2. とりまとめ案の今後の扱いについて

このとりまとめ報告案は来たる6月9日の理事会および6月19日、20日の総会までには間に合わないで理事会には委員長代理として（飯島委員長当日欠席のため）谷口委員から、また、総会には飯島委員長からそれぞれ検討状況を報告し、意見のとりまとめ報告については、報告書の目次と分量（別紙目次および分量予想参照）を報告し、了承を得れば、印刷が出来次

第各大学へ送付し、9月末日を〆切りとして意見をきくこととした。

○次回小委員会 10月上旬の予定

## (23) 大学運営協議会研究部会合同会議議事要録

日 時 昭和47年5月19日（金）午後1時～午後5時10分

場 所 国立教育会館 5階 第3会議室

出席者 加藤委員長

第1研究部会

今西部会長、雄川、山田各主査

沢田専門委員

第2研究部会

宮島部会長、柿内主査

小野、渡部、福田各専門委員

第3研究部会

谷田部会長、武田、田畑各主査

佐々木、福与、小野木、鈴木各専門委員

合同研究部会

広根部会長

三島、永松、山田各専門委員

加藤委員長主宰のもとに開会。

委員長より、開会の挨拶があつてのち、事務局にて会議資料の説明を行ない続いて前回（4月7日）の合同会議議事要録を朗読し、承認されて議事に入った。

○ 各研究部会の検討問題およびこれが検討方針等について

1. 各部会長報告

初めに、各部会長より、それぞれの部会の検討状況やとりあげられた問題点について報告をきくこととし、つぎのとおり報告があつ

た。

#### (第1研究部会)

今西部会長より、第1研究会においては、去る4月26日の会議で話し合ったとおり、現行制度の枠内でできそうな範囲内としては前回の調査研究報告書に出ているので、それ以上のものについては一応問題点をとりあげて意見の交換を行なったが、まとめるまでには至らず、本日各部会から問題点の報告説明を聞き、その上で改めて検討したいと述べられたあと、雄川、山田両主査より下記のとおり問題点の提案があったと別紙配付資料5(雄川主査)と6(山田主査)について説明があった。

#### (雄川主査提案の問題点)

- (1) 大学の設置形式(比較的新しい問題)
- (2) 大学の機関
- (3) 大学の人事
- (4) 大学財政
- (5) 大学教育の計画的充実の方策

#### (山田主査提案の問題点)

##### 大学の管理運営

- (1) 大学の設置形態について
- (2) 大学の管理運営について
- (3) その他の問題点

#### (第2研究部会)

宮島部会長より、第2研究部会においては、前回の合同会議以後2回部会を開いて検討した結果、別紙資料7「問題点について(メモ)」(宮島部会長案)のように一応のとりまとめをしたと、つぎの2問題を取りあげて説明報告があった。

- ① アンケートについて
- ② 格差について

#### (第3研究部会)

谷田部会長より、第3研究部会担当の部分は、内容が第1、第2、第3各研究部会および合同研究部会の各研究部会につながりが深い部分が多いので、まず、各部会からの問題点と考え方を聞いた上、関係部会と協議をしてきめたいと報告があった。

ついで、田畑主査および小野木、佐々木、鈴木各専門委員より別紙資料8「第3研究部会」によってとりあげるべき問題点とその担当部会の説明があった。

部会担当項目については、つぎのとおり提案があった。(別紙)

- 総説……第3研究部会
- 制度、研究、教育…従来の区分にとられないで全体の中から第3研究部会の問題点をピックアップする。
- 「1.大学の多様化」…第3と第2で協議してきめる。
- 「2.大学の管理」…第1部会と第3部会が協議してきめる。
- 「3.大学経費の負担(大学財政)」…このうち「大学財政の貧困」と「大学財政充実の急務と世論」を第3研究部会、大学内財政は第1研究部会
- 「4.大学間の協力と大学施設の解放」…第2(協力)と第3(施設)で担当
- 「5.入学者選抜(制度)試験」…この関係の特別委員会があることを念頭におき、かつ、中教審答申を考えながら、第3部会で扱う。
- 「就職問題」…第3部会(総論的なもの)

のは、第3部会で)

- II「研究と社会」…第3部会担当、但し「1.研究上の協力」と「3.産学協同」のうち「2.学会の意見」の部分は第2部会と協議
- III「1.大学教育の目的と内容」…総説へもり込む。
- 「2.大学における職業教育」…第2部会と調整
- 「3.大学教育の開放」…第2部会と調整
- 「4.教育方法」…第2部会
- 「5.大学における国際交流」…第3部会(但し、一部を合同研究部会へ)
- 教育の機会と教育条件の保障、地域的配分……総説の中へ入れて第3部会
- 大学と人間環境…第3部会で何等かの形で検討してみる。

#### (合同研究部会)

初めに広根部会長より、報告に先だって、合同研究部会へ新たに第3常置委員会から、山田、永松両専門委員を増員したい旨およびこの外作案の関係上、第3研究部会の鈴木専門委員にも当合同研究部会の専門委員として参加を願うこととしたい旨提案があり、了承された。続いて、部会長より、学生問題はかなり幅の広い問題であり、合同研究部会としての問題点のまとめ方は、必ずしも現行制度の枠の中でできるものと限定をせず、ある程度積極的な改善意見も出すような考え方ですすめていってもよいではないか、とその方針を述べられた。

ついで、佐々木、山田、永松、三島各専門

委員より、別紙配付資料9(佐々木案)、10(山田案)、11(永松案)、12(三島案)によって、それぞれとりあげるべき問題点について説明があった。

以上で、一応各研究部会の報告が終り、続いて各部会全般の調整の方法について意見の交換を行なった。その結果、今後のとりまとめの方法としては、まず、本日話し合った点を考慮に入れて各担当委員が問題点のとりまとめをし、その上で、改めて各部会や各研究部会合同会議を開いて検討をすることとした。

なお、問題点のうち、他の研究部会に関連する問題については、互いに協議、調整をする必要があるのでは、その場合は関係部会と連絡的な会議を開いて協議することとした。

#### 2. 問題点作案様式について

この作案様式については、事務局長から別紙資料13によって説明があり、討議の結果、同様式の作案上の注意の箇所の最後に「d)意見に対する理由欄を設けること」を追加し、また、アンケートとその説明は別々に分けることとして、了承された。

なお、アンケートは事柄によっては必ずしもこの形式でできないものもあると思われるので、大体はこの様式によることとするが、多少の幅をもたせるものとし、アンケートを発送する場合は、学長宛として、この趣旨のことを初めに説明し、余白を適当につくることとした。また、アンケートの「趣旨・目的」の案文は、雄川委員に依頼した。

#### 3. 第3次調査研究審議予定表の一部変更について

この日程表について、等3研究部会より一部変更の希望があり、協議の結果、別紙資料14の予定表の一部をつぎのとおり変更した。

予定表の4) 「各研究部会」のところに

「4) 2. 研究部会合同会議 8月19日(土) 各研究部会の問題点を検討し調整する」を加える。

4. 中教審「今後における学校教育の総合的な  
拡充整備のための基本的施策」第2編に対する  
各大学の意見の取り扱いについて

宮島第1常置委員長より、本年4月に第1常置委員会でまとめた上記の意見のとりまとめは、公表はしないで、内部資料とするにとどめることとし、各大学へ送付するかどうかについては理事会に諮ってきめることとした。

以上で、本日の合同会議を閉じ、会議終了後部会毎に次回の研究部会の開催日について協議した結果、つぎのとおり決定した。

- 第1研究部会 6月24日(土)午後1時より  
第2研究部会 後日決める(後で6月5日小委員会を開くことに決定した)  
第3研究部会 6月16日(金)午後1時より  
合同研究部会(専門委員会) 6月13日(火)午前10時より

## (24) 特別会計制度協議会議事要 録

日 時 昭和47年5月17日(水)午後2時~午後5時  
場 所 国立教育会館7階第5研修室  
出席者 (文部省側)  
村山、木田、安嶋、三角各委員  
佐野、大崎各専門委員  
安養寺審議官、犬丸審議官、菅野施

設部長、外5名

(国立大学協会側)

加藤議長、加藤(六)、和達、都留、前田、田中各委員

岩田、手塚、鶴田各専門委員

加藤議長主宰のもとに開会。

議事に先だち、委員・専門委員の交替について、つぎのとおり報告、紹介があった。

(新委員)

都留 重人(一橋大学長)……近藤東京農工大学長退官につき後任として。

三角 哲生(文部省官房会計課長)……須田官房会計課長の後任として。

(新専門委員)

佐野文一郎(文部省高等教育計画課長)……人事異動による。

岩田 俊一(東京大学事務局長)……藤吉東京大学事務局長の後任として。

ついで、事務局より会議資料の説明があり、前回協議会の議事要録の朗読は省略して議事に入った。

### 1. 昭和48年度国立学校特別会計予算概算編成方針について

文部省作案の予算概算編成方針について、大崎大学課長および菅野施設部長より、それぞれ別紙配付資料「昭和48年度国立学校特別会計予算の概算要求について(案)」によって、つぎのとおり説明があつた。

(大崎大学課長)

昭和48年度国立大学特別会計予算の概算要求にあたっては、長期的展望のもとに全体の施策の調整を図りつつ、各種の審議会、調査会等の検討状況を勘案して、改革の方向に沿うものを重視し、従来の形態にとらわれない新しい試みについても十分検討し、また、学術研究上の要請または社会的需要が極めて強い分野を中心として教育研究体制および諸条件の重点的整備

を図るという考え方で立案したと、つぎの項目について各項目別に読みあげながら説明があった。

- I 国立学校
- II 大学附属病院
- III 大学附置研究所
- IV 重要基礎研究の推進
- VI 事務組織の整備

(菅野施設部長)

施設関係については、主として、つぎの項目について説明があり、とくに新設・移転等に伴う大規模の施設の整備については、その立地条件、年次計画・跡施設の利用計画等を慎重に検討の上、整備をすすめる考えである旨強調された。

#### V 施設の整備

以上で、説明が終り、続いて質疑応答や意見の交換が行なわれたが、その主なるものはつぎのとおりであった。

- 昭和48年度の概算要求にあたっては、改革の方向に沿うものを重視するとのことであるが、現在改革の途上にあるものに対しても不利にならないよう十分考慮されたい。
- この(案)のI項の2.に記されている「社会的要請」の意味が明らかでないが具体的に言えばどういうことであるか(例えば教員や医師の増員などのことを意味する)
- 「情報科学」に特にウェートを置くこと理由がよく判らない。情報科学とはどんなものか、また、それ程とくにウェートを置いて推進させる必要があるか等の質問があったが、これに対して大学課長より、具体的には近年電算機等の利用増大により、

その方面の技術者が急速に必要となってきた、その養成・供給が追いつかずこぶる手薄であるので、この分野の研究や養成が必要であると考えている旨説明があった。

- I項の2.に「教育研究上または、社会的要請の観点から」とあるが、併列されるとウェートが同じように考えられるおそれもある。(対立的に考えないように解釈してほしい)
- 本年度は、従来は認められなかった部分に若干定員が認められたが今後も必要欠くべからざるところに対しては定員を延ばしてほしい。
- 今後の定員関係の見とうしはどうか(来年度の定員については、現在のところ特に悪いという程ではないと文部省では見込んでいる)
- 短大のあり方を、もっとはっきりさせる必要がある。
- 育英奨学金の人数の枠をもっとひろげてほしい。
- 留学生の人選は、大学にまかせてほしい。(文部省ではそのつもりでいる)
- 重要基礎研究の推進項目に人文科学系からはとりあげられないが、今後は広い視野に立った共通的のものを考えて取り入れたいと思う。
- 図書館については、予算の増額と技能的要員(司書等)の待遇改善をとくに要望したい。
- 事務組織の合理化・簡略化は強く推進する必要がある。抜本的な施策を文部省自体としても考えてほしい(文部省としては、問題点を整理して目下検討中である。しかし、この問題は文部省だけで解決できない

問題も数多くあるので、文部省、大学その他他省庁とも協力して検討する必要がある。)。

- 大学院学生に対して、研究のために他へ出張させるような場合、旅費のようなものを制度的に支給できるよう今後検討してほしい。
- 看護要員の増員も引続いて考慮してほしい。
- 非常勤職員の待遇を改善してほしい。(文部省だけで片づく問題でないので、至難であるようだが、できるだけ努力したいと考えている。)
- 留学生や学術の国際交流のすすめ方については、今後外務省や大学と話し合っただけで、さらに検討したいと考えている。

大略以上のような意見や質疑応答があつて本日の会議を閉じた。

## 2. 諸 会 合

		(5月1日～6月30日)			
月	日	曜	時刻	会 議 名	
5.	9	火	10時	第3常置委員会小委員会	5. 18 木 13時 第3研究部会
5.	10	水	13時30分	第2研究部会小委員会	5. 18 木 13時30分 第2研究部会
5.	12	金	10時30分	入試期特別委員会小委員会	5. 19 金 10時 合同研究部会
5.	12	金	14時	入試調査特別委員会	5. 19 金 13時 大学運営協議会各研究部会合同会議
5.	13	土	10時	第2常置委員会小委員会	5. 20 土 10時 教員養成制度特別委員会
5.	16	火	10時	図書館特別委員会	5. 22 月 13時 研究所特別委員会
5.	16	火	13時	第6常置委員会	5. 25 木 13時 第1常置委員会
5.	17	水	14時	特別会計制度協議会	6. 5 月 13時 医学教育特別委員会
5.	17	水	19時	第2研究部会打合せ会	6. 5 月 17時 第2研究部会小委員会
					6. 6 火 10時 教員養成制度特別委員会
					6. 7 水 10時 入試期特別委員会
					6. 7 水 13時 入試調査特別委員会
					6. 8 木 10時 第2常置委員会
					6. 9 金 10時 第6常置委員会小委員会
					6. 9 金 13時 理事会
					6. 10 土 10時 第1常置委員会小委員会
					6. 12 月 10時 第3常置委員会小委員会
					6. 13 火 10時 合同研究部会
					6. 13 火 13時 第3常置委員会
					6. 16 金 10時 第6常置委員会小委員会
					6. 16 金 13時 第3研究部会
					6. 19 月 10時 第50回総会(第1日)
					6. 20 火 10時 第1常置委員会
					6. 20 火 10時 第2常置委員会
					6. 20 火 10時 第3常置委員会
					6. 20 火 10時 第4常置委員会
					6. 20 火 10時 第5常置委員会
					6. 20 火 10時 第6常置委員会

- 6. 20 火 13時 第50回総会（第2日）
- 6. 21 水 10時 第2研究部会小委員会
- 6. 22 木 10時 第17回事務連絡会議
- 6. 23 金 10時 研究所特別委員会
- 6. 24 土 13時 第1研究部会
- 6. 28 水 13時 保健体育に関する  
Working group

いて各大学の意見を取りまとめ文部省に提出した。

- 46.12. 7（火） 小委員会
- 1.18（火） //
- 1.18（火） 常置委員会
- 2. 7（月） 小委員会
- 2.17（木） //
- 2.18（金） //
- 2.22（火） //
- 2.22（火） 常置委員会
- 3.21（火） 小委員会
- 3.29（水） //
- 3.29（水） 常置委員会
- 4.25（火） //
- 5.25（木） //
- 6.10（土） 小委員会

### 3. 第50回総会 国立大学協会事業報告書

（注）第49回総会より今総会前まで

#### 1. 諸 会 合（102回）

##### (1) 第49回総会

46.11.24（水） 第1日

11.25（木） 第2日

##### (2) 第4回学長懇談会

46.11.25（木）

##### (3) 事務連絡会議

46.11.26（金）第16回事務連絡会議

##### (4) 理 事 会（4回）

47. 1.22（土） 理事会（第6常置委員会と合同）

3.30（木） 理事会（大学運営協議会と合同）

3.30（木） 理事会

6. 9（金） 理事会

##### (5) 常置委員会（36回）

###### イ) 第1常置委員会

（主要審議事項）中教審第2編その他についての各大学意見のとりまとめとその処理，大学院改革問題，単位の互換制度ならびに併設短大，第2部の問題等について検討した。また文部省の情報処理教育の振興に関する（第二次）報告につ

###### ロ) 第2常置委員会

（主要審議事項）高校の調査書問題について小委員会を設けて検討し，各大学の実情の照会を行なうことを検討した。また身体障害者の大学受入れの問題について検討した。

47. 1.20（木） 常置委員会

2.24（木） 小委員会

4.14（金） 常置委員会

5.13（土） 小委員会

6. 8（木） 常置委員会

###### ハ) 第3常置委員会

（主要審議事項）今後検討すべき問題点を審議し，大学における教官と学生のコミュニケーションの問題について各大学にその実情を照会することを検討した。

46.11.24（水） 第4常置と合同

47. 1.19（水） 在京委員懇談会

2.15 (火) 常置委員会

5. 9 (土) 小委員会

6.12 (月) //

6.13 (火) 常置委員会

ニ) 第4常置委員会

(主要審議事項) 主として研究・教育の場における災害補償の問題について検討するとともに、保健管理施設の増加充実に関する要望書案および国立大学共同利用研修施設設置に関する要望書案を審議した。

46.11.24 (水) 第3常置と合同

47. 1.21 (金) 常置委員会

4.19 (水) //

ホ) 第5常置委員会

(主要審議事項) 学生の国際交流計画その他国際交流問題について検討するとともに、単位の互換制度について文部省の説明をきき審議を行なった。

47. 2.19 (土) 常置委員会

2.26 (土) //

ヘ) 第6常置委員会

(主要審議事項) 47年度授業料値上げ問題、教官定員削減、臨時職員、来年度予算概算編成方針、教職員の待遇改善の問題等について審議し、教官の待遇改善に関する要望書(案)を検討した。

47. 1.22 (土) 常置委員会(理事会と合同)

2.29 (火) 常置委員会

4.18 (火) //

5.16 (火) //

6. 9 (金) 小委員会

6.16 (金) //

(6) 特別委員会 (34回)

イ) 医学教育に関する特別委員会

(主要審議事項) 前年に引続き医学教育改革問題、医学部増募に関連する諸問題および要望書案について検討した。

47. 6. 5 (月) 特別委員会

ロ) 図書館特別委員会

(主要審議事項) 大学図書館予算ならびに図書館学の拡充強化に関するアンケート調査について、国立全大学より回答を得てこれを整理し、最終報告書を取りまとめた。

47. 4.17 (月) 特別委員会

5.16 (火) //

ハ) 教養課程に関する特別委員会

(主要審議事項) 外国語教育に関するアンケート調査の分析を進めるとともに、一般教育・教養課程に関する第2次調査ならびに保健体育に関するアンケート調査を実施し整理作業を行なった。

46.12.11 (土) 外国語教育懇談会

12.25 (土) //

47. 1. 8 (土) //

1.17 (月) 保健体育懇談会

1.31 (月) //

1.31 (月) 外国語教育懇談会

2. 4 (金) 特別委員会

2.16 (水) 外国語教育懇談会

3.30 (木) //

5.26 (金) 保健体育懇談会

ニ) 研究所特別委員会

(主要審議事項) 共同利用研究所ならびに附置研究所の問題点について検討するとともに、高エネルギー物理学研究所および大学の附属研究施設の問題について文部省と懇談し検討した。

47. 4. 25 (火) 特別委員会  
5. 22 (月) //
- ホ) 入試期特別委員会  
(主要審議事項) 入試期日組み替え方針(案)について各大学にアンケートし、その回答結果を分析するとともに入試期日繰上げの問題について検討した。  
46. 12. 14 (火) 小委員会  
47. 1. 21 (金) 特別委員会  
3. 15 (水) //  
4. 13 (木) 小委員会  
5. 12 (金) //  
6. 7 (水) 特別委員会
- ヘ) 教職員の厚生等に関する特別委員会  
(主要審議事項) 保育所設置の問題について、その後の検討事情を文部省より説明をききこれを中心に促進のための意見交換を行なった。  
47. 2. 25 (金) 特別委員会
- ト) 入試調査特別委員会  
(主要審議事項) 小委員会を設けてこれまでの討議の結果を再検討し、特別委員会を開いて「全国共通第1次試験に関するまとめ」を協議決定した。  
46. 12. 14 (火) 小委員会  
47. 1. 21 (金) //  
2. 24 (木) //  
4. 14 (金) //  
5. 12 (金) 特別委員会  
6. 7 (水) //
- チ) 教員養成制度特別委員会  
(主要審議事項) 一般大学・学部および教育系大学・学部に対する教員養成に関するアンケート回答をとりまとめ分析検討するとともに、「教員養成の現状と問題点について」特別委員会報告案を立案し検討した。  
46. 12. 20 (月) 小委員会  
47. 2. 25 (金) //  
3. 28 (火) //  
4. 21 (金) 特別委員会  
5. 20 (土) //  
47. 6. 6 (火) 特別委員会
- (7) 大学運営協議会(12回)  
(主要審議事項) 大学改革進行の機運にかんがみ、大学改革に関する第3次調査研究を実施することを決定し、各研究部会において審議予定表に従って各大学に照会すべき問題点について検討を進めた。  
47. 3. 30 (木) 協議会(理事会と合同)  
4. 7 (金) 研究部会合同会議  
4. 22 (土) 第2研究部会  
4. 26 (水) 第1研究部会  
5. 10 (水) 第2研究部会小委員会  
5. 18 (木) 第2研究部会  
5. 18 (木) 第3研究部会  
5. 19 (金) 合同研究部会  
5. 19 (金) 研究部会合同会議  
6. 5 (月) 第2研究部会小委員会  
6. 13 (火) 合同研究部会小委員会  
6. 16 (金) 第3研究部会
- (8) 特別会計制度協議会(2回)  
(主要審議事項) 昭和47年度予算(案)と国立大学協会の要望に関する審議ならびに教官定員削減の取り扱い方につき協議したほか、昭和48年度予算編成方針(案)等について審議した。  
47. 2. 7 (月) 特別会計制度協議会  
5. 17 (水) //
- (9) その他の会合(10回)

46.12. 4 (土) 入試改善会議との懇談会

12. 4 (土) 就職問題懇談会 (文部省)

12. 7 (火) 授業料問題教育費等小委員会との懇談会 (自民党)

12.14 (火) 日教組との懇談会

12.15 (水) 授業料について文部省との懇談会

47. 1.20 (木) 当面の諸問題について懇談会 (文部省)

1.21 (金) 教育改革連絡協議会打合せ会

2. 9 (水) 教育改革連絡協議会 (文部省)

3.10 (金) 幹事会

4.14 (金) U. G. Cとの懇談会

(注) 今期は新設大学拡充, 科学技術行政特別委員会の開催はなかった。

## 2. 要望書その他諸活動 (28件)

(対外的諸活動)

46.12. 4 入試改善に関し, 文部省入試改善会議の要請により懇談会が行なわれ, 加藤会長, 和達, 前田両副会長, 谷田第2常置委員長, 鶴田事務局長が出席して意見交換を行なった。

46.12. 7 国立大学の授業料増額について, 自民党文教制度調査会教育費等に関する小委員会の要請により, 加藤会長, 馬場理事が出席し当協会の要望書および国立大学の授業料の性格等につき趣旨を説明し善処方を要望した。

46.12.15 国立大学の授業料問題に関し, 加藤会長, 和達副会長および在京の理事, 各委員

会の委員長が文部省に出向き, この問題に関する関係方面との折衝の経過を中心に懇談し, 今後一層の配慮方を要望した。

46.12.18 加藤会長を中心に上記の理事および委員長が当面の対策につき協議した結果, 改めてこの問題に関し国立大学の特性にかんがみ慎重な取り扱いをされるよう, 文部省を通じ会長名をもって関係方面に重ねて要望した。

47. 1.20 昭和47年度予算案内定に際し, とくに国立大学授業料問題等に関し, 文部当局と会長, 副会長, 在京理事との懇談が行なわれた。

47. 1.22 理事会および第6常置委員会合同会議を開催し協議の上, 国立大学の授業料増額案に関し, 国会において慎重に検討されることを望む旨の意見表明を協議し記者会見を行なってこれを公表した。

47. 2. 9 文部省の教育改革推進本部において, 今後の高等教育の改革を実施して行く上での問題点について, 各大学団体の意見を聴取するため教育改革連絡協議会が開催され, 当協会より加藤会長, 和達, 前田両副会長, 宮島第1常置委員長が出席しそれぞれの立場において個人的な意見を開陳した。

47. 2.26 単位の互換制を認めるための大学設置基準の一部改正について, 第5常置委員会を開き, 文部当局より説明をきき討議の上, 実施上の留意事項につき要望した。なおこのことについては, さきに47.2.22開催の第1常置委員会においても同じく検討した。

47. 3.15 国立大学の入学者選抜期日の繰上げについて, 入試期特別委員会を開催し, 入試改善会議の案について文部当局より説明をきき討議した結果, 来年度よりの実施について

は、にわかには結論を出し難い旨回答した。

47. 4.26 「情報処理教育の振興について」(第二次中間報告)に対する北海道大学ほか22大学(5.8, 5.17および6.1追送分を含む)の意見を、第1常置委員長名をもって文部省に送付し、参考に供せられるよう要望した。

47. 6.15 図書館予算ならびに図書館学拡充強化に関するアンケート集計結果の報告書を文部大臣宛送付し、大学図書館改革の資料とせられるよう要望した。

(各国立大学への意見照会)

46. 11.30 第49回総会の際の趣旨により、宮島第1常置委員会委員長より、国立大学の併設短期大学ならびに第2部についての意見、その他の審議資料を12月15日までに送付方関係各大学に依頼した。

47. 1.26 国立大学のⅠ、Ⅱ期校組み替えの具体案について審議を進めるため、入学試験期日組み替え方針(案)について和達入試期特別委員会委員長より、3月31日までの回答期限をもって各大学の意見を照会した。

47. 2.14 一般教育と教養課程に関する実情調査について、第二次アンケートを行なうことになり、教養課程に関する特別委員会今西委員長より、各大学長に対し3月30日までに回答せられるよう依頼した。

47. 2.14 教養課程における保健体育の実情調査を行なうため、教養課程に関する特別委員会今西委員長より、各大学長に対し3月10日までに回答せられるよう依頼した。

47. 3.24 「情報処理教育の振興について」(第二次中間報告)に対し文部省より意見を求められたので、会長名をもって4月20日までに各大学の意見を送付されるよう照会した。

(資料・連絡強化等)

46. 12. 3 第49回総会の意見により、学寮問題は各大学それぞれ事情を異にしているため、「学寮問題に関する調査研究資料」を今後各大学長が学寮問題を処理される際の手元の参考資料として送付した。

46. 12.18 国立大学の授業料増額問題について、第49回総会以後の状況を報告するとともに、12月18日付文部大臣宛重ねて要望書を提出した旨各大学長宛連絡した。

46. 12.22 昭和47年度大学卒業予定者のための就職推薦選考開始時期等について、第49回総会協議の趣旨に基づき国公立各大学団体との申し合わせを行なった旨、各国立大学長宛連絡し協力方を要請した。なお、各事業者団体代表者に対しても、別途協力方を依頼した。

46. 12.27 国立大学の授業料増額の問題に関し、各方面におけるその後の情勢にかんがみ、各国立大学長宛情報連絡を行なった。

47. 1.25 国立大学の授業料増額(案)内定に際し、理事会ならびに第6常置委員会の合同会議を開催して協議した結果、これに関する意見表明を行なってこれを公表した旨各国立大学長宛報告した。

47. 2. 9 第2次定員削減における教官定員削減の取扱いに関し、文部省の教官定員調整の実施方針について、特別会計制度協議会の際行なわれた文部省と当協会との意見交換の結果を、「教官定員の調整について」として参考のため会長名をもって各国立大学長宛送付した。

47. 2. 9 文部省の教育改革連絡協議会に、加藤会長、和達、前田両副会長、宮島第1常置委員会委員長が出席して、今後の高等教育の改革実施に関しそれぞれ個人的意見を開陳した旨各国立大学長に連絡した。

47. 2.15 弘前大学より大学改革案(第6次分)の寄贈を受け、各大学に送付した。

47. 4. 1 大学改革実施のその後の諸情勢にかんがみ、理事会と大学運営協議会の合同会議を開いて協議した結果、大学問題に関する第3次調査研究を実施することになったので、その報告とともにこれについての了解と協力を求めて各大学に連絡した。

47. 4.14 来日中の UGC (英国大学資金委員会) の Deputy Chairman Sir Robert Aitken を囲んで、英国の大学財政事情等に関し、懇談会を行なった。

47. 6. 1 愛媛大学(第6, 第7次分)、鹿児

島大学(第4次分)、熊本大学(第5次分)、新潟大学(第3次分)および山梨大学よりそれぞれの大学改革案等の寄贈を受け、各大学に送付した。

47. 6. 5 さきに図書館特別委員会が行なった「大学図書館予算および図書館学拡充強化に関するアンケート」は全大学の回答を得てその集計結果がまとまったので、大学図書館改革の資料として各大学長宛送付した。

### 3. 会報発行(2回)

会報第55号(47年3月)、第56号(47年6月)を発行した。

## 窓

### 国連・人間環境会議に出席して

先日ストックホルムで開催された国連の人間環境会議で一番問題となったのは人口が増え続けている現状だったと思う。しかしこの問題への解答はできなかった。また、種々の討議を通じて南北の格差の対立がこんなに、な強い影響を与えているのかと驚く程であった。先進国がむしろ親切心から開発に関する注意を提案しても、黒い人達を中心とした一団は、「早く先進国の線まで上昇したいのだ。今われわれには公害はなく、貧困があるだけだ」と訴えていた。アメリカには黒人問題があり、今だに人種差別をしている国さえあるのである。アメリカの悩みを、少しでもまぎらわすことができるかも知れない政策が含まれているとさえ噂されたのが、アメリカが主唱した商業捕鯨の十年間停止提案である。

アメリカの動物愛護論者の一部では、鯨をパンダやゴリラと同じような野生動物であり、人類が食用とする牛豚羊等とは違うものだとし、既に国内では全鯨種に対して捕獲禁止、鯨製品の輸入禁止を立法化した。その法律の発効に署名した長官は一躍人気者になったと言われている。白長須鯨は300頭にまで減少した等と言う人まで出てきた。これ等は科学的知識の不足も甚しいものである。

人間環境会議へは、当初事務総長からの提案の形式で、これが通れば国連から各国政府へ勧告されることになる。人の命の問題である戦闘行為の即時停止勧告さえ守られていない国連の現状から考えると、捕鯨禁止勧告など守らないでもとの論もあったが、国際信義にもどるようなことはできない。そこで原案に科学的検討を加えるべきであるとの意見をアメリカ代表団と交渉し、それを含んだ修正案をアメリカが提出し、これが可決された。日本の修正案は一敗地にまみれたこととなった。しかし鯨学者の意見は、国際捕鯨会議の場で学問的に捕鯨十年間禁止は誤りであると結論した。政治などには面子が必要なのかも知れないが、自然科学には真実が大切なのである。

(東京大学海洋研究所教授 西脇昌治)

# 要 望 書

## 1. 大学保健管理施設の増加、充実に ついて

昭和47年6月20日

国立大学協会  
会長 加藤 一郎

国立大学協会は、かねてより大学保健管理の重要性と保健管理センターの充実整備の必要を認め、これが実現について要望してまいりましたが、昭和48年度においては、さらに一層の推進を期するため、重ねてここに別紙要望書を提出いたします。

つきましては、右要望に対し、特別の措置が講ぜられ、これが実現について格段の配慮をお願いいたします。

### 要 望 書

#### 大学保健管理施設の増加、充実に ついて

現在保健管理センターにおいては、一般的な保健管理業務すなわち健康診断、健康相談、各種検査、予防接種、救急処置などのほかに、現在最も学内の関心事である精神衛生、災害保障公害防止などの諸問題に直接関与する必要性が生じ、その業務はますます重大性を加えているので、このセンターの設立要旨に従って、さらにこれを増設するとともに、独立的な機関としてその業務を遂行するため、その長に専任の教授定員を配置されたく、なお、その施設の整備拡充とその経常費の増額および要員増員をあわせてご考慮を払われたく、ここに重ねて強く要望する次第である。

昭和47年6月20日

国立大学協会  
会長 加藤 一郎

要望先

文部省

高見文部大臣、村山事務次官、井内官房長  
木田大学学術局長、安養寺審議官、望月人事課長、三角会計課長、佐野高等教育計画課長、齊藤医学教育課長、大崎大学課長、遠藤学生課長、安嶋管理局長、菅野教育施設部長、柏木計画課長

大蔵省

水田大蔵大臣、鳩山事務次官、相沢主計局長、大倉主計局次長、青木主計官

## 2. 国立大学共同利用研修施設 置に関する要望書

昭和47年6月20日

国立大学協会  
会長 加藤 一郎

国立大学協会は、予てより教員と学生の共同生活を通じて、教員と学生の融合をはかるとともに、各学部間ならびに各大学間の研究と教育の交流をはかる目的をもって共同利用研修施設の設置を要望してきましたが、昭和47年度予算においてその一部が実施の運びになりましたことは、われわれのひとしく感謝するところであります。

つきましては、このたび第50回総会において重ねて本要望書が決議されましたので、別紙「共同利用研修施設設置計画」の趣旨をとくと

考慮され、さらにその推進方につき特段の配慮をされるようここに要望いたします。

### 共同利用研修施設設置計画

社会の発展に対応すべき大学の役割は日とともに重要となりつつあり、大学もまたこの使命を果たすため、あらたな態勢をととのえるべく改革問題をとりあげて、研究ならびに教育の成果をあげようと努力している。このためには従来の講義形式のみならず教員ならびに学生が、すぐれた自然環境のなかで共同生活を通じて一体となって相互の研磨に努め、学部の自主性の上に立ちながらも学部間の壁を取り除くとともに国内外の大学間の交流をはかり、相互の融合接触を密にし、研究ならびに教育のあらたな態勢をととのえる必要があることはいままでもない。

以上の目的を達するため、ここに共同利用研修施設の設置を計画するものである。

なお、この施設は、以上の目的に使用する余裕を見て教職員の福利厚生施設にも利用する。

その設置要領は、つぎのとおりである。

#### 共同利用研修施設設置要領

##### 1. 事業

この施設は、つぎの目的に使用する。

- (1) 学生と教員の合宿研修
- (2) 大学が必要と認める学外の実習・演習・体育実技等
- (3) 大学が認める課外活動
- (4) 教員と学生の交歓行事
- (5) その他大学が研究・教育上必要と認める事業

##### 2. 施設・設備

- (1) おおよそ 200名が同時に宿泊利用できる施設と設備

(2) 建物面積は、すべてを含め約3000m<sup>2</sup>

(3) 敷地は、右の目的を達成するために充分な用地

##### 3. 管理

(1) 管理は、この施設を利用する大学のうち特定の大学がこれに当たり、これに必要な管理要員を増員する。

(2) 管理の責任者は、管理に当たる大学の学長または学生部長とする。

##### 4. 設置場所

各地区に少なくとも2ヶ所を設置する。

#### 要望先

##### 文部省

高見文部大臣、村山事務次官、井内官房長  
木田大学学術局長、安養寺審議官、望月人事課長、三角会計課長、佐野高等教育計画課長、大崎大学課長、遠藤学生課長、安嶋管理局長、菅野教育施設部長、柏木計画課長

##### 大蔵省

水田大蔵大臣、鳩山事務次官、相沢主計局長、大倉主計局次長、青木主計官

### 3. 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書について

昭和47年6月20日

国立大学協会

会長 加藤 一郎

国立大学協会は、国立大学教官等の待遇改善に関し、この度当協会第50回総会において別紙のとおり要望書が決議されましたので、ここにこれを提出いたします。

つきましては、国立大学教官等の待遇の現状とその改善の緊要性にかんがみ、右要望書の趣旨が実現されるよう特段のご配慮をお願いいた

します。

### 国立大学教官等の待遇改善に関する要望書

国立大学教官の待遇は、その責務の重要性と特殊性にもかかわらず、公務員の給与体系の一環として甚だしく低い状態におかれていることは、社会の各方面において広く認められているところである。あらゆる分野の人材の養成をも含めて、社会の将来にかかわる大学の使命と責任を果たしていくためには、大学教官の待遇改善をはかることが緊急の課題であることを毎年強調してきた。

ここにつぎの諸点の実現方をとくに要望する。

#### 1. 国立大学教官等の待遇改善に関する調査会における調査・研究を促進すること

国立大学教官等の待遇改善について、当協会が数年来要望してきた標記の調査会が本年ようやく設置されることになった。については関係各方面の積極的な協力により早急に抜本的給与改善の具体案が得られるよう、措置されたい。

#### 2. 緊急に待遇改善を要する事項

上述した根本的改善が実現されるまでの間現行給与体系のなかで少なくともつぎの諸点について緊急に措置されたい。

##### (1) 中堅および若手教官の待遇を大幅に改善すること

一般公務員および民間の研究職員と比較して、国立大学教官の給与は、中堅および若年層でとくに低い。これらの人々こそ、研究と教育の中心的な担い手であることに鑑み、その給与を現行の20%以上引き上げるとともに、若手教官については、昇給曲線を「中だるみ」から「中ぶくらみ」に是正するよう措置されたい。

また、定員制の関係などから上級職への格上げができないため給与が頭打ちをしている現行俸給表を改訂し、研究助手以上の教官の給与体系を1本建てに近いものにするのを、あわせて考慮されたい。

##### (2) 大学院に關係する教官の調整額を増額すること

学術の発展が急速であり、かつ国際的レベルで行なわれている現在、わが国の研究水準を高揚すべき任務を負う大学院の役割は、きわめて重大であり、さらに、学生数も全体として急増している。この現状において、大学院に關係する教官は、最新の研究成果をたえずとり入れつつ、講義、課題研究の指導と援助を行なっており、その負担が量的にも質的にも著しく重くなっている。したがって、大学院の職責に見合うよう、現在の調整額を少なくとも4%以上増額するよう措置されたい。

なお、助手に対する調整額の支給定数を増加することおよび修士課程のみをおく大学の助手をも支給対象に加えることを、あわせて考慮されたい。

##### (3) 指定職の範囲を拡大し、その定数を増加すること

教官の給与を引き上げるために指定職乙の制度が設けられているが、現状では定年直前の一部の教官に適用されるのみで、その定数もはなはだ少ない。しかも、国立大学教官のうちには、部局長およびその他の管理職として大学の管理運営の重責を担っているものが多くいるが、現行の管理職の定数および手当の枠内ではその職責に見合う待遇を与えることが困難である。また、研究上教育上とくに著しい功績をあげた教

官についても、その処遇は不十分である。

近年、大学における管理運営の職責がますます重くなり、かつ研究教育の拡充の必要性が高まっていることに鑑み、指定職乙の適用範囲と定数を大幅に拡充するよう配慮されたい。

(4) 研究教育補助職員の給与を大幅に改善すること

大学における研究教育を十分に遂行するためには、大学特有の専門職である教務職員・技術職員および司書等の果たす役割りは大きく、とりわけ近年、研究教育または情報処理の機器が極度に高度化・専門化してきたことなどからこれら職員の重要性和とみにまわってきた。にもかかわらず、これらの職員の待遇ははなはだ低く、しかも給与に頭打ちがあることから、有為な人材確保が困難な状況にある。

こうした問題を抜本的に改善するためには、とくに別建ての俸給表をつくる等の措置が必要であろうが、差し当り、給与頭打ちの解除その他待遇改善のため特段の措置を講じられることを強く要望する。

昭和47年6月20日

国立大学協会  
会長 加藤 一郎

要望先

人事院

佐藤総裁、佐藤、島田各人事官、増子事務総長、尾崎給与局長

文部省

高見文部大臣、村山事務次官、木田大学学術局長、安養寺審議官、佐野高等教育計画課長、大崎大学課長、井内官房長、望月人事課長、三角会計課長、

大蔵省

水田大蔵大臣、鳩山事務次官、相沢主計局長、大倉主計局次長、吉瀬主計局次長、青木主計官、岡島給与課長

#### 4. 国立大学医学部学生定員増について（要望）

昭和47年6月20日

国立大学協会  
会長 加藤 一郎

昨年来医師養成の拡充の目的をもって医学部学生の定員増が計画され実行にうつされておりますが、本年6月開催の第50回総会の決議にもとづきその実施について別紙のとおり、重ねて要望いたしますので、是非とも実現されるよう何分のご配慮をお願いいたします。

##### 国立大学医学部学生定員増に関する要望書

国立大学医学部学生定員増に際しては、これに必要な施設設備機械器具等の増加の予算上の裏づけが不可欠の条件であることは勿論であるが、昭和48年度予算において、とくに、教官の増員については本来の講座増設とは別個に考慮し、当面の応急措置として最少限次の基準によるよう要望する。

学生定員増20名について

1. 教養課程においては教授、助教授又は専任講師2名以上および実験助手1名
2. 専門課程においては既設1講座あたり専任講師1名以上

なお、右に関連して事務職員の増員についても併せて考慮されたい。

昭和47年6月20日

国立大学協会  
会長 加藤 一郎

## 理由書

昨年春以来医師増員に関する社会的要望がとみに高まっているが、これにこたえて国立大学においても医学部学生の定員増の計画が逐次実行にうつされている。しかし、今年度増員の実状をみると、それぞれの大学の特殊事情は諒解するとしても、いずれも1ないし2講座の増設の形を主としている。

昨年度の要望書にも述べておいたが、医学部における講座の増設は、医学の進展、各専門分野の学問内容の拡大に即して行なわれるべきものであって、学生定員増の代償とすべきものではなく、学生定員増については、医学部の特殊事情にかんがみ、とくにこれとは別個に措置すべきものである。

現在の医学部各講座の教官定員は明治以来のものであって医学の急速な進歩にも対応せず、戦後数次の医学教育制度の改変にあたっては1度の増員も行なわれたことのないままのものである。更にさきのインターン廃止による医師法一部改正の際の附帯決議事項の実現も無視され放置されている。

従って教育、研究および診療の責務をもつ医学部教官の勤務条件はその能力の限界にあるとあってよい。各教官が勤務時間の大部分を教育にあてている実状は、全国国立大学の実態調査によっても明白に示されている。これは研究や診療を犠牲にしていることにほかならず、医学教育の充実、医学の進展に逆行しているといわなければならない。各大学医学部においても、それぞれ医学教育の改善を検討し、実現可能な方策は速やかに実行にうつしているが、何よりも痛感される障害は教官数の不足である。しかし現実には、逆に定員削減を強行されている有様である。

最近国立大学に医学部増設の計画があるようであるが、それ以外に既設医学部の基準学生定員を120名まで増加しようとする企画があると伝えられている。後者は教官、職員の定員の面からも、施設設備等の予算的な面からもたしかに有利であろうが、それには本要望書の実現が最少限しかも不可欠のものである。

本要望書は極めて内輪なものであって、学年進行に伴って2年ないし3年に分割して行なえば、決して過大なものではなく又実現可能なものと考えられる。

## 要望先

### 行政管理庁

中村行政管理庁長官、河合事務次官、平井行政管理局長

### 文部省

高見文部大臣、村山事務次官、井内官房長、木田大学学術局長、安養寺審議官、望月人事課長、三角会計課長、佐野高等教育計画課長、斉藤医学教育課長、安嶋管理局長、菅野教育施設部長、柏木計画課長

### 大蔵省

水田大蔵大臣、鳩山事務次官、相沢主計局長、大倉主計局次長、青木主計官

## C 資 料

### 1. 大学運営協議会規程の一部改正について

昭和47・3・30  
大学運営協議会 } 合同会議  
理 事 会  
昭和47・6・20  
第 50 回 総 会

大学運営協議会規程第8条に次の1項を加える。

- 4 協議会において、特別の事項を審議するため特に必要があるときは、協議会の議により国立大学の元教員を臨時委員又は臨時専門委員とすることができる。

#### 附 則

この改正は、昭和47年6月19日から施行し、同年4月1日から適用する。

#### 改 正 理 由

大学運営協議会において特別の事項を審議している過程において、たまたまこれに専任している委員が、学長又は教員の退官に伴って退任した場合は、その後の審議に支障をきたすおそれがあるときは、当該委員に引続き臨時委員又は臨時専門委員を委嘱する途を設ける必要があるのと、特別の事項を審議するため特に国立大学元教員の専門の協力を必要とする場合は、当該元教員に臨時委員又は臨時専門委員を委嘱する途を設ける必要があるため、この改正をしようとするものである。

#### (参 照)

(臨時委員及び専門委員)

第8条 協議会は、臨時委員又は専門委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、国立大学の学長又は教員の中から選任する。臨時委員は、前条に規定する委員と同一の権限を有する。
- 3 専門委員は、国立大学の教職員の中から選任する。

### 2. 理事及び監事総会互選要領中一部改正について

昭和47・6・20  
第 50 回 総 会

理事及び監事総会互選要領を次のとおり改正する。

第1項に定める(別表)理事地区別定員表の九州地区の項、所属大学の欄中「鹿児島」の次に「琉球」を加える。

#### 附 則

この改正は、昭和47年6月19日から施行し、同年5月15日から適用する。

#### 改 正 理 由

昭日47年5月15日附をもって琉球大学が当協会に加入したため、その所属地区を定める必要があるによる。

### 3. 国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領中一部改正について

昭和47・6・20  
第 50 回 総 会

国立大学の代表者である常置委員会の委員の総会選出要領を次のとおり改正する。

第4項に定める各常置委員会委員定数表中「第1 12」を「第1 13」に改め、「計 72」

を「計 73」に改める。

#### 附 則

この改正は、昭和47年6月19日から施行し、同年5月15日から適用する。

#### 改 正 理 由

昭和47年5月15日附をもって琉球大学が当協会に加入したため、常置委員会の定数1名を増員する必要があるによる。

### 4. 大学運営協議会規程中一部改正について

昭和47・6・20  
第50回総会

大学運営協議会規程を次のとおり改正する。  
第7条第3項に定める(別表)の九州の項、所属国立大学名の欄中「鹿児島大学」の次に「琉球大学」を加える。

#### 附 則

この改正は、昭和47年6月19日から施行し、同年5月15日から適用する。

#### 改 正 理 由

昭和47年5月15日附をもって琉球大学が当協会に加入したため、その所属地区を定める必要があるによる。

### 5. 国立大学協会会館増築建物・工事費(設備費を含む)・資金計画について

昭和47・6・20  
第50回総会

#### 1) 増築建物・坪数

会議室・事務室鉄筋コンクリート造2階建	
階下(事務室)	33.75㎡(10坪2)
階上(会議室)	33.75㎡(10坪2)
計	67.5㎡(20坪4)

#### 2) 工事費(内容設備費共)見積額

建築費	440万円
附帯工事費	60万円
設備費(アコーデオン等、会議・事務用机椅子その他設備費)	100万円
計	600万円

#### 3) 増築資金計画

会費(昭和47年度臨時増収分)	350万円
電話公債売却代	50万円
寄附金等	200万円
内 寄附金	120万円
寄附工事	80万円
計	600万円

### 6. 常置委員会の設置及び担当事項について

昭和47・6・20  
第50回総会

会則第22条の規定により、国立大学協会に次の常置委員会を置きそれぞれ掲記の事項を担当する。

第1 常置委員会	大学の組織・制度
第2 〃	学科課程・入学試験等
第3 〃	学生の補導
第4 〃	学生の厚生
第5 〃	大学間の協力
第6 〃	大学財政

### 7. 第51回総会の日程について

#### 日 時

昭和47年11月28日(火)	第1日	総会
29日(水)	第2日午前	総会
	午後	学長懇談会
30日(木)		事務連絡会議

#### 会 場

学士会館(神田一橋)

# D そ の 他

## 1. 学長・役員・委員等の異動について

### (1) 学長の交替

大学名	旧	新
埼玉大学	和達 清夫	石田 寿老 (事務取扱)
三重大学	岩本 喜一 (事務取扱)	榊原 慎吾 (事務取扱)

### (2) 役員等の交替

#### ○ 理事

- (旧) 和達 清夫 (埼玉大学)
- (新) 石田 寿老 ( " ) 事務取扱
- (旧) 岩本 喜一 (三重大学) 事務取扱
- (新) 榊原 慎吾 ( " ) " "

### (3) 特別委員の選任について

委員会名	旧	新
科学技術行政特別委員会	藤本 武助 (京都工繊大)	釜洞醇太郎 (大阪大学)
新設大学拡充特別委員会	小野 勝次 (静岡大学)	桜場 周吉 ( " )
図書館特別委員会	広橋 次郎 (和歌山大学)	香山 時彦 ( " )
入試期特別委員会	藤本 武助 (京都工繊大)	増尾富士雄 ( " )
教職員の厚生等に関する特別委員会	馬場啓之助 (一橋大学)	都留 重人 ( " )
入試調査特別委員会	小野 勝次 (静岡大学)	桜場 周吉 ( " )
入試調査特別委員会	藤本 武助 (京都工繊大)	増尾富士雄 ( " )

### (4) 教員委員・専門委員の委嘱

第1常置委員会	安盛 岩雄	東京工大教授
図書館特別委員会	今井 功	東京大教授
大学運営協議会	安盛 岩雄	東京工大教授
"	式部 久	広島大教授
"	中嶋 康輔	岡山大助教授

### (5) 臨時委員・専門委員の解嘱

第1常置委員会	松田 智雄	東京大名誉教授
第1常置委員会	成川 武夫	東京芸術大助教授
第1常置委員会	越後谷悦郎	東京工大教授
第2常置委員会	塩野 宏	東京大助教授
図書館特別委員会	松田 智雄	東京大名誉教授
大学運営協議会	松田 智雄	"
"	成川 武夫	東京芸術大助教授
"	越後谷悦郎	東京工大教授

## 2. 寄贈図書

大学キリスト者 45, 46号

大学キリスト者

昭和45年度大学図書館実態調査の結果報告

大学設置基準等の1部改正について——単位の互換制度の実施——

情報処理教育振興の基本構想

センター計画指針

情報科学に関する大学院教育について

人文・社会科学関係 学術情報の流通・利用の実態調査の結果報告書

以上文部省

青少年に関する行政施策の基本的な考え方について

総理府

Universitas Vol. 14 1972

Stuttgart

課外活動に関する研究資料——課外教育への課題——

大学改革の動向に関する調査報告

以上徳島大学

大学時報 Vol. No. 103「外国教育事情特集」

問題と研究 6月号 1972	日本私立大学連盟	コスモス (Cosmos)	以上宮城県企画部
教育学部紀要 第20号	国際関係研究所	浮世絵と版画	以上日本国際教育協会
保健管理センター要覧	北海道大学教育学部	新しい産業社会における人間形成要約と提言	日本経済調査協議会
第1回健康増進セミナー報告 (Phoenix-Health)	以上広島大学	Population 70	
学生生活研究 1971年度	民主教育協会	Responsible Parenthood and Family Life Education	以上国際家族計画連盟事務局
国際研究学園都市		東海大学紀要 (学生生活研究所第2輯)	東海大学
〃	マスタープラン		

窓

人工腎臓の現在と将来

腎不全の患者を前にして，“回復の見込みはありません”というところまでは、一時代前と状況はあまりかわっていない。しかしひそかに家族に覚悟するように説得する必要はなくなり、血液透析とか、移植とか、どういふ方法で命をたすけようかという相談ができるようになった。

これは近年の人工腎臓による治療の発達によるものである。人工腎臓といっても、体に装着できるほど小型ではないし、蛋白代謝産物の低分子量のものを除去するほかは、あまり本来の腎臓が行なっている機能は上手に代行しない。これは原理としてよっているものが、“透析”という現象だからである。

社会的問題はさておいて、人工腎臓が真に人工“腎臓”らしくなるためには、他の原理のたすげが必要となってくる。

末梢神経症状とか、脳波の slow wave があまり改善されないことから、透析の方法論的な反省——尿素などの低分子の透析性のみに着目せずもっと分子量の大きいところに Uremic toxin があるのではないかということ——も加えて、ろ過とか吸着の原理に人工腎臓の研究者が注目しつつあるのはそのような理由があるからである。

腎臓は大ざっぱにいうと、糸球体で血液をろ過し尿細管で水を再吸収したり、電解質をコントロールして尿をつくる。

人工腎臓もこの二つのプロセスを機械的に行なわせて、大量の透析液をつかうという無駄をはぶくだけでも小型化はより一歩進むし、多くの吸着剤は分子量の大きいものはよく除去するものなので、いわゆる Uremic toxin にはいまの透析型人工腎臓より吸着法併用はよりよいかもしれない。

しかし造血ホルモンとか、血圧の調節を行なうホルモンのこととなると、人智が創造主のつくった腎臓に及ぶかどうか甚だ心もとない。こんなところが最近の状況である。

(東京医科歯科大学医学部第二内科 教授 大淵重敬 助手 中川成之輔)

## 沖繩と国際海洋博

日本の最南端「沖繩」、そこには、青い空と紺べきの海、豊かな陽光と亜熱帯性のみどりがあり、そのなかに熱帯系の多くの動物が住んでいる。それらは破壊度の低い、そしてほとんど汚れない沖繩の自然を象徴するものである。

この南国的な美しい自然と雄大な海が主役となって、沖繩の本土復帰を記念する大きな行事が開催される。それは世界ではじめてといわれる沖繩国際海洋博覧会であり、その舞台は、沖繩島北部の本部半島を主会場として展開される。本部半島は、陸と海の調和のとれたところであり、海洋景観のすばらしさは、沖繩の最高といえよう。本部半島が主会場となったもうひとつの理由は、沖繩島北部地区の経済、文化、社会の各方面にわたる格差を是正し、長期経済開発の線に沿って、北部地区の発展をはかることがねらいである。

開発といえば、直ぐ破壊ということが連想されるが、ここでいう開発は、大規模な工場誘致や、山地開発ではなく、70年代の海洋開発時代にふさわしい歴史的な意義をもつものでなければならない。もちろん関連事業の実施にあたっては、著しく自然を破壊することは禁物である。

沖繩国際海洋博のテーマは「海—その望ましい未来」である。会場はおよそ100ヘクタール、世界30ヵ国の参加が予定され、会期は1975年3月2日～8月31日、観客入場は500～600万人が見込まれている。

国際海洋博について、琉球大学が深い関心をもっていることは、その跡地利用である。大阪万博と異って、施設は残されるので、その利用について、多くの課題が提言されている。その中で高等教育機関と関係のあるものは、国際海洋大学、あるいは国連大学海洋学部、国際海洋研究所、国立大学共同研修施設（海の家）、各種科学研究センターなどである。そのほか、琉球大学では社会の要請に基づいて、海洋博をめどに、海洋学部の設置を検討中である。沖繩の地理的環境からみるならば、教育研究の分野として、海洋学部や研究所、国立大学共同利用の「海の家」などの設置は是非必要である。

沖繩はこれまで、暗い歴史にほんろうされ、また軍事基地として、世界中の注目を集めているが、「海—その望ましい未来」をテーマにした国際海洋博を契機として、また、その合理的な跡地利用によって、“基地沖繩”のイメージを返上し、“海洋沖繩”として、世界平和のかけ橋ともなれば幸である。

（琉球大学長 高良鉄夫）

## 国立大学協会組織表

(昭和25・7・13創立)

- 総会 (春秋2回開催。各国立大学の代表者)
- 理事会 (理事—会長, 副会長を含む—21名, 各常置委員長)
- 監事 2名
- 常置委員会
  - 第1常置委員会 (大学の組織・制度)
  - 第2 // (学科課程・入学試験等)
  - 第3 // (学生の補導)
  - 第4 // (学生の厚生)
  - 第5 // (大学間の協力)
  - 第6 // (大学財政)
- 特別委員会
  - 科学技術行政特別委員会 新設大学拡充特別委員会
  - 医学教育に関する特別委員会 図書館特別委員会
  - 教養課程に関する特別委員会 研究所特別委員会
  - 入試期特別委員会 教職員の厚生等に関する特別委員会
  - 入試調査特別委員会 教員養成制度特別委員会
- 大学運営協議会 (会長・副会長・各常置委員長・地区代表委員)
  - その下に, 大学問題第1・第2・第3および合同の各研究部会あり。
- 特別会計制度協議会 (国大協会長ほか5学長・文部事務次官ほか4局課長)

### 編集後記

本号には, 去る6月開催の第50回総会と5月, 6月開催の諸会議議事要録を登載したほか, 特別寄稿として, 加藤(陸)東北大学長から「或る発想」を, また東京大外事係の協力を得て去る4月14日開催されたUGC関係懇談会の概要を載せることが出来た。なお窓欄には東京医歯大犬淵教授, 中川助手の「人工腎臓の現在と将来」, 琉球大高良学長の「沖縄と国際海洋博」また東京大海洋研西脇教授の「国連・人間環境会議に出席して」等をお寄せいただいたことを感謝する。 (C)